https://doi.org/10.32283/rep.239c5826

平成 23 年度 文部科学省 大学における医療人養成推進等委託事業

「看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」
報告書

平成 24 年 3 月

一般社団法人　日本看護系大学協議会

代表理事　野嶋　佐由美

目　次

Ⅰ．学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する
調査研究プロジェクト・・・

調査研究プロジェクト　メンバーリスト

大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究プロジェクト

看護学教育質向上委員会

プロジェクト委員

委員長　正木治恵（千葉大学）

宮本千津子（東京医療保健大学）　松谷美和子（聖路加看護大学）

佐伯由香（筑波大学）　鈴木久美（兵庫医療大学）

和住淑子（千葉大学）　林　優子（大阪医科大学）

村上明美（神奈川県立保健福祉大学）　小川妙子（群馬県立県民健康科学大学）

山口桂子（愛知県立大学）　張　平平（埼玉県立大学）

学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究プロジェクト

看護学教育評価検討委員会

総合評価協議会

委員長　髙橋真理（北里大学）

金川克子（神戸市立看護大学）　高田早苗（日本赤十字看護大学）

中村慶子（愛媛大学）　前原澄子（京都橘大学）

村嶋幸代（東京大学）　村本淳子（三重県立看護大学）

研究プロジェクト委員会・評価チーム

髙橋真理（北里大学）　高田早苗（日本赤十字看護大学）

上野栄一（福井大学）　香取洋子（北里大学）

叶谷由佳（山形大学）　中山栄純（北里大学）

柳　修平（東京女子医科大学）　小松万喜子（愛知県立大学）

野澤美江子（東京工科大学）

協力メンバー

中井　泉（北里大学）　加藤沙矢香（北里大学）

小泉雅也（北里大学）

看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究プロジェクト

高等教育行政対策委員会

プロジェクト委員

委員長　片田範子（兵庫県立大学）

野嶋佐由美（高知県立大学）　井上智子（東京医科歯科大学）

佐藤禮子（兵庫医療大学）　南　裕子（高知県立大学）

工藤美子（兵庫県立大学）　森　菊子（兵庫県立大学）

高見沢恵美子（大阪府立大学）　横尾京子（広島大学）

協力研究員

高見美保（兵庫県立大学）　森本美智子（兵庫県立大学）

田井雅子（高知県立大学）

看護系大学の教育の質保証に関する調査研究
報告書の発刊に際して

日本看護系大学協議会
代表理事　野嶋佐由美

日本看護系大学協議会は、大学及び大学院の看護学教育の質保証及びその評価については重要な課題と位置づけ、長年取り組んできたところであります。看護系大学、大学院が急増するなか、看護学教育の質の向上・充実を図るには、専門分野に特化した教育評価実施の仕組みづくりが必要であることは共通認識されており、そのようなシステムを構築するべきか検討しているところでもあります。このようななかで、本協議会は、これまでの研究や活動実績を基盤として、平成 23 年度文科省の「大学における医療人養成推進等委託事業　看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」事業に応募し、採択されました。

上記の課題に対して、「学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」プロジェクト、「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究」プロジェクト、「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究」プロジェクトの 3 つの研究プロジェクトにて、本事業を展開しました。そして、この３つのプロジェクトがそれぞれ目標とした成果をだすことができましたので、ここに報告することといたしました。

「学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究」プロジェクトは、看護学専門分野別評価の仕組みづくりを構築し、評価試行事業を実施することにより、看護系大学学士課程の質向上システムとして、専門分野別評価の効果的・効率的な評価システムについて提案することを目指しました。これまで 10 年の実績に基づき、学士課程看護学専門分野評価の評価基準、実施要綱、自己点検評価・評価書作成マニュアル、評価基準自己点検評価用をも、提案しています。このようなプロジェクトの成果を受けて、日本看護系大学協議会としては、専門分野別評価を実施するシステムの構築に向けての意志決定する時期になったと考えています。尚、看護学評価委員会のこれまでの研究・活動の成果もホームページに記載していますので、そちらもご覧ください。

「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究」プロジェクトは、平成 22 年度に文部科学省より出された「学士課程においてコアとなる看護実践能力を基盤とする教育―看護実践能力と到達目標」、卒業時到達度を評価するための基準を明らかにすることを目標としました。学士課程における看護学専門分野別評価の教育課程の内容を評価するための評価方法を開発することを目指しています。本年度は、教員及び学生を対象とする量的調査から、一定の実態を把握することができました。今回のプロジェクトからは、さらなる評価手法の開発とともに、看護学教育としてさらに学士課程班看護実践能力の考え方の普及と、その実施を推進していくことが必要であるという課題を頂いたように考えます。尚、平成 22 年度に実施した研究の成果もホームページに記載していますので、そちらもご覧ください。

「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究」プロジェクトは博士前期課程教育の本質を明確にし、グローバルスタンダードに合致した看護学の博士前期課程教育基準を策定することを目標としています。特に看護系大学院博士前期課程教育のコアとなる本質（標準的なレベル）を明確にすることを目指しています。多様化するなかで、看護学の修士号を授与する教育課程の教育の質を担保するための基準を明確することに取り組み、一定のコアとなる能力を抽出することができました。しかしながら、大学院教育の質保証についてはさらに継続してデータを収集し研究を進めていくことが必要であり、今後に期待したいところです。

看護系大学の教育の質保証に関する調査研究の報告会
ご　挨　拶

文部科学省高等教育局医学教育課
看護教育専門官　石橋みゆき

平成 23 年度大学における医療人養成等委託事業の看護系大学の教育の質保証に関わる調査研究報告会にあたり、ご挨拶を一言申し上げます。文部科学省の高等教育局では大学改革と医療人養成を重視しておりまして、財務省との交渉を経てこれら 2 つの課題に対応すべく、国全体の委託費に関わる予算が今現在大幅に削減されている中でも毎年確実に予算を獲得しております。このうち医療人養成については、医学教育課で担当する課題もございまして、当課では看護師養成の他にも、医師、歯科医師、薬剤師など大学での医療人養成全般について担当している所でございます。ただしその中でも急増する看護系大学の教育の質保証に関しては、医学教育課としても喫緊の課題であると認識していることから、平成 23 年度は看護系大学の教育の質保証に関わる調査研究を委託事業と致しました。

本事業の目的は平成 22 年度の委託事業で学士課程の看護実践能力と卒業時到達目標を設定しました。次の段階として到達度を評価する効果的な方法が必要であるということが 1 つあります。これに加えまして昨年文部科学省でまとめました大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会の最終報告では大学院を含む大学教員の質的・量的充実に向けた検討や専門分野別の第三者評価の推進が今後の課題として指摘されていますことから、看護系大学それから大学院における専門分野別評価の指標の開発も本事業の目的となっています。この 2 つの目的を達成できる委託先を公募しまして、過去の調査研究の実績及び調査結果の全国的な波及効果を評価され、日本看護系大学協議会が選定されました。

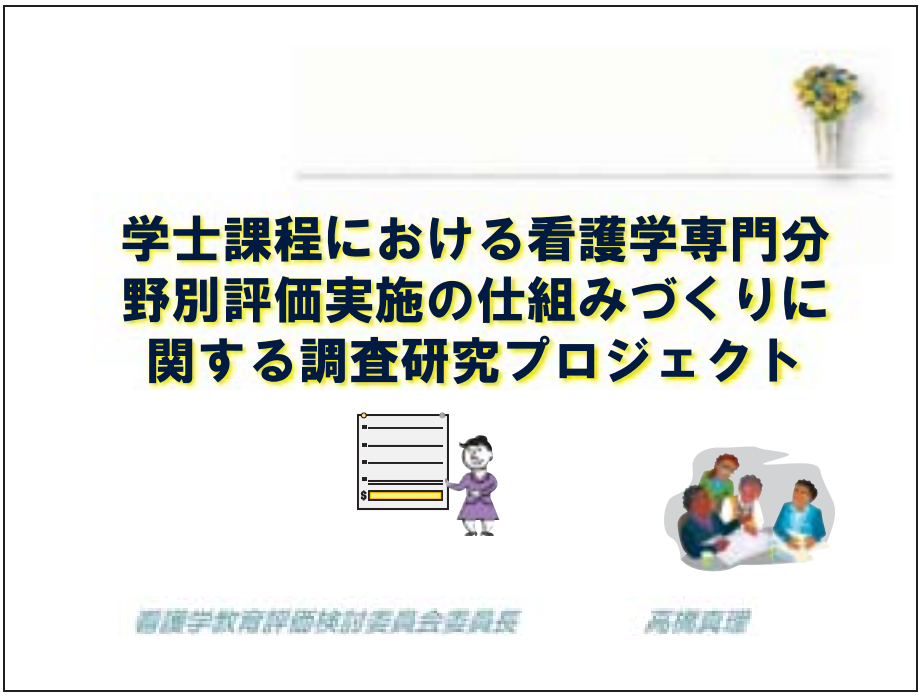
今年度は東日本大震災の影響により、予算成立が遅れましたことから、委託開始の時期がずれこみました。調査研究の実施についても少なからず影響があったものと推察いたします。時間的制約が厳しい中での調査研究の遂行と本日の報告会の実施に至るまでプロジェクトを担当された先生方、会員校の皆様及び協議会の事務局の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

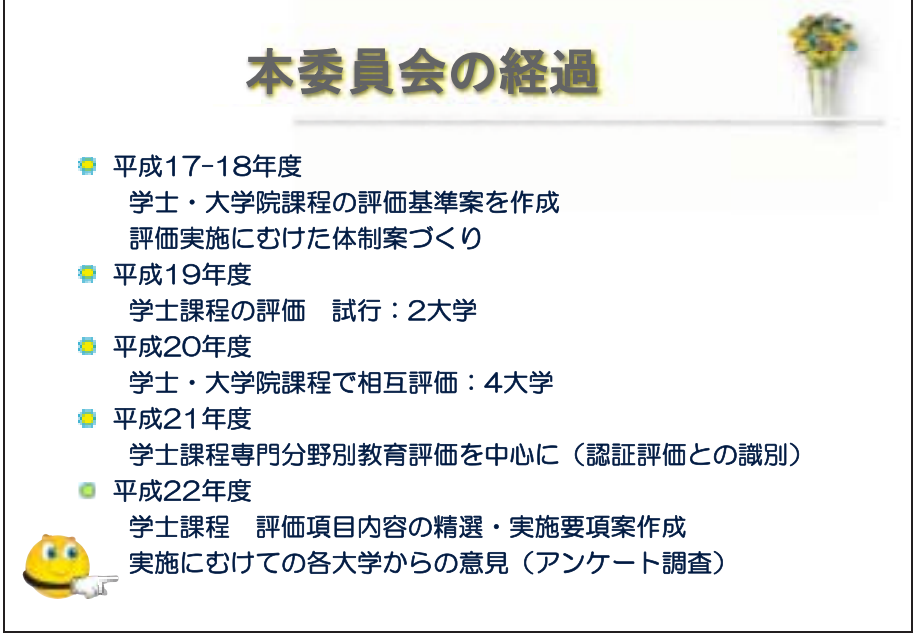
さて、看護系大学は 4 月に新たに開校する大学を含めますと 203 校になります。大学院は修士課程をもつ大学が現在の 131 大学から 141 大学に増えます。博士課程をもつ大学も現在の 62 大学から 69 大学に増えます。本日の報告会では、学士課程における卒業時の到達度の確立された評価方法、看護学専門分野別評価実施のための仕組みづくりへの具体的な提案、そして大学院教育の基準とその基準を活用した評価方法についての具体的な提案があるものと期待しております。今後は本委託事業の結果を全ての看護系大学が共有し、分野別評価にも積極的に参加することが期待されます。また、本委託事業の今後の課題として、修士課程・博士課程を通じた看護系大学院の分野別第三者評価の指標開発や教育体制充実の場での博士課程における教育者養成に関する調査研究があげられます。日本看護系大学協議会におかれましては、引き続き看護系大学院の教育の質向上システムの構築を目指し発展的に調査研究を推進されることを期待し、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

Ⅰ．学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究プロジェクト

学士課程における看護学専門分野別評価実施の
仕組みづくりに関する調査プロジェクト

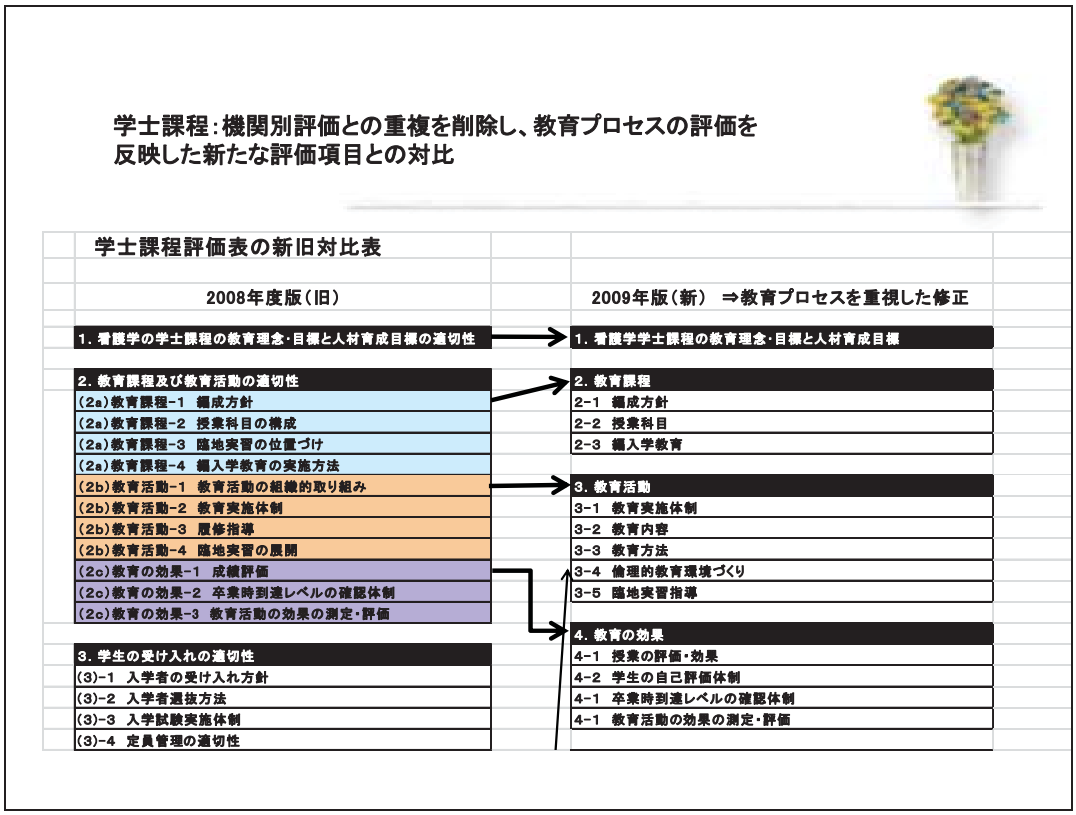
高橋真理（看護学教育評価検討委員会委員長）





看護学教育評価検討委員会は平成 17 年度からスタート致しました。最初は大学・大学院課程全体の評価基準案ということで作成をしていましたが、21 年から専門分野別評価を標榜致しまして、認証評価との識別を明確にしております。専門分野別評価に変えたことで、それまでの評価基準も変更しました。この変更についてですが、具体的に左側がこれまでの 21 年度以前の評価基準で、右側が新たに専門分野別

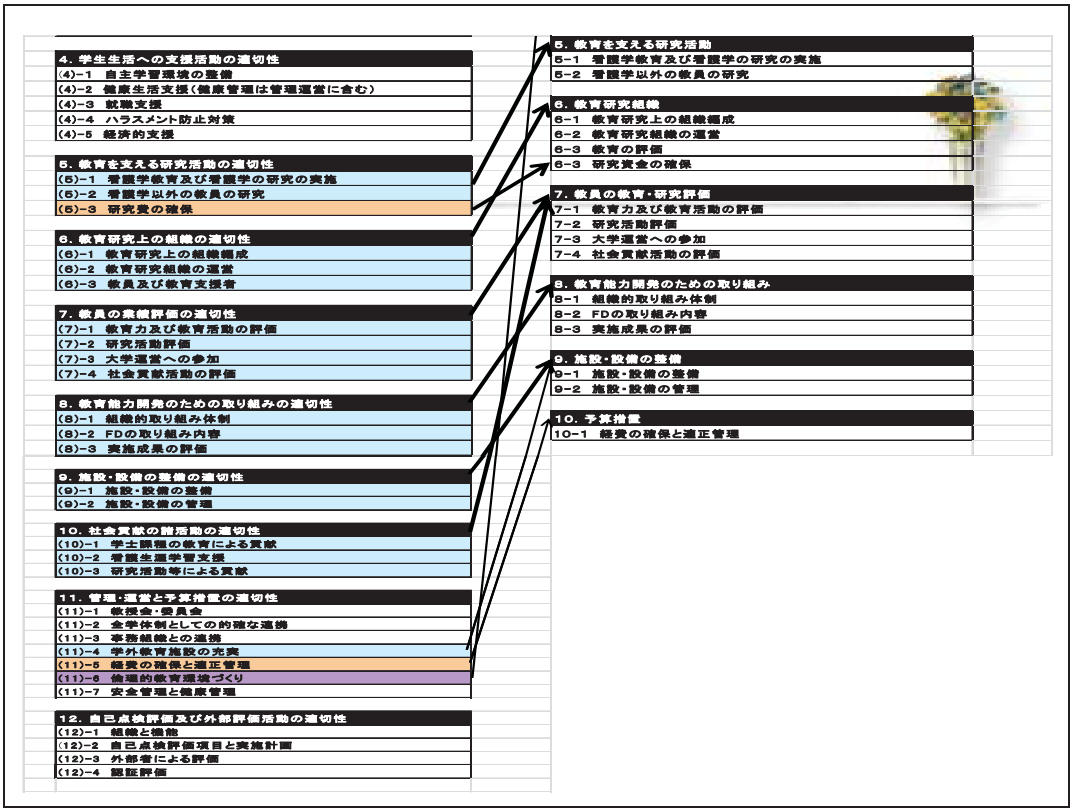
評価、教育のプロセスを中心にした評価項目へと推進しております。認証評価と専門分野別評価の違いは、明らかに認証評価は機関評価であり、専門分野別評価は看護学教育プロセスの評価であるということを明確に識別を致しました。



学士課程:機関別評価との重複を削除し、教育プロセスの評価を反映した新たな評価項目との対比

学士課程評価表の新旧対比表

2008年度版(旧)	2009年版(新) ⇒教育プロセスを重視した修正
1. 看護学の学士課程の教育理念・目標と人材育成目標の適切性	1. 看護学学士課程の教育理念・目標と人材育成目標
2. 教育課程及び教育活動の適切性	2. 教育課程
(2a)教育課程-1 編成方針	2-1 編成方針
(2a)教育課程-2 授業科目の構成	2-2 授業科目
(2a)教育課程-3 臨地実習の位置づけ	2-3 編入学教育
(2a)教育課程-4 編入学教育の実施方法	
(2b)教育活動-1 教育活動の組織的取り組み	3. 教育活動
(2b)教育活動-2 教育実施体制	3-1 教育実施体制
(2b)教育活動-3 履修指導	3-2 教育内容
(2b)教育活動-4 臨地実習の展開	3-3 教育方法
(2c)教育の効果-1 成績評価	3-4 倫理的教育環境づくり
(2c)教育の効果-2 卒業時到達レベルの確認体制	3-5 臨地実習指導
(2c)教育の効果-3 教育活動の効果の測定・評価	4. 教育の効果
3. 学生の受け入れの適切性	4-1 授業の評価・効果
(3)-1 入学者の受け入れ方針	4-2 学生の自己評価体制
(3)-2 入学者選抜方法	4-1 卒業時到達レベルの確認体制
(3)-3 入学試験実施体制	4-1 教育活動の効果の測定・評価
(3)-4 定員管理の適切性	



4. 学生生活への支援活動の適切性
(4)-1 自主学習環境の整備
(4)-2 健康生活支援(健康管理は管理運営に含む)
(4)-3 就職支援
(4)-4 ハラスメント防止対策
(4)-5 経済的支援

5. 教育を支える研究活動の適切性
(5)-1 看護学教育及び看護学の研究の実施
(5)-2 看護学以外の教員の研究
(5)-3 研究費の確保

6. 教育研究上の組織の適切性
(6)-1 教育研究上の組織編成
(6)-2 教育研究組織の運営
(6)-3 教員及び教育支援者

7. 教員の業績評価の適切性
(7)-1 教育力及び教育活動の評価
(7)-2 研究活動評価
(7)-3 大学運営への参加
(7)-4 社会貢献活動の評価

8. 教育能力開発のための取り組みの適切性
(8)-1 組織的取り組み体制
(8)-2 FDの取り組み内容
(8)-3 実施成果の評価

9. 施設・設備の整備の適切性
(9)-1 施設・設備の整備
(9)-2 施設・設備の管理

10. 社会貢献の諸活動の適切性
(10)-1 学士課程の教育による貢献
(10)-2 看護生涯学習支援
(10)-3 研究活動等による貢献

11. 管理・運営と予算措置の適切性
(11)-1 教授会・委員会
(11)-2 全学体制としての的確な連携
(11)-3 事務組織との連携
(11)-4 学外教育施設の充実
(11)-5 経費の確保と適正管理
(11)-6 倫理的教育環境づくり
(11)-7 安全管理と健康管理

12. 自己点検評価及び外部評価活動の適切性
(12)-1 組織と機能
(12)-2 自己点検評価項目と実施計画
(12)-3 外部者による評価
(12)-4 認証評価

5. 教育を支える研究活動
5-1 看護学教育及び看護学の研究の実施
5-2 看護学以外の教員の研究

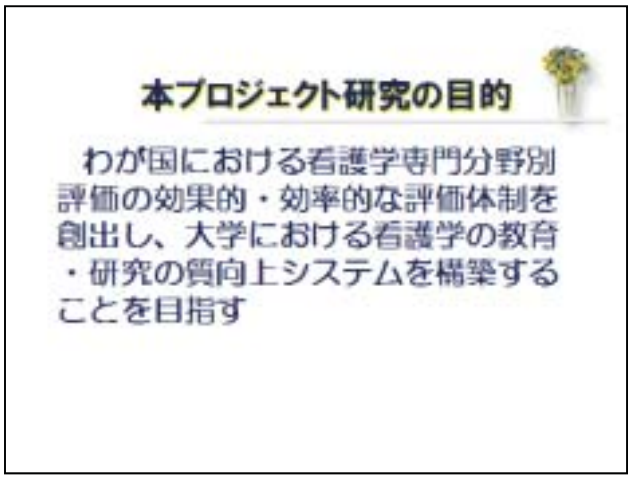
6. 教育研究組織
6-1 教育研究上の組織編成
6-2 教育研究組織の運営
6-3 教育の評価
6-3 研究資金の確保

7. 教員の教育・研究評価
7-1 教育力及び教育活動の評価
7-2 研究活動評価
7-3 大学運営への参加
7-4 社会貢献活動の評価

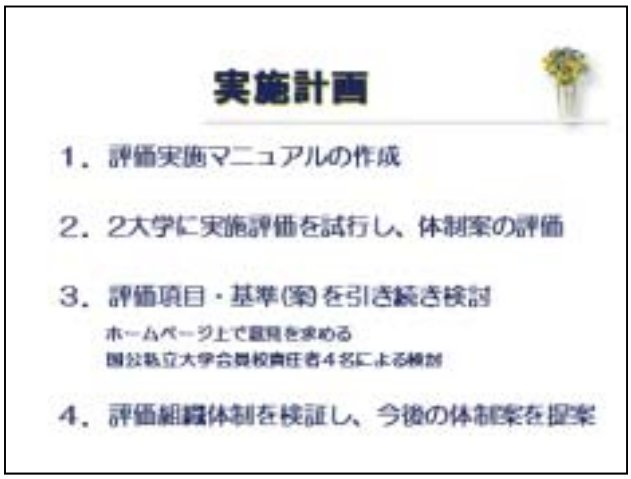
8. 教育能力開発のための取り組み
8-1 組織的取り組み体制
8-2 FDの取り組み内容
8-3 実施成果の評価

9. 施設・設備の整備
9-1 施設・設備の整備
9-2 施設・設備の管理

10. 予算措置
10-1 経費の確保と適正管理

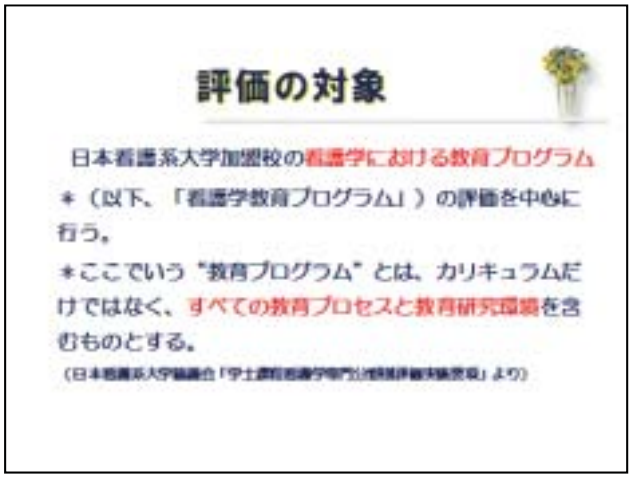


そのような中で、今回の本研究の目的ですが、我が国における看護学専門分野別評価の効果的効率的な評価体制を創出し、大学における看護学の教育研究の質向上システムを構築することを目指す、ということです。

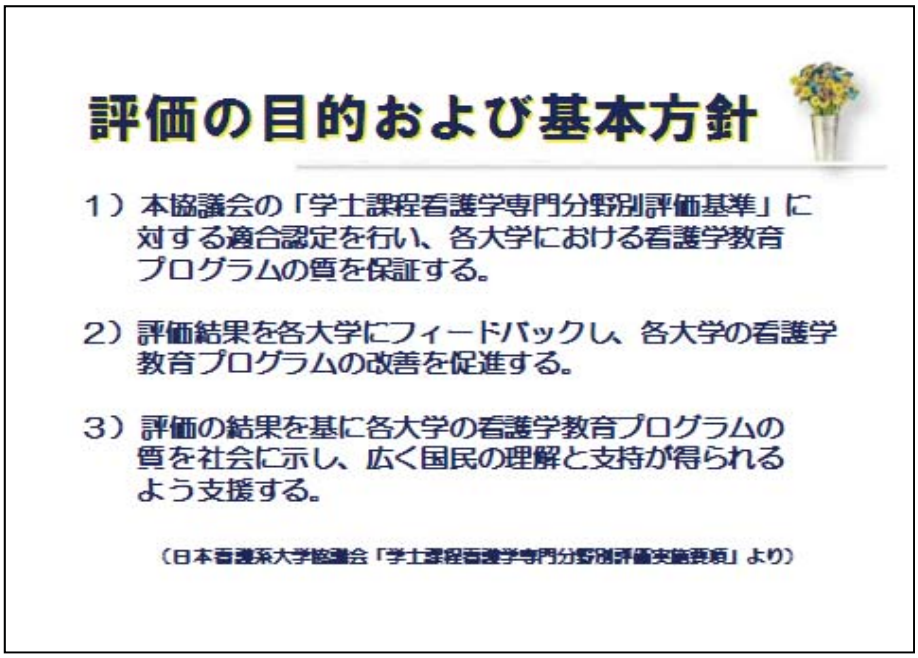


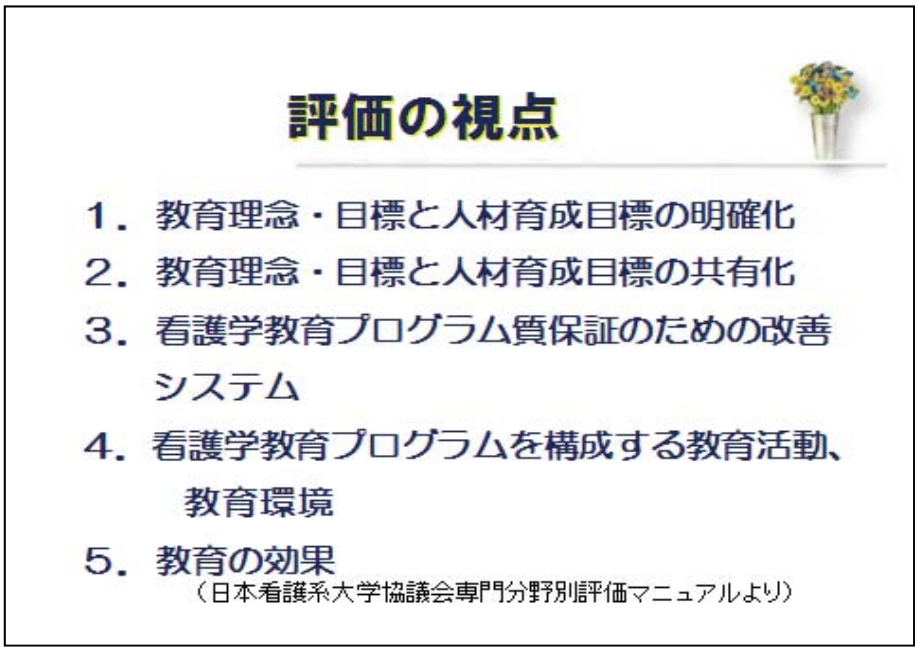
実際の実施計画はスライドにお示しした通りですが、今回特にその中で、2番目の2大学に評価を試行し、体制案の評価についてご報告させていただきます。





まず評価の対象ですが、先程お話しましたように日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラムの評価を中心にしてございます。ここでいう教育プログラムとはカリキュラムだけではなく、全ての教育プロセスと教育研究環境を含むものと致します。

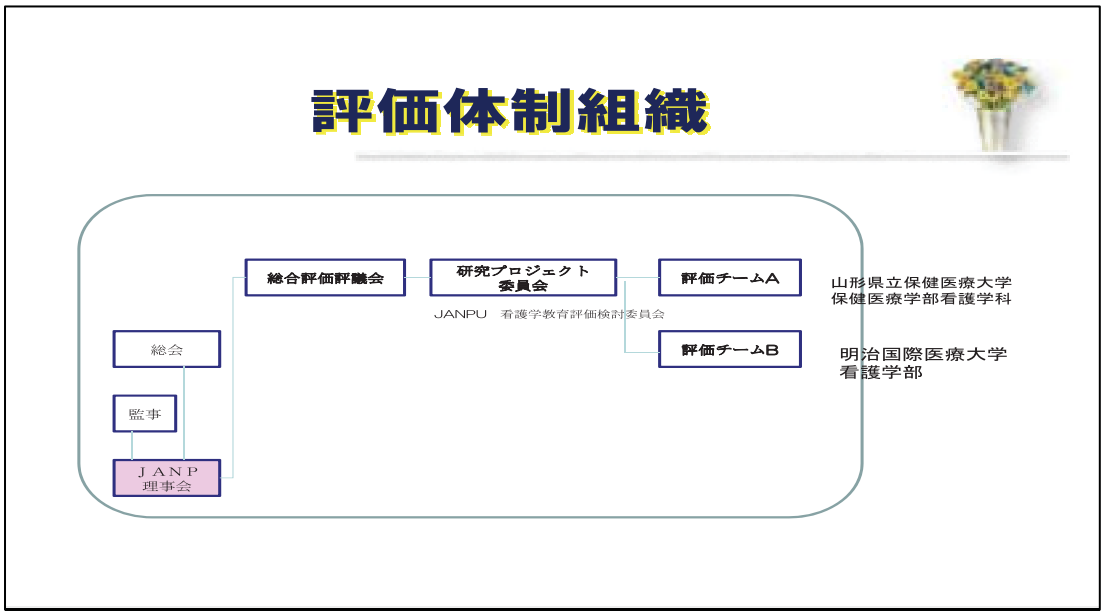




評価の目的及び基本方針は３項目を設定しています。第一は現在 10 の評価基準をもっております学士課程看護学専門分野別評価基準に対する評価適合を行います。それに対して、適合認定を行い各大学における看護学教育プログラムの質を保証する。第二番目、評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の看護学教育プログラムの体制を促進する。第三番目、社会に広く国民の理解と支持が得られるように支援をする。大きくこの３つの目的と基本方針をあげています。

評価の視点と致しましては、５つを設定しています。教育理念目的や目標と人材育成目標が明確に羅列されているか、また学生教員間で共有されているか、看護学教育プログラム質保証のための改善システム、ピクシーサイクル等が機能しているか、看護学教育プログラムを構成する教育活動・教育環境は適切であるか、そして教育の効果が適切にはかれるか、このような 5 つの視点をもとに評価を行いました。

評価体制の組織です。ピンクは本 JANPU 理事会を示しており、本理事会のもとに総合評価協議会、これが親委員会としての最終決定委員会です。このもとに今回は研究プロジェクト委員会、実際に評価を検討する検討委員会を置き、試行評価 2 校をお願いしましたので、評価チーム A、評価チーム B の 2 評価チームが実際の評価に携わりました。なお、評価チーム A は山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科、評価チーム B は明治国際医療大学看護学部の対象校としてご協力をお願いしましたところ、両大学とも快く評価試行をお引き受け下さいました。また、お引き受けいただくにあたって今回は機関別認証評価をここ 2~3 年内に受けている大学にお願いを致しました。





		総合評価委員会	プロジェクト委員会	事　務　局
23年10月1日（土）	教育評価委員会・全体計画	評価組織の検討	マニュアル案作成の分担	
		対象大学候補の選出		対象校への打診
		評価項目精選（１０月末）	評価者チームの分担	
23年10月末通信会議	項目精選・マニュアル案の決定	⇒（メール会議）	マニュアル案の作成	
		（スカイプ会議）	⇒　（スカイプ会議）	
23年11月　3　日	第1回研究プロジェクト委員会		評価チーム委員会議	対象校・評価者への評価資料送付
23年１２月２６　日	山形県立大学第一段階書面評価締切		評価チームから評価提出	対象校・評価員から評価提出
２４年1月　10日	明治国際医療大学第一段階書面評価締切			
２４年１月　15日	第2回研究プロジェクト委員会			
2024年1月26日	山形県立保健医療大学訪問調査			
2024年1月27日	明治国際大訪問調査			
2024年2月4日	第3回研究プロジェクト委員会		評価チームの報告書作成	
２４年2月　中旬	対象大学へ異議申し立て			
2024年2月26日	評価決定	総合評価委員会	総合評価委員会	理事会報告
2024年3月17日	評価検討委員会・報告会	報告会	報告会	

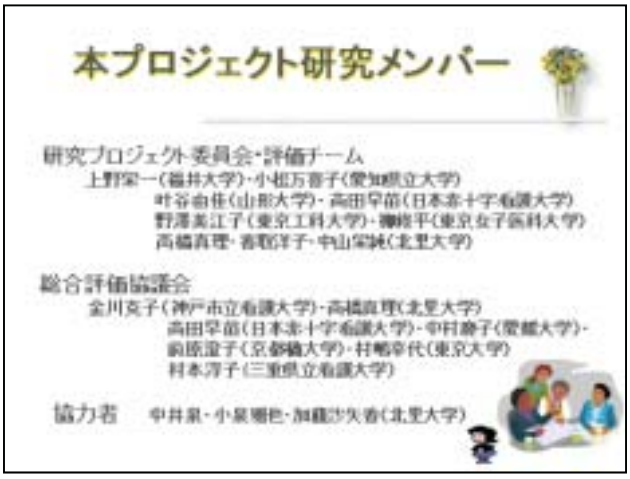
日程ですが、事業そのものがタイトなスケジュールでしたから、2 大学においては大変なご負担をおかけしてご準備等をいただきました。



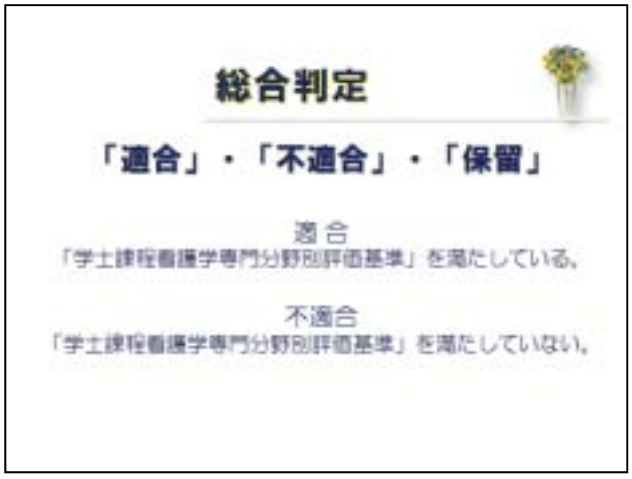
評価の実際は、2 段階で行いました。

1 段階目は大学における自己点検評価です。自己点検評価票に基づいて行っております。資料として、自己点検評価票を 2 枚つけております。

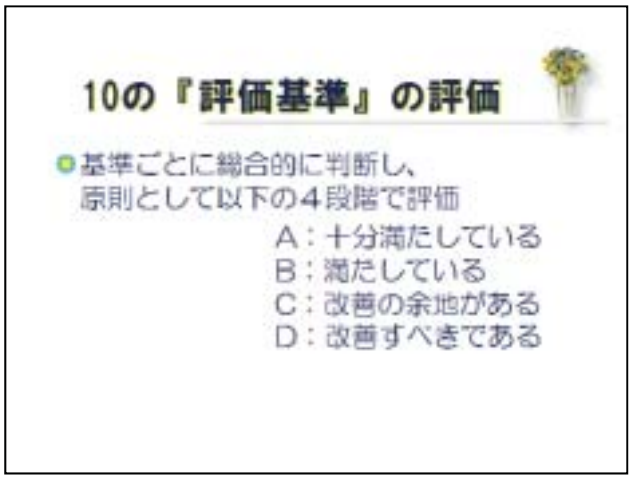
一部ですがご覧いただくと、最初にまず大学の理念、養成したい人材像、それで次のページに評価基準の 1 という、学士課程の教育理念等を書く所です。このような書式で、評価の根拠をチェックしながら最終的には判定結果基準を十分満たしているかを評価して頂くことと、下に自由記載の欄があります。このような自己点検評価票を提出していただきました。2 段階目は本プロジェクト評価委員会において書面調査と訪問調査を致しました。



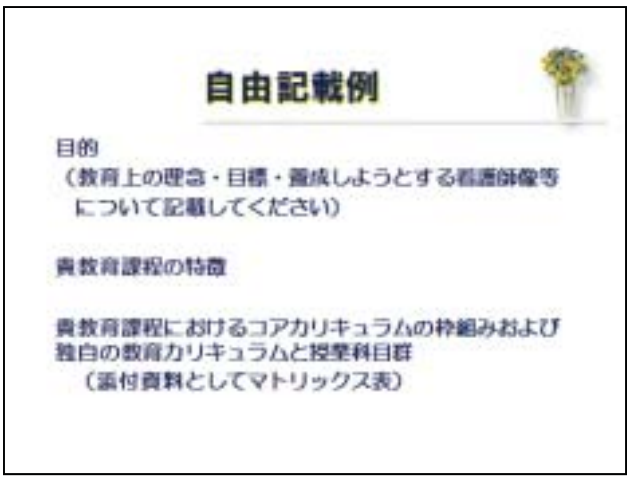
評価チームは書面・訪問調査致しまして、チーム報告会を作りまして、研究プロジェクト委員会にあげました。それで研究プロジェクト委員会では、評価報告書原案をチーム報告案に基づいて作成しまして、両大学へお示し致します。そこで異議申し立てを受けます。それでそれらに基づきまして総合評価協議会で適合・不適合の判定を致しまして、最終的に評価報告書として各大学にお返しするという実際です。現在に総合評価協議会にまでは通りまして、3 月末に両大学へ報告書としてお示しする予定です。



判定の仕方は適合・不適合・保留です。適合は基準を満たしている・不適合は満たしていないことになります。



1 から 10 の評価基準に関しましては、A から D まで 4 段階で評定致します。



また、大事な点として、自由記載欄に今お示ししましたような人材養成目的と、それから対象校の教育課程の特徴それから先程前段でお話がありましたコアカリキュラムの枠組み及び独自の教育カリキュラムの授業科目群などをマトリックス表でお示しいただきたいということをお願いしました。特にモデルコアカリをコアをどのように教育課程の中に組み入れているかということも力を入れて実施していきたいと考えました。

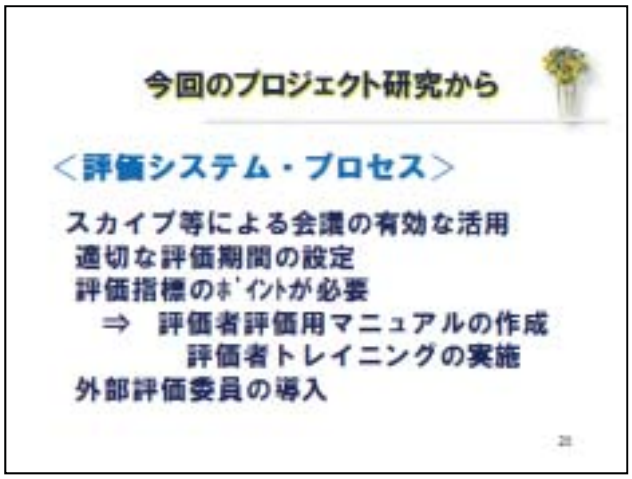


最終的には今お示ししましたような山形県立保健医療大学、明治国際医療大学両大学とも、このような証書を交付するということで 3 月 31 日に大学の方へ送らせていただきます。

なお、評価、一連の実際のことの詳細に関しましては、報告書にお示しさせていただきたいと思います。



さて、ここでは、簡単に今後の課題について説明させていただきたいと思います。



今回のプロジェクト研究について、評価委員の方たちから、いろいろな情報、ご意見を頂きましたので、その中の代表的な課題について紹いたします。

まず、「評価システム・プロセス」に関しての課題です。例えば、経費についてですが、これまで大学評価はもの凄く費用がかかるという難題がありました。そこで、今回は、スカイプ等による電子会議を入れることが有用であると考えました。また、何と言っても評価期間の問題は、今回は大急ぎの中で実施致しましたので、今後は十分な期間設定が必要です。それから、評価の実際における評価者側の問題として、評価の妥当性の問題があげられました。これらの点から、今後は評価者用のマニュアルも必要であり、またトレーニングを会員校の先生方に広めていくことも必要

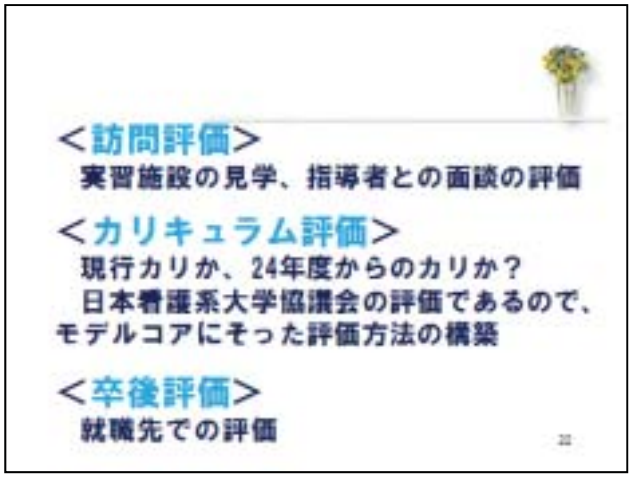
です。今回残念であったのが、当初第三者評価委員の方にお入り頂くことを予定していたのですが、日程的に厳しく、結果として、看護の中だけで実施しました。今後は、外部評価委員の導入が必要です。

諸外国では第三者評価による評価で承認されることによって、各大学が社会からのお墨付きを得るといった位置づけが大変強いです。しかし、現在、わが国における看護学専門分野別評価は、看護系大学の中でもなかなか認知度を上げることが難しいことから、まず、今、最も重要な点、私たち日本看護系大学に求められていることは、お墨付きというよりは、全会員校にこのような評価を受けることに重要性を普及していくことの方がより必要であると思います。



次に、評価基準項目に関する課題ですが、実際に今回用いた１０基準項目の中で、10番目の「予算の措置」の評価内容に関しましては、評価項目内容が一般的でないという課題が指摘され、再検討が必要になりました。また、本専門分野評価はは、教育のプロセスを評価することをうたっております。しかし、教育プロセスを実際にどのような形で評価することが望ましいかなど、その方法論は十分検討されているとは言い難いです。

この点に関しましては、ある程度こちら側からその方法例を提示することも必要であると考えました。現在の大学評価は、自己評価による内部の教育の検証プロセスに資する部分がとても重要ですが、この点を評価の中でどのようにうまく取り入れていくかについても課題が残りました。



評価方法に関する課題もあります。訪問評価の中では、特に、実習施設の見学であるとか、実習指導者との面談というのは、非常に大学側の特徴が見えて有効であることがわかりました。今後は、この点をさらに具体化した訪問評価を実施できるような計画が重要であると思いました。

評価対象の時期に関する問題としては、今回は今年度現行の評価をするのか、それとも 24 年度からの教育課程を評価するのかということで議論になりました。また、日本看護系大学協議会が実施する評価であることから、モデル・コアに関する目標達成を中心とした評価方法の構築に重点を置くべきではないかという意見もありました。さらに、卒後教育に関しては、就職先での評価の導入も取り入れていくことが必要ではないかという意見もありました。これらの点に関しましては、今後の課題として検討していきたいと考えます。

最後に、海外の看護学のアクレディテーションシステムについて、簡単にご紹介したいと思います。日本で今、私たちは日本の専門分野別評価を立ち上げていこうと、看護系大学協議会のもとに検討を重ねてきておりますが、ここで、海外における看護学専門分野別評価の状況を簡単に述べさせていただきます。多くの

先進国では、アクレディテーションシステムとして動いております。なお、アクレディテーションというのは、外部団体がピアレビューによって教育の質の保証するシステムのことです。



例えばアメリカであれば代表的な２つの評価機関があります。
ＣＣＮＥと言われる大学看護教育委員会は、大学教育だけの評価を行っております。ＮＬＮＡＣと呼ばれる全米看護連携は専門学校教育すべての評価を行っています。最近大学の評価が非常に伸びて来ております。





英国では、質保証という言い方ですが、看護学と助産学の質保証を行っています。

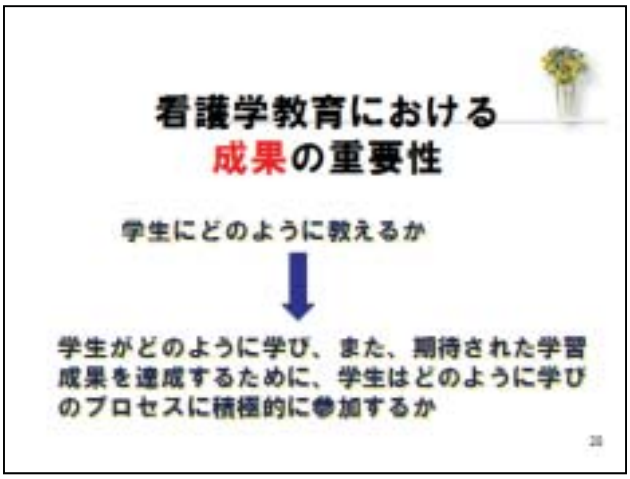


またオーストラリアも看護と助産の教育の認定を行っております。

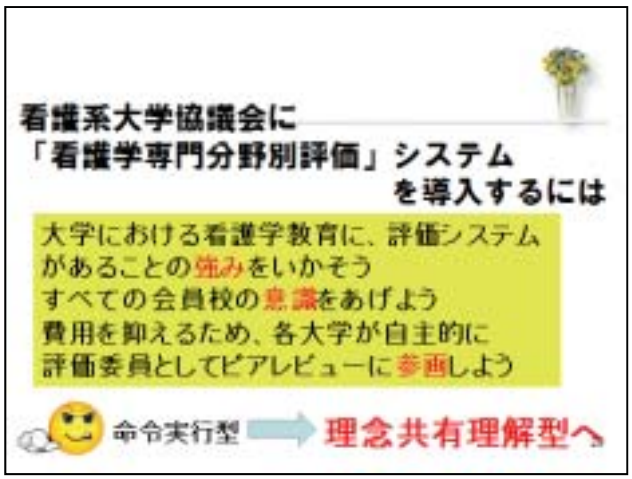


韓国は　約 15 年前から看護教育の認証を導入しておりまして、2003 年からはアクレディテーションホームを中心とした評価も行っております。

また現在、米国の大学看護教育委員会の指針を活用し、世界の様々な国で評価が行われているという印象があります。このような流れで、グローバリゼーションのなか、日本でも、国際的な基準に基づいた評価をどのように発展させていくかという、大きな課題がみえてきます。

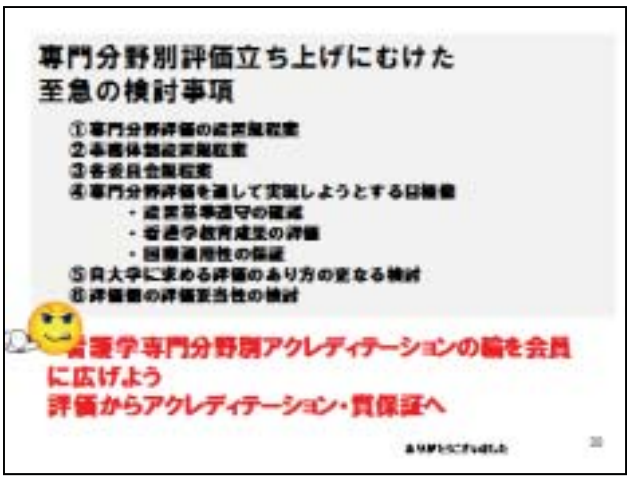


看護学教育における成果の重要性は、もうすでに今回の報告から皆様もご理解いただいたと思いますが、入口の評価ではないことです。すなわち、学生にどのように教えるか、何を用意するかということではなく、学生がどのように学び、期待された学習成果にどのように達しているか、学生はどのように学びのプロセスに積極的に参加するか、このことを評価していくのが専門分野別における看護学教育の目指すところであると思います。



看護学専門分野別評価システムを、日本看護系大学協議会の中に導入していくためには、まず、例えば大学の看護学教育に関する評価システムを負担に思うのではなく、強みにできることが大事であります。アメリカのある大学院では、明らかに評価を受けた大学の卒業生でないと、その大学院を受験ができないという資格に縛りをつけているところもあります。評価が負担ではなく、今日も評価を受けた大学がいくつかの強みがあることのご報告いただきましたが、それをどのように活かしながら看護学を日本の中で位置づけ、質の保証をしていくかということ、それから 200 の大学の中にはいろんな状況がありますが、やはり一丸となって、大学における看護学教育のレベルを底上げすること、そして、各大学が自主的に評価委員とシステムに参加することであると思います。そして、このようなことに向けて動く評価システムを本協議会の本委員会の中で立ち上げていきたいと思います。私たちは一緒にやっていく、やれることからやっていくという理念の共有化です。また、それらを実現するためにはマニュアルが大事です。

ぜひ皆さん一緒にやっていきましょう。



専門分野別評価立ち上げに向けた至急の課題事項として６つがあがっています。特に４番目ですが、この専門分野別評価を通して、実現しようとする目標像として、設置基準の遵守の確保はもとよりですが、成果の評価、それから国際通用性、これら３つをゴールにやっていくことが大事ではないでしょうか。

　今回強調したいことは、看護学専門分野別アクレディテーションの輪を会員校に広げようということです。看護系大学専門分野別評価のアクレディテーション、質保証に向けてということで結ばさせて頂きます。

看護学専門分野別
試行評価実施報告

山形県立保健医療大学
試行評価について

日本看護系大学協議会
看護学教育評価検討委員会
委員　高田早苗

1

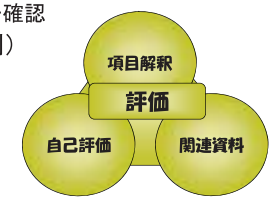
評価プロセス

- 評価委員
  上野、叶谷、中山、野澤、高田
- 書面評価
  ＊1 月初め　対象校の自己評価・提出資料が評価委員に届く
  ＊1月15日　評価会議
  分担作業　→　協議・資料点検確認　→　訪問調査事項確認
- 訪問調査　1月26日
  ＊事前に、要望並びに書面評価の上での質問事項を伝え、対象校に準備を依頼
  ＊実習病院を含む学内視察、学生との面談などを要望
- 評価案のまとめ　2月中旬

2

書面評価の実際

- 評価基準1.「教育理念・目標」～10.「予算措置」について、大学の自己評価の妥当性を、関連資料をチェックするなどして点検確認する
  対象校の評価表に沿った自己評価　＜評価の根拠＞欄のチェックの有無、自由記述内容を確認
- 評価委員の中での討議（例）
  教育課程の独自性
  「看護師教育と保健師教育、看護師教育と助産師教育のいずれかを選択」 独自性と言えるか、言えるとすれば・・・・



3

添付資料(例)

1.学則
2.学生便覧
3.シラバス
4.大学案内
5.各種規定(委員会など)
6.外部評価・認証評価結果
7.自己点検・自己評価報告集
8.実習要項　・・・
21.卒業生進路状況
・・・
41.臨地実習施設
42.高額備品・施設設備
等に関する資料

4

現地訪問調査

- 事前の依頼：書面調査結果から質問事項作成

「現地調査でお伺いしたい項目・・・」例

★全体単位数が他大学と変わらない中で、保健師・助産師のいずれかを必修とできる仕組みとは？
★進級制をとっているが、実習の履修条件はあるか？
★実習指導者を含む研修会を実施しているが、実際の内容、具体的な進め方は？
★教員の領域間のバランス、質的数的確保について
★実習依頼費についての現状
★シミュレーター活用委員会の具体的活動内容とは？

5

現地訪問調査の実際

- 9:30～11:00
  学長、理事、役職者ご挨拶、大学構内見学、授業参観など
- 11:00～11:50
  学生ヒヤリング
  茶道部3年生からお点前の接待を受けた後、4年生・3年生に授業や実習のこと、大学のよさや要望など
- 13:00～14:00
  県立病院見学、看護部へのヒヤリング　教育担当副部長
- 14:30～15:50
  教員との話し合い、質疑応答

6

現地訪問調査の実際



校舎全景



校舎入口からの風景

7

現地訪問調査の実際



校舎近景



エントランスホール

8

現地訪問調査の実際



食堂



図書館　閲覧室

9

現地訪問調査の実際



地域看護実習室



基礎看護実習室

10

現地訪問調査の実際



病院からみた校舎

県立中央病院の様子

学生指導室



調査のまとめ：報告書作成

- 書面調査に訪問調査結果を加え、分担執筆

＊訪問調査結果についてのまとめの時間ないままに分担し、事後の調整に手間取った。

＊基準ごとの作業･･･関連するところが重複してとりあげられるあるいはどちらの基準の内容か、判断にばらつきがあり、重複して記述される結果も。

- 訪問調査で学生ヒヤリングや実習施設との連携などの良い点や進んでいる点などが明確になったが、いずれの基準にもっとも適合する内容か、判断が意外と難しい。
- 概評、評価基準別評価の順に作成、対象校に配布予定

12

対象校のご協力に感謝申し上げます。

評価委員一同

13

看護学教育評価（試行）の対象校としての報告



山形県立保健医療大学
保健医療学部
看護学科

14

山形県立保健医療大学の概要

- 平成12年4月開学
- 1学部3学科　学生定員　400名
  看護学科：1学年50名＋3年次編入生10名
  理学療法学科：20名＋3年次編入生5名
  作業療法学科：20名＋3年次編入生5名

・平成21年4月法人化

15

看護学科の教育理念

人間尊重の理念に基づき、
高度化・多様化する社会の変化に対し、
看護の役割と責務　を自覚し、
人間、健康、環境の視点から、
生活している人間に対する看護を
系統的・　包括的に探究し、主体的に学ぶ
人材を育成する。

16

看護学科の教育目標　（キーワードのみ）

- 自然、社会環境、人間の健康との相互作用
- 個人・集団の変化する健康レベルを判断
- 科学的論理的思考過程
- 創造的に看護を実践
- 人権擁護、対象者の意思決定を支える
- 保健・福祉・医療職者と協同、チームの一員
- 国際的視野
- 主体的・継続的学習

17

看護学科のディプロマポリシー

1　人間の尊厳を理解し、倫理感に基づき責任ある行動ができる。
2　多様な知識と看護に求められる専門的技能を修得し、看護活動に取り組める能力を身につけている。
3　医療チームの一員としての役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を身につけている。
4　知的好奇心をもって、問題をみつけ、考え、解決に向けて継続的に学習する能力を身につけている。
5　多様な文化と価値観を理解し、国際的な視野から、健康問題を捉える能力を身につけている。
6　地域の保健医療の水準の向上に貢献できる基礎的能力を身につけている。

18

看護学科カリキュラム改正の概要

- 平成17年度～18年度
  教育課程の見直し
  ⇒平成19年度カリキュラム改正

- 平成22年度～23年度
  指定規則改正に伴う教育課程検討
  ⇒平成24年度カリキュラム改正

19

本学科が試行評価を受ける動機

- 平成21年度大学基準協会による評価は「適合」しかし、看護学教育としての自己点検・評価は十分とは言えない。
- 1学部3学科という構成のため、看護学教育の充実や改善に向けた活動や行動の必要性について全学的な理解が得られにくい。

看護学教育に特化したピアレビューによって、本学科の教育・研究の充実と改善を実現したい。

20





試行評価を受けて（良かった点）

- 本学科捉えている問題点は妥当であることが確認できた。（自己評価と第三者評価に大きな開きがなかった）
- 本学科の自信になるとともに、今後の教育活動の充実・改善に向けての動機付けとなった。（ピアレビューにより、本学科の良いところを評価してもらえた）
- 自己点検・評価のためには、日ごろから教育研究活動の経過等の資料を整理して、保存しておくことが重要であることを改めて認識した。

23

試行評価を受けて（課題が残った点）

- 本学科における課題や改善に向けた取り組みについて、全学的な理解を得るに至っていない。

特に指摘を受けた問題点（大学の意思決定への参画、教員補充・増員についての問題意識は本学科と大学の認識に差がある。

現状で大学の意思決定に十分に参画できていない本学科のような場合、問題点の改善勧告や改善報告書提出を求められるなどの強制力が働かなければ問題点の解決が困難。

24

今後の本事業に対する期待

- 今後も看護学教育および研究活動の充実・改善に向けた動機付けとなるピアレビューを継続していただきたい。
- 看護学教育の認証評価機関設立に発展する ことを願う。
- 実地評価においては、学長・理事等の出席を文書で要請してもらえると良い。

25

大学（看護学科）としてこの評価をどのように活用していきたいか

- 本学科において伸ばしていく点、今後の課題解決に向けた目標、行動計画を学科内で共通認識することに活用していきたい。
- 本学科の教育・研究の充実している点・改善点や今後の課題への取組み方の妥当性を全学的に説明するための根拠として活用していきたい。

26

「看護学専門分野別評価」 試行調査報告



協力校　明治国際医療大学

柳　修平
東京女子医科大学大学院・地域看護学分野

年度別　**試行調査協力校**

平成19年度	愛媛大学医学部看護学科
平成20年度	宮崎大学医学部看護学科
	富山大学医学部看護学科
	東京女子医科大学看護学部看護学科
	沖縄県立看護大学看護学部看護学科
平成23年度	山形県立保健医療大学保健医療学部看護学科
	明治国際医療大学看護学部看護学科

協力校　**明治国際医療大学の概要**

- 設置学部学科・研究科

鍼灸学部鍼灸学科
（定員　400名）
保健医療学部柔道整復学科
（定員　244名）
看護学部看護学科
（定員　260名）
大学院鍼灸学研究科
（修士課程　64名）
（博士後期課程　12名）

1983年 明治鍼灸大学開学
1987年 附属病院開設
1991年 大学院設置
2004年 保健医療学部開設
2006年 看護学部開設
2008年 明治国際医療大学
に大学名変更



建学の精神



大学ホームページより転載









ユニークな教員研究組織　ユニット



看護学部のユニット

- 基礎看護学ユニット
- 成人急性期看護学ユニット
- 成人慢性期看護学ユニット
- リハビリテーション看護学ユニット
- 精神看護学ユニット
- 小児看護学ユニット
- 母性看護学ユニット
- 老年看護学ユニット
- 地域看護学ユニット

教学部長
研究部長

学部長

ユニット長

教育活動・研究活動の「活動単位」

ユニークな教員研究組織　ユニット



看護学部のユニット

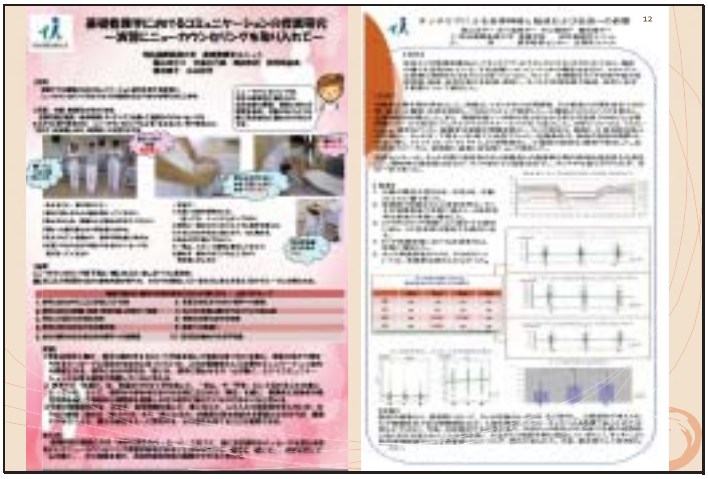
- 基礎看護学ユニット
- 成人急性期看護学ユニット
- 成人慢性期看護学ユニット
- リハビリテーション看護学ユニット
- 精神看護学ユニット
- 小児看護学ユニット
- 母性看護学ユニット
- 老年看護学ユニット
- 地域看護学ユニット

教学部長
研究部長

学部長

ユニット長

教育活動・研究活動の「活動単位」



13

教育・学習環境



14



明治国際医療大学附属病院

16診療科　114床

明治国際医療大学附属鍼灸センター

附属リハビリテーションセンター
附属MRセンター





15



16











18





まとめ

- 先発学部の伝統
- 看護学部の強み
- 独自性の高い教育

一般社団法人日本看護系大学協議会

平成23年度
「大学における医療人養成推進等委託事業・看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」
－試行評価を受けて－



平成24年3月17日（土） 13:00～16:30
北里大学白金キャンパス コンベンションホール
明治国際医療大学
看護学部　山田 皓子

目　次

1. 本学の紹介
2. 試行評価を受けた感想
3. 試行評価の活用方法
4. 本事業に対する期待
5. 今後の課題

1．本学の紹介①



＊京都府中北部

＊京都駅～JRで約1時間

＊車窓は四季折々、風光明媚

＊鍼灸学部、保健医療学部（柔道整復学科）
看護学部の3学部を有する

1．本学の紹介②：学生の講義・演習風景





真剣に看て、聴いて、触れて感じる





試行評価の取り組み過程

2011年11月下旬	看護系教授会にて試行評価参加決定
↓	
2011年12月中旬	11の評価基準にそって分担：教授7名 各委員会の役割から分担内容を決定
↓	
2012年1月初旬	7名の作業を合体！：内容の確認・修正
↓	
2012年1月中旬	最終原稿の確認・修正と送付

★少ない時間で集中的に取り組みました！

2．試行評価を受けた感想①

1）ポジティブな側面
- 知らなかった規程や組織運営などが理解できた
- 大学と学部の現状が明らかになった
- 評価を通して事務部門とのやり取りができ共通理解のきっかけができた
- 本学の看護系教授会の力の総和を感じた

2）ネガティブな側面
- 大学全体をみるとシステム化ができてない箇所が多い
- 年末で合同作業が難しかった
- 作業結果を検討する時間が少なかった
- 資料集めが大変だった

2．試行評価を受けた感想②

情報の整理

↓

問題点と課題の明確化

↓

＊進むべき方向の決定

＊優先順位の決定

3．試行評価の活用方法

- Weak　ポイントとその改善・強化

1）教育を支える研究活動：

⇒学部内教育科目の担当を通して専門性を高める

⇒看護研究のゼミを通して教員の研究の専門性を伝える

2）教育・研究組織

⇒公明正大な業績評価、組織による評価体制の整備が必要

⇒学生の質、教員の研究・教育能力の向上戦略が必要である

⇒事務部門、本部の方針と教育の理想の歩み寄りが重要である

3）施設・設備の整備

⇒3学部であるため既存の建物を柔軟に共有し、必要に応じて改造する

4．本事業に対する期待

- 全体がみえることで、教員の思考の整理につながる。
- 参加校が増えれば、結果を客観的に分析できる。
- 卒後を見越した評価内容の検討の追加。
- 大学事務職にでも理解できる具体的な評価内容

5．今後の課題

- 新カリキュラムの実践と評価

⇒カリキュラム・自己点検委員会・教務委員会・学務課の連携

- 補完代替療法をとりいれた看護教育・研究の推進

⇒実践セミナーや研究会の立ち上げ（卒業生、地域の看護職等）

- 教員の自己研鑽による質の向上

めざせ！CAM/CAT
プロフェッショナル



ご清聴ありがとうございました

明治国際医療大学



日本看護系大学協議会

学士課程看護学専門分野別評価

評価基準

平成２３年度版

看護学教育評価検討委員会

評価基準 1:看護学の学士課程の教育理念・目標と人材育成目標

1)当該教育課程の教育理念と目標は、看護学教育に相応しい内容であり、学生、教員に周知されていること

2)当該教育課程で育成しようとする人材･像を示し､課程を修めることにより付与できる資格等を公表していること

3)当該教育課程は＜看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標＞を含む編成方針であること

4)当該教育課程は自大学の独自性を含む編成方針であること

5)当該大学の設置主体は､当該教育課程での教育研究活動に対して､それを支える方針や考えを明確にしていること

評価基準 2：教育課程

2-1 編成方針

1)当該教育課程の編成に､＜看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目 標＞の 5 つの群が適切に組み込まれていること

2)当該教育課程の編成に、自大学の教育理念に基づいた独自性が適切に組み込まれていること

3)教育課程全体として体系性、教養教育･専門教育の構成の適切性が確認でき、明示されていること

2-2 授業科目

1)授業科目は､看護学の基礎を効果的に教授する科目構成と内容で体系化していること

2)教養教育の授業科目は、人材育成の目的･目標に沿った教育内容で構成していること

2-3 編入学教育

1)理念･目標を踏まえ、編入学者への教育目的･目標が明示されていること

2)編入学者の既習内容とレベルを適切に考慮した体系的な教育課程の編成であること

3)教育目的、目標、履修方法などのガイダンス及び履修指導を適時実施していること

評価基準 3:教育活動

3-1 教育実施体制

1)専門科目は、「看護学の基礎」を教授するにふさわしい体制が整えられていること

2)専門関連科目と専門科目の連携が図れる体制であること

3)教養教育を組織的に実施する体制が整えられていること

3-2 教育内容

1)各科目の教育内容は、到達目標に沿った内容であること

2)各科目の展開が段階的に関連し、適切に学生に教授されていること

3)時代の需要と最新の知見を踏まえた教育内容であること

3-3 教育方法

1) カリキュラム設計に基づいたシラバス(位置づけ、目標、内容、評価基準)が明示されていること

2)教育方法に教育効果を高める種々の工夫がとられていること

3)学習・教育の順序・量が適切であること

4)講義・演習・実習の展開が適切であること

5)個々の学生の学習状況にあわせた教育支援がはかられていること

3-4 倫理的教育環境づくり

1)大学の管理運営の日常活動において、学生等への倫理的配慮が的確になされていること

2)当該教育課程の看護学教育においては、倫理的配慮が確実になされていること

3-5 臨地実習指導

1)臨地実習体験に基づき、理論と実践を一体化した教育を工夫していること

2)卒業時到達目標である看護実践能力(技術・看護実践の理論)の修得レベルについて、確認および指導できること

3)臨地実習の過程では、看護対象者との人間関係形成方法の基礎習得が十分教授できていること

4)看護及び看護実習における倫理を具体的に指導していること

5)看護者の提供するケアが、常に方法開発しつつ実施されていることが伝えられていること

6)確実に感染症対策と安全管理にかかわる対策と学生への指導がなされていること

7)実習中の事故に対する対応方法が定められ学生に指導させていること

8)当該教育課程と実習施設・および地域との連携が適切になされていること

<u>評価基準 4:教育の効果</u>

4-1 授業の評価・効果

1)各授業科目の評価は、授業目標・到達目標に沿って適切になされていること

2)評価にかかわる教員は当該教育課程で統一された評価無準を共有していること

4-2 学生の自己評価体制

1)教育目標に対する学習の到達状況について、学生が継続的に自己評価,きる体制が整えられていること

4-3 卒業時到達レベルの確認体制

1)＜看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標＞における卒業時到達レベルの確認体制が整えられていること

2)教育課程の独自性における卒業時到達レベルの確認体制が整えられていること

4-4 教育活動の効果の測定・評価

1)修業年限内での課程卒業者率は適切であり、必要な対策がとられていること

2)卒業時の免許取得状況が適切であること

3)卒業生の社会貢献度が測定され、評価される体制があること(体制が機能的に運営されていること)

評価基準 5:教育を支える研究活動

5-1 看護学教育及び看護学の研究の実施

1)当該教育課程の教員は、それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をすること

2)研究成果の公表を適切に実施していること

5-2 看護学以外の教員の研究

1)各教員は、それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をしていること

2)研究成果の公表を適切に実施していること

評価基準 6:教育研究組織

6-1 教育研究上の組織編成

1) 看護学教育を実施するのに相応しい看護学の教員組織編成となっていること

2) 看護学教育の教育目標・科目構成を達成するために相応しい教員及び教育支援者の構成、適切な人数であること

6-2 教育研究組織の運営

1) 当該教育課程の看護学教育研究の責任者が、組織上適切に位置づけられていること

2) 当該教育課程の教育研究活動に係わる重要事項を審議するための機関が設置されていること

6-3 教員の業績評価

1) 教員の教育・研究評価が適切であること

2) 教育力及び教育活動の評価が適切であること

3) 研究活動の評価が適切であること

6-4 教育資金の確保

1) 当該教育課程の教員の研究・教育に取り組むのに相応しい研究費が確保されていること

2) 当該教育課程の教員は、教育研究に必要な外部資金の確保を適切に実施していること

評価基準 7:教員の教育・研究評価

7-1 教育力及び教育活動の評価

1)教員は、授業を自己評価し、授業評価に基づく教育力向上の取り組みをしていること

2)教員同士で授業を評価し、改善する仕組みをもっていること

3)教員は当該教育課程の教育に十分貢献していること

7-2 研究活動評価
1)当該教育課程の充実･発展に貢献できる研究をしていること
2)当該教育課程では、教員同士で研究活動をピアレビューする仕組みをもっていること
3)当該教育課程を充実･発展させる研究成果の公表などを適切に行っていること

7-3 大学運営への参加
1)教員は、当該教育課程の運営に適切に参加していること
2)各教員の大学運営参加について、自己評価を組織的に実施し､教員同士で評価するしくみがあること
3)所属委員会等は、活動状況を自己点検･評価する仕組みをもち、実行していること
4)大学運営参加実績を当該教育課程の責任者が評価する仕組みをもっていること

7-4 社会貢献活動の評価
1)各教員が当該教育課程の教員として専門性にふさわしい社会貢献活動実績を自己評価する仕組みがあること
2)臨地実習施設を含め､地域の看護及び看護職者の資質の向上にむけた社会貢献活動が取り組まれていること
3)社会貢献活動状況を外部評価する仕組みがあること

評価基準 8:教育能力開発のための取り組み
8-1 組織的取り組み体制
1)当該教育課程にふさわしい教育能力開発方針と実施体制をもっていること
2)教員が主体的に取り組んでいること
3)教育能力開発に必要な経費が確保されていること
4)当該課程の教員の教育評価に連動した対策に取り組むこと

8-2FD の取り組み内容
1）当該教育課程の教員が学士課程教育を総体的視野で教育活動に取り組む適切な研修を実施していること
2)当該教育課程の教員の FD に関するニーズに即した組織的取り組みがなされていること
3)看護学の教員が看護実践現場等での実践能力を維持･向上するための研修会の機会が組織的に準備されていること
4)当該教育課程の教育方法を充実させるための教員能力開発を組織的･計画的に取り組んでいること
5)看護実習指導に関わる指導方法の開発研究や研修がなされていること
6)現場側指導者は、当該課程の学生指導能力を高める取り組みができていること

8-3 実施成果の評価

1)多様な方法による取り組みがなされ、実績を上げていること

2)参加教員の主体性に基づく評価が行われ、それによる改善措置の取り組みがなされていること

評価基準 9:施設・設備の整備

9-1 施設・設備の整備

1)当該教育課程のカリキュラムの展開にふさわしい施設･設備が学内に整備されていること

2)当該教育課程の臨地実習に必要な施設を確保していること

9-2 示説・設備の管理

1)看護実習室の管理･指導体制が整備され機能していること

2)医療廃棄物処理法に基づいた安全管理体制が整備され、教職員･学生に周知されていること

3)当該教育課程に係わる図書館は、構成員(学生)が十分に活用できるよう整備されていること

評価基準 10：予算措置

10-1 経費の確保と適正管理

1)当該教育課程に必要な予算措置が適切になされていること

2)臨地実習等に伴う諸経費の確保が適切になされていること

日本看護系大学協議会

学士課程看護学専門分野別評価

実施要項

平成２３年度版

看護学教育評価検討委員会

一般社団法人日本看護系大学協議会　学士課程看護学専門分野別評価実施要項（案）

１．評価の対象

日本看護系大学協議会（以下、「本協議会」）による看護学専門分野別教育評価は、日本看護系大学加盟校の看護学における教育プログラム＊（以下、「看護学教育プログラム」）の評価を中心に行う。

＊ここでいう“教育プログラム”とは、カリキュラムだけではなく、教育活動や教育成果など、すべての教育プロセスと教育研究環境を含むものとする。

２．評価の目的および基本方針

１）本協議会が定める「学士課程看護学専門分野別評価基準」（以下、「評価基準」）に対する適合認定を行い、各大学における看護学教育プログラムの質を保証する。

（基本方針）

1. 「評価基準」に基づいた各大学の「自己点検・評価書」に対する評価を実施する。
2. ピア・レビューを中心とする評価を実施する。

２）評価結果を各大学にフィードバックし、各大学の看護学教育プログラムの改善を促進する。

（基本方針）

1. 各大学の理念や個性を尊重し、特色を踏まえて評価する。
2. 対象校相互の質の向上を図るために、対象校の優れた点を積極的に評価していく。
3. 各大学の看護学教育プログラムの改善点・改革に向けた具体的対策を明確にするとともに、将来に向けた発展のあり方について提案する。

３）評価の結果を基に各大学の看護学教育プログラムの質を社会に示し、広く国民の理解と支持が得られるよう支援する。

（基本方針）

1. 評価の結果を広く社会に公表する。
2. 評価のプロセスを明確にし、評価を受けた大学からの意見申立ての機会を設ける。
3. 大学や社会等の意見を踏まえ、常に評価システムの改善と進化を図る。

３．評価の実施体制

１）総合評価評議会

総合評価評議会は、看護学教育プログラムに関して広く高い見識を有する教育関係者および看護実践者その他の分野の学識経験者により構成される（総合評価評議員６名）。評価事業の最高意思決定機関として、本協議会理事会からの委託に基づいて評価事業およびその付帯業務を行い、評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、本協議会理事長へ報告する。

２）評価委員会

評価委員会は、総合評価評議会の下、各大学の専任教員あるいはその経験者、看護実践者およびそれ

以外の者であって看護学教育プログラムに関する見識を有する者により構成され（評価委員６名）、評価実施計画の立案ならびに評価チーム（以下、３）参照。）の編成を行う。また、評価対象ごとに編成される評価チーム間の横断的事項の審議および調整その他評価対象ごとに行う評価活動に関する事項について総理する。評価の対象となる看護学教育プログラムごとの評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告する。

３）評価チーム

評価チームは、評価する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価実施員３名以上から成るものとする。なお、評価実施員の構成については、原則として、加盟大学の教員であり、教育研究活動に見識を有する者とする。評価チームは、「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）の調査（書面調査）ならびに訪問調査を実施し、調査結果を記載した評価チーム報告書を作成し、評価委員会に報告する。

４．評価の実施方法

１）評価の概要

評価は、以下の２段階で実施される。

1 段階：大学における自己点検・評価

各大学は、別に定める「評価実施マニュアル」（仮称）に従って、自らが実行している看護学教育プログラムに対する自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価書」を作成する。

「自己点検・評価書」は、「評価基準」を構成する各『評価基準』ごとに、その評価項目に従って、教育研究活動等の状況を評価の根拠に基づき検討（検討後にチェック）した後、各評価基準ごとに A～D のいずれかに判定をする。さらに、１）優れた点、２）改善を要する点などを自由に記述する。各大学は、原則として、全ての『基準』に係る状況を分析し、整理することが求められる。

2 段階：本協議会による評価のプロセス

評価対象ごとに以下の手順で評価を実施する。

1.　書面調査

評価チームは、別に定める「評価実施マニュアル」（仮称）に基づき、大学が作成する「自己点検・評価書」（大学の自己点検・評価において根拠として提出された資料・データ等を含む。）、および独自の調査・収集する資料・データ等をもとに書面評価を実施する。

2.　訪問調査

評価チームは、別に定める「評価実施マニュアル」（仮称）に基づき、「自己点検・評価書」の内容の検証および書面調査では確認できなかった事項等について大学を訪問して調査する。

3.　評価チーム報告書の作成

評価チームは、書面調査および訪問調査に基づく評価結果を記載した評価チーム報告書を作成する。

4.　評価報告書委員会案の作成

評価委員会は、評価チーム報告書を基に、評価報告書委員会案を作成する。

5.　意見の申立て

評価委員会は、評価報告書委員会案を対象大学に通知し、事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設ける。

6.　評価報告書原案の作成

対象大学から意見申立書を受理した場合、評価委員会は再度審議を行い、必要があれば修正して評価報告書原案を作成する。なお、意見の申立てが無かった場合には評価報告書委員会案を評価報告書原案とする。

7.　評価報告書の作成

評価委員会は、評価報告書原案を総合評価評議会に報告し、総合評価評議会はこれを審議し、評価報告書原案に基づいて評価報告書を作成する。

５．評価の結果

１）総合判定

総合判定の結果は「適合」、「不適合」、「保留」で示す。

本協議会は、本評価において、対象大学の看護学教育プログラムが「評価基準」の 10 の基準および総合的に適合水準に達していると判断した場合に「適合」と判定する。一部に問題があった場合には判定を「保留」とし、評価を継続する。看護学教育プログラムとして非常に重大な問題があった場合には「不適合」と判定する。

なお、総合判定は、文章により表記し、優れた点、改善を要する点などを記述する。

適 合　:「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしている。

不適合 :「学士課程看護学専門分野別評価基準」を満たしていない。

２）『評価基準』の評価

10 の『評価基準』の評価は、基準ごとに総合的に判断し、原則として以下のような４段階で評価し、評価結果は以下の段階別評価と総評で表記する。なお、多段階評価が不適当な項目については「適合」・「不適合」による評価を実施する。

A : 十分満たしている

B : 満たしている

C : 改善の余地がある

D : 改善すべきである

６．評価結果の公表等

１）「適合」および「不適合」の場合

看護学教育プログラムの総合判定の結果は、評価報告書をもって公表する。

評価報告書は、大学ごとに作成し、その設置者および申請者に提供するとともに、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等により公表する。

文部科学省および厚生労働省への評価結果の報告は、評価報告書の送付をもって行う。

２）評価を継続する場合

本評価において総合判定を保留し評価を継続すると判定された場合には、当該大学の申請者にのみ評価報告書を送付する。

７．「認定」の取消し

適合認定を受けた大学において、「認定」を受けたのち、次の評価を受けるまでの間（適合認定が有効である期間）、協議会への基本情報の届出等において、重大な虚偽報告や事実の隠蔽など社会的倫理に反する事実が存在することが判明した場合は、総合評価評議会の判断により「認定」の取消し、または次回の評価時期の指定その他必要な措置をとることがある。

８．情報公開

協議会は、看護学教育プログラムの評価の透明性・客観性を高めるために、以下の事項について公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限りウェブサイト（同上）への掲載等適切な方法により提供する。

① 名称及び事務所の所在地
② 役員および評議会委員の氏名
③ 評価の対象（当該年度および今後の評価予定校）
④ 「評価基準」及び評価の方法
⑤ 評価の実施体制
⑥ 評価結果の公表の方法
⑦ 評価の周期（７年）
⑧ 評価に係る手数料の額

９．評価の時期

1) 評価の申請は、毎年度１回受け付ける。
2) 各大学は、最初の評価を平成 25 年度からとする（23、24 年度は試行）。
3) 各大学は評価を受ける前年度の１月末までに、別に定める様式に従って、本協議会に評価の申請を行う。
4) 本協議会は、申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく評価を実施する。
5) 各大学は、本評価を受けた後、決められた期間以内に次回の評価を受けるものとする。

１０．保留による再評価

1) 評価が「保留」となった大学は、別に定める手続きに従って、本協議会に再評価を申請することとする。
2) 再評価は、本評価において適合水準に達していないと判定された当該「評価基準」に限定して実施する。
3) 再評価において、対象となった「評価基準」の実施状況が総合的に適合水準に達していると判定

された場合には、先の本評価の結果と併せて、当該大学の学士課程看護学教育プログラムを「適合」と認め、公表する。

4) 再評価においても対象となった「評価基準」の実施状況が総合的に適合水準に達していないと判定された場合には「不適合」とし、先の本評価の結果と併せて公表する。

5) 再評価においても、評価結果が確定する前に、当該大学に対して事実誤認等に対する意見の申立ての機会を設ける。

6) 評価が継続となった大学が所定の期日までに再評価の申請を行わなかった場合には、「不適合」であると判定し、先の本評価の結果と併せて公表する。

１１．異議申立てについて

本評価、再評価において総合判定が「不適合」と判定された大学には異議申立ての機会を設ける。なお、異議申立ての手続き等は、別途定める。

１２．「評価基準」等の変更手続き

「評価基準」や評価方法その他評価に関する重要事項を変更する場合には、事前に各大学等に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保する。「評価基準」と「実施要綱」、評価方法等については評価委員会がそれぞれ変更案を作成し、総合評価評議会がこれを審議し決定する。

１３．評価手数料

申請する各大学は、指定の期日までに別に定める評価手数料を納入する。

日本看護系大学協議会

学士課程看護学専門分野別評価

自己点検・評価書

作成マニュアル

平成２３年度版

看護学教育評価検討委員会

日本看護系大学協議会専門分野別評価マニュアル

Ⅰ　評価の視点

日本看護系大学協議会（以後、協議会）による看護学分野別評価は、大学の看護学教育プログラムの質保証を目的にしており、各大学の自己点検・評価書に対する評価を実施する。

１．教育理念・目標と人材育成目標の明確化

大学の看護学教育プログラムの質保証のために、教育理念・目標と人材育成目標を明確に示しており、それを裏付ける教育課程になっていること。また、それは「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」が組み込まれているか、さらに、大学の独自性が含まれているかが評価の対象になります。そのため、大学独自の取り組みや優れた内容については、「貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み（自由記述）」を活用して記述してください。

２．教育理念・目標と人材育成目標の組織内の共有化

各大学の教育理念・目標、人材育成目標に到達するためには、組織を構成している教員間の目標の共有、学生への周知が必要になると協議会では考えています。教員間の目標の共有方法、学生への周知がなされているか評価をしてください。

３．看護学教育プログラムの質保証のための改善システム

質保証のためには大学組織内に常に自己評価、フィードバック、教育の改善ができる体制を構築する必要があります。そのような体制が構築されているか評価をしてください。

自己点検・評価を行う組織がそのような役割を担っている場合もありますし、教育に関する委員会がそのような役割を担っている場合もあると思います。客観的な資料を基にそのような体制となっているかどうかを評価してください。

４．看護学教育プログラムを構成する教育活動、教育環境

教育活動、教育環境は教育理念・目標、人材育成目標を到達するのにふさわしい内容になっているか、「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」が組み込まれているか、さらに、大学の独自性が含まれているかが評価の対象になります。看護学教育プログラムの特徴である専門科目と専門関連科目、教養科目との連携、講義・演習・実習の関連性について、評価してください。また、実習施設が人材育成目標の看護職を育成する環境となっているかについて評価してください。

５．教育の効果

教育の効果についての評価は短期的評価と長期的評価があると思います。短期的評価については、授業科目の評価基準の保証方法、学生の到達度レベルの確認方法について、客観的な資料をもとに評価してください。長期的評価については、卒業生の実績を把握できる体制、実際の分析、評価方法について客観的な資料を基に評価してください。

Ⅱ　具体的な評価作業

１　大学からの提出資料　：　下記①～③の全ての資料

① 「自己点検・評価書」１）から４）を１冊のファイル（２部）、及び電子媒体にする

1）自大学（学部・学科）の理念、目的・目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、養成しようとする人材像（様式１）

2）看護学専門分野における学士課程評価表（評価用フォーマット）

3）貴教育課程における教育プログラムと「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」との評価資料（書式は自由、添付資料としてマトリックス表など）

４）貴大学独自の教育プログラム全体における概要（書式は自由）

② 添付資料と資料目録一覧表

表１に示す資料を添付する。

表１

学則、学生便覧、学習要項、大学案内、各種規程（委員会規程など）、外部評価・認証評価報告書、自己点検･評価報告集、実習要項、授業評価、安全対策マニュアル、入学年次別卒業者数、看護師･保健師・助産師合格者数、募集要項、研究費配分資料、FD 活動資料、外部研究資金応募･採用、教材開発例、過去５年間の専任教員研究業績一覧、実習室利用規程、医療安全廃棄物管理に関する資料、図書館案内、貴学部予算･決算報告書、個人情報保護の指針、授業時間数調査、卒業者の進路状況など

添付資料は、「資料目録一覧表」を作成し、各資料にナンバリングしてください。

③ その他用いた根拠資料

２　自己評価の具体的な評価方法

A.「自己点検・評価書」の作成

（ア）１）の記載**（様式１）**

（イ）看護学専門分野における学士課程評価表（評価用フォーマット）による評価

１０評価基準の全ての基準の状況について、各々以下のステップで評価

ステップ１：評価の根拠のすべての項目内容について、資料例等に基づき検討し、**該当していればチェックを□に記載する**とともに、根拠とした資料を「資料目録一覧表」に基づき、資料番号を記載する

ステップ２：ステップ１の評価に基づき、項目について上段の判定 A～D を評価し、該当する箇所に○をつける

ステップ３：１）評価の概要と今後の展望、２）貴大学が意図を込めて取り組んでいること、推奨すべき取り組み、先駆的取り組み、について 1000 字程度で自由に記載する

（ウ）「看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」に関して、自大学ではどのように教育プログラムを評価しているか、もしくは評価していく予定であるかを説明し、自己評価する（書式は自由）

（エ）貴大学独自の教育プログラム全体における概要について説明し、評価する（書式は自由）

B.「自己点検・評価書」および資料の提出

提出期限：当該年度の 12 月 27 日まで

提出先：日本看護系大学協議会　看護学教育評価検討委員会宛て

提出方法：**①電子媒体「自己点検・評価書」の１）～４）はメールで提出**

ファイルに指定のパスワード「janpuhyouka」をかけ、

日本看護系大学協議会事務局　看護学教育評価検討委員会宛てに送付

e-mail：janpuhyouka@nrs.kitasato-u.ac.jp

②紙媒体の「自己点検・評価書」の１）～４）

および「添付資料（シラバス等）」は宅急便で送付（着払い）

「自己点検・評価書」の１）～４）ファイル　２部

資料目録一覧表および資料

＜送付先＞

〒101-0047　日本看護系大学協議会事務局

東京都千代田区内神田 2－11－5 大沢ビル 6 階

TEL:03-6206-9451

なお、評価修了後に、送付資料は返却する

3　訪問調査

訪問調査は原則として貴大学の看護キャンパスを対象として、1月から2月の間で1日実施する。

訪問調査の目的は、訪問により、書面からは把握できない貴大学看護の状況を知るとともに、関係者（教員・学生）と評価委員とが意見交換を通じて、貴大学の看護学教育・研究に取り組む姿勢を実際に確認し、評価の妥当性の検討、および有益なアドバイスの場とする。

なお、訪問調査のスケジュールは評価委員会と大学とで協議に基づいて決定する。

＜訪問調査例＞

大学関係者の意見交換
施設見学
学生インタビュー
授業参観
資料閲覧

お問合せ先：**一般社団法人　日本看護系大学協議会**
看護学教育評価検討委員会　事務局

〒252-0329
神奈川県相模原市南区北里2－1－1　北里大学看護学部内
e-mail：janpuhyouka@nrs.kitasato-u.ac.jp
委員長　髙橋眞理（北里大学看護学部学部長・教授）

日本看護系大学協議会

学士課程看護学専門分野別評価

評価基準

自己点検評価用

平成２３年度版

看護学教育評価検討委員会

評価基準1:看護学の学士課程の教育理念・目標と人材育成目標

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D. 改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
1) 当該教育課程の教育理念と目標は，看護学教育に相応しい内容であり，学生，教員に周知されていること	□ 教育理念・目標の記述内容は確認できたか □ 記述内容は適切であるか □ 明示・公表をしているか □ 学内での共通認識はなされているか □ 当該大学の理念・目標との関連性は適切であるか	学生の目的意識づくりに適していることも含まれる 判断には以下 2 点を含むこと (1) 看護学教育の位置づけが適切であること (2) 看護学教育課程の発展が期待できること	学生便覧，大学案内パンフレット，当該課程の自己点検評価，当該大学が当該課程を評価した自己点検評価の記述部分など	
2) 当該教育課程で育成しようとする人材像を示し，課程を修めることにより付与できる資格等を公表していること	□ 育成する看護職者像の記述は、適切な考え方と内容であるか □ 志願者に正しく伝わる内容であるか □ 入学後の学生自身の目標形成に有効であるか □ 付与できる資格等の明示は正確で分かりやすいか □ 適切に公表しているか		学生便覧，学生募集要項など	
3) 当該教育課程は〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉を含む編成方針であること	□ 教育課程は〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉を踏まえて編成されているか	独自の創造性と〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉との組み込み構造をみる	貴大学特徴の自由記載資料，シラバス	
4) 当該教育課程は自大学の独自性を含む編成方針であること	□ 教育課程は，自大学の独自性をもつ編成であるか	独自の創造性と〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉との組み込み構造をみる	貴大学特徴の自由記載資料，シラバス	
5) 当該大学の設置主体は，当該教育課程での教育研究活動に対して，それを支える方針や考えを明確にしていること	□ 当該課程の教育研究活動の位置づけが設置主体側に確実に支持されているか □ 当該課程の人材育成にかかわる社会的使命の議論が設置主体の側で十分になされ，価値の評価がされているか □ 学生・教職員を含む学内関係者が当該課程の社会的使命につき共有する(内部議論)努力をしているか		大学案内，学生便覧，など	
1) 評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)				

評価基準2 :教育課程

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
2－1 編成方針				
1)当該教育課程の編成に,〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉の5つの群が適切に組み込まれていること	□ 教育課程の構成,教育目標に〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉が組みこまれているか	〈看護学士課程においてコアとなる実践能力と卒業時到達目標〉の5群と20項目が適切に組み込まれており,シラバスなどに示されていること	〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉と専門科目とのマトリックス表,シラバス,履修案内	
2)当該教育課程の編成に,自大学の教育理念に基づいた独自性が適切に組み込まれていること	□ 教育課程の構成,教育目標に,大学独自の看護学教育として,〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉以外の内容が的確に含まれているか	自大学独自の教育内容が、科目あるいは科目の一部として校正されており,シラバスなどに示されていること	シラバス,履修案内	
3)教育課程全体として体系性,教養教育・専門教育の構成の適切性が確認でき,明示されていること	□ 看護学への導入が適切にできる体系か □ 学習の順序性が適切であるか □ 学士課程としての教養教育であるか □ 専門関連分野の教育内容はその位置づけが適切であるか □ 専門科目の構成・内容が適切であるか □ 学生及び教職員は共有しているか		学生便覧,学科案内,履修案内資料など	
2－2 授業科目				
1)授業科目は,看護学の基礎を効果的に教授する科目構成と内容で体系化していること	□ 当該課程の理念・目標に沿った独自の編成であるか □ 各科目の目標(到達レベル)を明示しているか □ 臨地実習等体験学習は、講義・演習科目と連動した看護学の学士課程又は看護学の授業科目として位置づけているか □ 臨地実習は、効果的に展開する工夫をしているか □ 看護倫理教育を実施しているか(看護倫理を講義・演習において教授できているか)	学校養成所指定規則の趣旨を教育内容で十分満たしていること 専門の基礎を教授するにふさわしい内容を担保していること 「看護実践の特質」と「その実践能力の基礎」を修得できること	学生便覧,学科案内、履修案内資料,ガイダンス資料・記録,授業科目別シラバス,臨地実習の手引き・しおり・実習要項,委員会活動の記録など	
2)教養教育の授業科目は,人材育成の目的・目標に沿った教育内容で構成していること	□ 人材育成の基盤として位置づけているか □ 目的・目標を全教員が共有する機会があるか □ 目的・目標の履修指導をしているか	人材育成目標にふさわしいカリキュラムとして編成されていること 目的・目標は専門関連科目と混同していないこと 全教員が目的・目標を共有する機会を具体的に示すこと	学生便覧,学科案内,履修案内資料,ガイダンス資料・記録,授業科目別シラバス,教材開発実績の確認,委員会活動の記録など	

2－3　編入学教育				
1)理念・目標を踏まえ，編入学者への教育目的・目標が明示されていること	□　編入生の既習内容・既修得レベルを考慮した教育課程か □　一般入学者の課程に，不適切な影響・歪みはないか		編入学者の履修程，既修得認定基準など	
2)編入学者の既習内容とレベルを適切に考慮した体系的な教育課程の編成であること	□　既履修単位の認定方法は適切であるか			
3)教育目的，目標，履修方法などのガイダンス及び履修指導を適時実施していること	□　具体的なレベルで履修指導をしているか		ガイダンス計画，実施実績など	
1)　評価の概要と今後の展望（自由記述）				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）				

評価基準3:教育活動

判定結果基準:A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善の余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
3－1　教育実施体制				
1)専門科目は,「看護学の基礎」を教授するにふさわしい体制が整えられていること	□ 教員は適切に配置されているか □ 効率的な教育実施に向け，専門科目間で有機的連携が図れているか □ 改善措置に向けた取り組みがなされているか	教育内容が精選され，卒業時到達目標が共有されていること	自己点検評価報告，教員構成，非常勤講師担当状況，委員会などの活動記録，自己点検評価記録など	
2)専門関連科目と専門科目の連携が図れる体制であること	□ 専門科目教育に活かされる有効な連携が図れているか □ 授業担当者は，当該課程上の科目設定目標・目標を共有しているか	専門科目との関連が十分に検討されていること	同上	
3)教養教育を組織的に実施する体制が整えられていること	□ 授業担当者が，目的・目標の共通認識のもとで教育を実施できる(責任ある)運営体制であるか □ 各科目には，相応しい教員が配置されているか □ 委員会などが組織的に対応することで改善措置に向けた取り組みがなされているか	常勤・非常勤にかかわらないこと 常勤・非常勤を含めること	同上	
3－2　教育内容				
1)各科目の教育内容は，到達目標に沿った内容であること	□ 各到達目標は，学習領域に適した内容であるか □ 各到達目標に適した学習方略を用いた教育であるか			
2)各科目の展開が段階的に関連し，適切に学生に教授されていること	□ 当該科目と他科目との関連性に配慮した編成であり，効果的な学習ができるようになされているか □ 毎年，新しい内容に更新されているか □ 関連科目の教員間での連携が図れているか	教員間で十分連携がとれた教授内容であること		
3)時代の需要と最新の知見を踏まえた教育内容であること	□ 時代に適応した教育に努め，常に新しい医療・看護へ対応できる教育内容か	教員は常に新しい医療に対応する教育を自己研鑽していること 看護学の進歩，発展に寄与する教育内容であること		
3－3　教育方法				
1)カリキュラム設計に基づいたシラバス(位置づけ，目標，内容，評価基準)が明示されていること	□ 各科目の位置づけ，目標、内容，評価は的確であり，シラバスに適切に明示されているか		シラバス	
2)教育方法に教育効果を高める種々の工夫がとられていること	□ 関心・意欲を引き出す教育方法，技能や手法を学ぶ工夫のある教育方法，看護が対象に及ぼす影響や効果を説明・考え・学習できる教育方法がなされているか	学生が能動的に学習に参加するよう，参加型学習，問題解決型学習や自己研鑽などの学習計画が整備されていること クラスの人数や演習・実習グループの人数	シラバス，教員，学生の授業評価	

		が適正であること		
3）学習・教育の順序・量が適切であること	□ 各教科の学習量，教育の順序は適切か	必修科目と選択科目とのバランスが適切であること	シラバス	
4）講義・演習・実習の展開が適切であること	□ 講義・演習・実習が有機的に連動しているか □ 講義・演習・実習の展開が効果的に学習できるよう努めているか	講義・演習・実習の実施時期が適切な設定であること	シラバス	
5）個々の学生の学習状況にあわせた教育支援が図られていること	□ 学生の学習意欲が高まるよう工夫がなされているか □ 個々の学生の履修状況、学習状況を考慮した教育支援がなされているか	担任，チューター制やオフィスアワーなども整備され，有効に活用されていること	シラバス	
3－4 倫理的教育環境づくり				
1）大学の管理運営の日常活動において，学生等への倫理的配慮が的確になされていること	□ 学生の個人情報保護（成績通知，奨学金，相談ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ，呼び出しなど）はあらゆる面で適切に配慮されているか □ 教職員における個人情報の保護など，倫理的配慮は十分か			
2）当該教育課程の看護学教育においては，倫理的配慮が確実になされていること	□ 成績の情報漏洩の管理など，個人情報保護等倫理的配慮について，管理・運営上の措置が行われているか			
3－5 臨地実習指導				
1）臨地実習体験に基づき，理論と実践を一体化した教育を工夫していること	□ 理論と実践との結びつきを十分理解させる努力をしているか	講義・演習科目の教授内容と関連づけていること	専門科目の履修案内，専門科目の授業科目別シラバス，臨地実習要項，臨地実習評価基準など	
2）卒業時到達目標である看護実践能力（技術・看護実践の理論）の修得レベルについて，確認および指導できること	□ 生涯学習の出発点の能力として，看護実践能力の修得レベルを確認しているか □ 看護職者の生涯の出発点に相応しい指導であるか	学士レベルの教育の集大成の教育内容であること		
3）臨地実習の過程では，看護対象者との人間関係形成方法の基礎修得が十分教授できていること	□ 人間関係（援助関係）形成過程における個人別学習支援をしているか	看護実践能力の基礎となること	自己点検評価報告など	
4）看護及び看護実習における倫理を具体的に指導していること	□ ケア対象者（看護サービス利用者）の人権を尊重する具体的方法を教授しているか □ 臨地実習の「実習倫理指針」と「手続き」が明確であり，教授されているか □ 実習倫理のあり方，具体的方法については，実習施設側の指導者に認識され，かつ教育される環境が整っているか	専門領域のすべてにわたる具体的教材で，看護倫理教育・指導をしていること		
5）看護者の提供するケアが，常に方法が開発しつつ実施されていることが伝えられていること	□ 看護実践がいつも個別状況に応じた方法で開発されていることを学生が実感できるような配慮をしているか □ 臨地実習施設で，看護職による実践研究の必要性を伝えているか	看護職のケア行動の意図，看護実践の特徴，日々の創造的取り組みを伝えることができていること 実施に向けた教員側の働きかけの努力がなされていること		

6）確実に感染症対策と安全管理にかかわる対策に関して学生への指導がなされていること	□ 学生自身及びケア対象者（看護サービス利用者）双方の健康と安全の保護における対策の必要性を学生に指導しているか □ 予防接種などに対する大学側の取り組み体制や経費負担などは十分であるか □ 感染症発症時の危機管理体制は十分か		実習要項での記述・説明など	
7）実習中の事故に対する対応方法が定められ学生に指導させていること	□ 実習中の事故対策が明示され，学生へ十分説明しているか □ 教職員・実習場の指導者と共通認識しているか		実習要項での記述・説明，事故対策マニュアル，危機管理体制図など	
8）当該教育課程と実習施設・および地域との連携が適切になされていること	□ 臨地実習委員会が組織され，機能しているか □ 実習施設，地域等と臨地実習連絡会や評価会が適切に開催されているか □ 教育支援者である臨地側の実習指導者と教員側とで，臨地実習の質向上にむけた研修等の取り組みがなされているか	臨地実習の計画，調整，責任の所在，臨地実習場との密接な連携など，臨地実習を行うために必要な体制が整備されていること		

1）　評価の概要と今後の展望（自由記述）

2）　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）

評価基準4:教育の効果

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
4－1 授業の評価・効果				
1)各授業科目の評価は，授業目標・到達目標に沿って適切になされていること	□ 各授業科目の評価基準を学生に明示・説明しているか □ 成績評価への疑問・不服等の受け止めや事後指導の体制は整っているか	学生への説明は，授業科目ごと、授業目標や到達レベルとの関連で実施し，学習意欲を高めることが大切		
2)評価にかかわる教員は当該教育課程で統一された評価基準を共有していること	□ 教員間で判定基準を共有しているか □ 科目ごとに，授業目標・到達目標の特性を考慮した評価基準を策定しているか □ 当該課程の実績分析に基づき，組織的な議論がなされているか	常勤・非常勤を含む(教員間の共有は，厳正なる評価を導くために不可欠，教員の認識を調整し，確実にする。成績分布などの実績分析データや，教養・専門関連科目の特性を配慮した取り組みが必要)		
4－2 学生の自己評価体制				
1)教育目標に対する学習の到達状況について，学生が継続的に自己評価できる体制が整えられていること	□ 自己研鑽，参加型に学習態度を醸成した教育が行なわれているか □ 学生が，教育目標に対する到達状況を自己評価する体制が築かれているか	4年間を通して，参加型学習の促進，ポートフォリオなどの自己評価体制が築かれていることが必要		
4－3 卒業時到達レベルの確認体制				
1)〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉における卒業時到達レベルの確認体制が整えられていること	□ 〈看護学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標〉における卒業時到達レベルの確認体制が整えられているか	卒業時到達レベルが明示され，教員間，学生間で共有されていること		
2)教育課程の独自性における卒業時到達レベルの確認体制が整えられていること	□ 教育課程の独自性における卒業時到達レベルの確認体制が整えられているか	卒業時到達レベルが明示され，教員間，学生間で共有されていること		
4－4 教育活動の効果の測定・評価				
1)修業年限内での課程卒業者率は適切であり，必要な対策がとられていること	□ 入学年次別の卒業者率分析と初期の目的を達成できない理由の分析，その対策を適切に実施している □ 円滑な修学を促す対策に取り組んでいるか	留年，休学，転部・進路変更，退学などへの必要な対策がなされていること	入学年次別卒業者数，入試選抜方法別追跡，つまずいた時期・単位取得できなかった科目の分析，カリキュラム又は時間割側の課題分析など	
2)卒業時の免許取得状況が適切であること	□ 入学年次別における各種免許の種類別取得者状況は適切であるか □ 各種免許の国家試験合格率は適切であり，また，不合格者への対策は整っているか		入学年次別看護師保健師助産師合格者数分析など	

3）卒業生の社会貢献度が測定され，評価される体制があること（体制が機能的に運営されていること）	□ 卒業生がフォローアップされているか □ 卒後教育支援体制があるか □ 看護職として 社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われているか	看護職の卒後研修やキャリア支援（生涯教育）など，資質向上のための取り組みに努めていること		

1） 評価の概要と今後の展望（自由記述）
2） 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）

評価基準5:教育を支える研究活動

判定結果基準:A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善の余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
5－1　看護学教育及び看護学の研究の実施				
1)当該教育課程の教員は，それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をしていること	□　教育を発展させる研究活動を行い，成果を報告しているか	研究結果をどのように教育に活かしたかの事例が明示されることが望ましい	教員担当科目と授業概要，シラバス，最近5年間の教育研究業績，教材開発例，教育方法開発研究業績など	
2)研究成果の公表を適切に実施していること	□　講義・演習・実習などの実施プロセスで直面する課題を，個人及び教員組織で研究し，改善しているか □　実習施設の看護実践を充実・向上するための研究に取り組んでいるか	FD での取り組みを紹介する	最近5年間の教育研究業績,FD報告書，現在進行中の研究題目，共同研究者，研究会議議事録など	
5－2　看護学以外の教員の研究				
1)各教員は，それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をしていること	□　当該教育を発展させる研究活動を行い，成果を報告しているか	同上	教員担当科目と授業概要，シラバス，最近5年の教育研究業績，教材開発例，教育方法，研究業績など	
2)研究成果の公表を適切に実施していること	□　講義・演習・実習などの実施プロセスで直面する課題を、個人および教員組織で研究し，改善しているか □　実習施設の看護実践を充実・向上するための研究に取り組んでいるか	FD での取り組みを紹介する	最近5年間の教育研究業績,FD報告書，現在進行中の研究題目，共同研究者，研究会議議事録など	
1)　評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)				

評価基準6:教育研究組織

判定結果基準:A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善の余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
6－1　教育研究上の組織編成				
1)看護学教育を実施するのに相応しい看護学の教員組織編成となっていること	□　看護学教育にふさわしい教員組織編成か □　当該教育課程の目的・理念に即した教育研究組織編成か □　教員確保のための基本方針,規定が整備され，教員が適切に確保されているか	設置基準との対比 基本方針に準拠した規定等が定められていたら明示する	当該大学及び当該教育課程の管理運営組織図，教育研究組織図，当該教育課程，カリキュラム，各教員の調査書，各授業科目の担当者，教育研究組織の各職位別定員と現有，各教員の持つ資格，教員選考規程など	
2)看護学教育の教育目標・科目構成を達成するために相応しい教員及び教育支援者の構成，適切な人数となっていること	□　理念・目標に応じて，講義，演習，実習を展開するために必要な教員構成,十分な数が確保されているか	教育の水準の向上をより一層はかるため，大学設置基準で定められている専任教員数を大幅に超えるよう努めていること		
6－2　教育研究組織の運営				
1)当該教育課程の看護学教育研究の責任者が，組織上適切に位置づけられていること	□　当該教育課程の責任者の位置づけは適切であるか □　責任者は適切に十分機能を果たしているか	責任者の明示と，役割について説明する	責任者選考規程，教員面談	
2)当該教育課程の教育研究活動に係わる重要事項を審議するための機関が設置され運用されていること	□　重要事項を審議するための管理機関の位置づけと，実際の機能，運用は適切であるか	位置づけを組織図上で説明する	審議機関の組織上の位置づけ図，教授会・学科会議など審議機関の規程・議事録など	
6－3　教員の業績評価				
1)教員の教育・研究評価が適切であること	□　最近5年間における専門分野について，教育上および研究上の優れた実績を有する教員か	教育・研究の業績が自己点検および自己評価で適切に評価される体制であること		
2)教育力及び教育活動の評価が適切であること	□　教員の採用・昇任は，教育上の指導能力等が十分に反映された選考か			
3)研究活動の評価が適切であること	□　最近5年間における研究上の業績が示され，研究活動が担当する教育内容に反映されているか			
6－4　研究資金の確保				
1)当該教育課程の教員の研究・教育に取り組むのに相応しい研究費が確保されていること	□　最近5年間に，当該教育課程の研究費を確保しているか	大学からの研究費は確保されているか		

2) 当該教育課程の教員は，教育研究に必要な外部資金の確保を適切に実施していること	□ 外部資金の運用は適切に実施されているか	科学研究費，外部研究費，文部科学省各種助成金などの確保に努めていること		

1) 評価の概要と今後の展望（自由記述）
2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）

評価基準7:教員の教育・研究評価

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善すべき余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
7－1 教育力及び教育活動の評価				
1)教員は，授業を自己評価し，授業評価に基づく教育力向上の取り組みをしていること	□ 教員自身が自分の授業を評価し，受講学生の視点から改善する仕組みがあるか □ 学生による授業評価に基づき，授業改善の取り組みを組織的に行っているか		授業評価票，出席状況，用いた教材など 学生による評価結果を用いた改善例など	
2)教員同士で授業を評価し，改善する仕組みをもっていること	□ 教員同士がピアレビューして自分では気づかなかった改善すべき点を互いに共有しているか		評価表，評価結果を改善に用いた例など	
3)教員は当該教育課程の教育に十分貢献していること	□ 当該教育課程の教員として，目的とする教育活動に貢献しているか	担当時間においても貢献していること	受け持ちコマ数，受け持ち単位，卒論受け持ち学生数，学生生活，支援内容など	
7－2 研究活動評価				
1)当該教育課程の充実・発展に貢献できる研究をしていること	□ 教員は，当該教育課程の教育や人材育成の充実・発展を支える有効な研究を実施しているか □ 当該教育課程では，定期的に各教員の研究活動を報告させ，評価する仕組みがあるか		研究論文発表数（発表誌）論文の被引用数，学会発表数(学会名)，各種受賞数，外部資金獲得数，研究員受入数，特許申請・取得数，学会役員就任状況など	
2)当該教育課程では，教員同士で研究活動をピアレビューする仕組みをもっていること	□ 前記の報告をもとに，その研究活動のレベルをピアレビューし，その後の活動の発展を図る仕組みがあるか		前記報告，数編の論文の査読結果など	
3)当該教育課程を充実・発展させる研究成果の公表などを適切に行っていること	□ 当該教育課程に関わる研究成果等の公表がなされ，学内・外からも確認できるか			
7－3 大学運営への参加				
1)教員は，当該教育課程の運営に適切に参加していること	□ 委員会委員など，教員の職位等背景に相応しい運営参加をしているか □ 当該教育課程の研究組織に相応しい役割分担について，方針があり，実績を分析しているか		役職と活動状況，委員会等委員と活動状況，高校訪問，高大連携，模擬授業の活動状況など	
2)各教員の大学運営参加について，自己評価を組織的に実施し，教員同士で評価する仕組みがあること	□ 教員が大学あるいは当該教育課程の運営への参画状況を自己評価する仕組みがあるか □ 教員同士がピアレビューして改善の取り組みを行っているか		同上	
3)所属委員会等は，活動状況を自己点検・評価する仕組みをもち，実行していること	□ 所属委員会等の委員同士が活動状況を自己評価しているか		同上	

4）大学運営参加実績を当該教育課程の責任者が評価する仕組みをもっていること	□ 大学運営参加実績が当該教員の業績評価に反映できる体制であるか		同上	
7－4 社会貢献活動の評価				
1）各教員が当該教育課程の教員としての専門性にふさわしい社会貢献活動実績を自己評価する仕組みがあること	□ 教員が自己の専門性に基づき実施した社会貢献活動実績を自己評価できるか □ 大学として、専門性にふさわしい社会貢献活動を組織的に評価する取り組みがあるか		公開講座など活動状況，各種審議会委員など参加状況，専門職継続教育活動状況	
2）臨地実習施設を含め，地域の看護及び看護職者の資質の向上にむけた社会貢献活動が取り組まれていること	□ 臨地実習施設を含め看護・看護職者の質の向上について大学側の取り組み方針があるか □ 上記方針に沿って，組織的に活動の発展に取り組んでいるか □ 上記の方針に沿って，当該課程の教員がそれぞれの専門性に応じた取り組みをしているか		同上	
3）社会貢献活動状況を外部評価する仕組みがあること	□ 当該課程の教員集団の実績について，活動に関係のある外部者，看護専門職者からの評価を受けているか □ 社会貢献活動などについては，実績を公表しているか			
1） 評価の概要と今後の展望（自由記述）				
2） 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）				

評価基準8:教育能力開発のための取り組み

判定結果基準:A.十分満たしている B.満たしている C.改善すべき余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
8－1 組織的取り組み体制				
1)当該教育課程にふさわしい教育能力開発方針と実施体制をもっていること	□ 教育能力開発は，組織としての方針があり，取り組み体制があるか	規定・実施計画・実施記録	FD に関する規程・実施計画・実施記録など	
2)教育能力開発に教員が主体的に取り組んでいること	□ その組織を通じて，教員が当該教育課程の教育能力開発に取り組んでいるか		同上	
3)教育能力開発に必要な経費が確保されていること	□ 教育能力開発のために使用できる経費が予算化されているか	研修予算書・収支決裁書，調査費，研修費，講師謝礼，図書購入費など	研修のための予算書，収支決算書など	
4)当該課程の教員の教育評価に連動した対策に取り組むこと	□ 授業評価に基づく教育能力向上を目指した取り組みであるか		FD に関する規程・実施計画・実施記録など	
8－2 FD の取り組み内容				
1)当該教育課程の教員が学士課程教育を総体的視野で教育活動に取り組む適切な研修を実施していること	□ 当該教育課程に関わる教員が，課程全体の中での自己の役割や共同活動としての教育活動について認識を深める研修を行っているか □ 看護学の学士課程教育における教養教育の位置づけが共有できる研修を行っているか		FD の内容	
2)当該教育課程の教員の FD に関するニーズに即した組織的取り組みがなされていること	□ 当該課程の教員の背景・現状・希望などのニーズ分析を組織的に行っているか □ 当該課程の責任者の考えと教員の希望とを適切に取り入れた FD 実施計画であるか		教員の実践研修記録	
3)看護学の教員が看護実践現場等での実践能力を維持・向上するための研修会の機会が組織的に準備されていること	□ 学生に対して看護実践のモデルを示しうる能力を培う実践研修を行なっているか		教員の実践研修記録	
4)当該教育課程の教育方法を充実させるための教員能力開発を組織的・計画的に取り組んでいること	□ 研鑽が必要な当該課程の看護実習・看護学教育の課題を計画的・意図的に設定しているか		研修企画・実施記録	
5)看護実習指導に関わる指導方法の開発研究や研修がなされていること	□ 臨地実習での学生の行動特性に適合させた教育方法の開発や研鑽をしているか □ 実習指導教員に，課程全体の視野で捉えた指導方法を共有しているか		研修記録，教育方法開発事例	
6)現場側指導者は，当該課程の学生指導能力を高める取り組みができていること	□ 実習現場の指導者との密接な協力体制による教育力開発のための組織的連携プログラムをもっているか		実習指導者間の連携プログラム計画・記録など	
8－3 実施成果の評価				
1)多様な方法による取り組みがなされ，実績を上げていること	□ 教育力向上に向け，適切な回数の研修会，研究会を年間計画の中で実施しているか □ 実施後の評価に基づき，改善にむけた検討がなされているか		年間研修計画，研修実施記録	

2）参加教員の主体性に基づく評価が行われ，それによる改善措置の取り組みがなされていること	□　参加者による評価を組織的にしているか □　改善措置の取り組みがなされているか		同上	

1）　評価の概要と今後の展望（自由記述）
2）　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）

評価基準9:施設・設備の整備

判定結果基準　A.十分満たしている　B.満たしている　C.改善すべき余地がある　D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
9－1　施設・設備の整備				
1)当該教育課程のカリキュラムの展開にふさわしい施設・設備が学内に整備されていること	□　看護学科目を教授するための演習室・実習室が適切に設置されているか □　看護学科目を教授するのに必要な機器・備品が整備されているか □　実習用モデルなど機器・備品の更新が適切に行われているか		面積規模別部屋数・学習機器別設置数，一覧表，近年の追加整備実績など	
2)当該教育課程の臨地実習に必要な施設を確保していること	□　臨地実習が適切に実施できるための施設数が確保されているか □　臨地実習施設にはカンファレンスルーム・更衣室が整備されているか □　臨地実習施設には、実習用の図書・資料・材料などが整備されているか □　臨地実習を行うに適した施設の確保は当該大学の責任において実施されているか		学外施設の現状一覧表，種類別実習施設数，実習施設借上げ料・実習謝金制度説明書，施設との契約書等の仕組み説明書など	
9－2　施設・設備の管理				
1)看護実習室の管理・指導体制が整備され機能していること	□　看護実習室では，自主学習ができるよう管理・指導体制ができているか □　看護展開の基本を伝えるにふさわしく常時管理され，使用ルールを共有しているか □　看護実習室の運用に関する方針が規定され，教員や学生に周知されているか		実習室利用規定・申し合わせ，学生向け利用案内，実習室運用規定，学生への指導など	
2)医療廃棄物処理法に基づいた安全管理体制が整備され，教職員・学生に周知されていること	□　看護実習室での医療安全管理対策ができているか □　医療廃棄物処理設備の使用原則につき，学生への教育ができているか	管理規定・申し合わせ 管理経費の予算化の現状 申し合わせの学生への指導	管理規定・申し合わせ，管理経費の予算化の現状，申し合わせの学生への指導など	
3)当該教育課程に係わる図書館は，構成員（学生）が十分に活用できるよう整備されていること	□　配置場所・閉館時間（特に実習との関連）は，学生の利用の便に配慮されているか □　学生のニーズに適合した図書・資料等が配備される仕組みがあり，整備されているか		図書館案内，実習終了後の使用申し合わせ，学生便覧，実習要項など	
1)　評価の概要と今後の展望（自由記述）				
2)　貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み（自由記述）				

評価基準 10:予算措置

判定結果基準: A.十分満たしている B.満たしている C.改善の余地がある D.改善すべきである

評価項目	評価の根拠	備考	用いる資料例	資料番号
10－1 経費の確保と適正管理				
1)当該教育課程に必要な予算措置が適切になされていること	□ 教育に要する経費は適切に措置されているか □ 看護学実習に伴う諸経費(施設借料・指導謝金・指導旅費など)の確保が適切か □ 当該教育課程の教員は，教育などに必要な予算措置要求過程に適切に関与できる仕組みがあるか □ 当該教育課程の教員は，教育などに必要な予算の執行が直接できる仕組みか □ 当該教育課程の教員は，教材費・図書費に必要な予算の執行ができる仕組みか		予算・決算書，予算委員会記録，活動実績，施設借り上げ料・実習謝金制度説明書など	
2)臨地実習等に伴う諸経費の確保が適切になされていること	□ 当該教育課程の教員は，実習費用を適切に執行できる仕組みか			
1) 評価の概要と今後の展望(自由記述)				
2) 貴大学が意図を込めて取り組んでいること，推奨すべき取り組み，先駆的取り組み(自由記述)				

Ⅱ．大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究プロジェクト

平成24年3月17日(土)

平成23年度
「大学における医療人養成推進等委託事業・看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」報告会

プロジェクト報告

大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究

看護学教育質向上委員会

正木治恵(委員長)、宮本千津子、松谷美和子、佐伯由香、
鈴木久美、和住淑子、林優子、村上明美、小川妙子、
山口桂子、張平平

研究の背景

- 平成23年3月に文部科学省より提示された「学士課程版看護実践能力と到達目標」は、学士課程修了時に看護専門職者として修得すべきコアとなる能力とそのために必要な教育内容を示すものである。
- 各大学は、これを参照しつつ、その教育理念や養成する人材像にあわせて必要な教育内容を改めて検討し、独自の教育課程を編成することが求められている。
- 一方、卒業時の看護実践能力の質を一定レベル以上に確保すること、またそれはすべての大学の卒業者に共通したものであることも求められる。
- そのためには、卒業者に「学士課程版看護実践能力と到達目標」として挙げた内容は共通内容として十分なものであるか、また、それらの能力の到達度はどこまでを保証すべきかを明らかにする必要がある。

研究目的

- 文部科学省より出された「学士課程版看護実践能力と到達目標」の卒業時到達度の評価手法開発に向け、教員の各到達目標への期待度と、学生の自己評価による実際の到達状況を明らかにすることである。

調査方法 -1

- 1. 対象者
  - A. JANPU会員校(200校)の教員(教務委員長相当職にある者1名)
  - B. 上記対象校の4年生2,000名程度(編入生を除く)
- 2. データ収集方法
  - 学士課程版看護実践能力に示された5つの能力群における20の看護実践能力の学習成果に基づく質問票を作成した。
    - A. 教員調査:卒業時点での到達への期待度
      - 3(必ずできてほしい)・2(できてほしい)・1(少しはできてほしい)・N(わからない)の4段階
    - B. 学生調査:現時点における到達状況
      - 4(よくできる)・3(まあまあできる)・2(あまりできない)・1(できない)・0(わからない)の5段階

教員用調査表

Ⅱ. “学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標”において示された到達目標についてうかがいます。
看護系大学の学生が、卒業時点においてどの程度、到達していることを期待しますか。 学習成果ごとに、
3:必ずできてほしい、2:できてほしい、1:少しはできてほしい、N:わからない、のうち最も近いものを選択してください。

Ⅰ群:ヒューマンケアの基本に関する実践能力			達成を期待する程度(該当する記号に○)			
看護実践能力	卒業時の到達目標	学習成果				
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力	(1)人間や健康を総合的に捉え説明できる。 (2)多様な価値観・信条や生活背景を持つ人を尊重する行動をとることができる。 (3)人間の尊厳及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる。	① 看護の視点から人間について総合的に捉え説明できる。	3	2	1	N
		② 人間のライフサイクルと発達について説明できる。	3	2	1	N
		③ 健康・不健康の連続性を踏まえて、健康を総合的に捉え説明できる。	3	2	1	N
		④ 社会と健康、文化と健康の関連を踏まえて、健康を総合的に捉え説明できる。	3	2	1	N
		⑤ 多様な価値観や人生観を有している人々を尊重する行動をとることができる。	3	2	1	N
		⑥ 基本的人権の尊重、患者の権利及び権利擁護について説明できる。	3	2	1	N
		⑦ 患者の権利、プライバシーや情報の保護に配慮した看護の在り方を説明できる。	3	2	1	N
		⑧ 看護職の倫理規定や看護実践に関わる倫理の原則を理解し、遵守できる。	3	2	1	N
		⑨ 看護の対象となる人々の権利を尊重し、その擁護に向けた行動をとることができる。	3	2	1	N
		⑩ 看護行為によって看護の対象となる人々の生命を脅かす危険性があることを説明できる。	3	2	1	N
		⑪ 守秘義務について理解し、遵守できる。	3	2	1	N

学生用調査表

Ⅱ. 下表に示した卒業時の到達目標について、あなたは現時点でどの程度できますか。
目標ごとに示した学習成果について、4(よくできる)、3(まあまあできる)、2(あまりできない)、1(できない)、0(わからない)の中から、最も近いものを選んで○を記載してください。

Ⅰ群:ヒューマンケアの基本に関する実践能力		現時点でできる程度(該当する数字に○)				
卒業時の到達目標	学習成果					
(1)人間や健康を総合的に捉え説明できる。 (2)多様な価値観・信条や生活背景を持つ人を尊重する行動をとることができる。 (3)人間の尊厳及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる。	① 看護の視点から人間について総合的に捉え説明できる。	4	3	2	1	0
	② 人間のライフサイクルと発達について説明できる。	4	3	2	1	0
	③ 健康・不健康の連続性を踏まえて、健康を総合的に捉え説明できる。	4	3	2	1	0
	④ 社会と健康、文化と健康の関連を踏まえて、健康を総合的に捉え説明できる。	4	3	2	1	0
	⑤ 多様な価値観や人生観を有している人々を尊重する行動をとることができる。	4	3	2	1	0
	⑥ 基本的人権の尊重、患者の権利及び権利擁護について説明できる。	4	3	2	1	0
	⑦ 患者の権利、プライバシーや情報の保護に配慮した看護の在り方を説明できる。	4	3	2	1	0
	⑧ 看護職の倫理規定や看護実践に関わる倫理の原則を理解し、遵守できる。	4	3	2	1	0
	⑨ 看護の対象となる人々の権利を尊重し、その擁護に向けた行動をとることができる。	4	3	2	1	0
	⑩ 看護行為によって看護の対象となる人々の生命を脅かす危険性があることを説明できる。	4	3	2	1	0
	⑪ 守秘義務について理解し、遵守できる。	4	3	2	1	0

結果 -1 回答者の概要

- 回答数 /調査協力106校
  - 教員調査:75部(回収率71％)
  - 学生調査:765部(回収率50％)
- 設置主体　　教員　/　学生
  - 国立大学法人:　18人(24.0％)　/　95人(25.0％)
  - 公　立　　:　19人(25.3％)　/　107人(28.2％)
  - 私　立　　:　36人(48.0％)　/　173人(45.5％)
- 看護学科設置年
  - 2005年以降:32.0％　2004年以前:48.0％　1996年以前:20.0％
- 教員用調査票の回答者の立場
  - 委員会等の長/委員:70.7％　　学部長/学科長:17.3％

◇. 研究の背景と目的

平成 23 年 3 月に文部科学省より提示された「学士課程版看護実践能力と到達目標」は、学士課程修了時に看護専門職者として修得すべきコアとなる能力とそのために必要な教育内容を示すものであり、各大学は、これを参照しつつ、その教育理念や養成する人材像にあわせて必要な教育内容を改めて検討し、独自の教育課程を編成することが求められている。一方、卒業時の看護実践能力の質を一定レベル以上に確保すること、またそれはすべての大学の卒業者に共通したものであることも求められる。そのためには、卒業者に「学士課程版看護実践能力と到達目標」として挙げた内容は共通内容として十分なものであるか、また、それらの能力の到達度はどこまでを保証すべきかを明らかにする必要がある。

そこで、本研究では、「学士課程版看護実践能力と到達目標」をもとに、看護系大学の卒業生の質を保証するために共通に適用することのできる評価方法を開発することを計画し、教員の各到達目標への期待度と、学生の自己評価による実際の到達状況を明らかにする調査を実施した。

◇. 調査方法

1. 対象者:A. JANPU 会員校(200 校)の教員(原則として各校の教務委員長相当職にある者 1 名)
   B. 上記対象校の 4 年生 2,000 名程度(編入生を除く)

2. データ収集方法:「学士課程版看護実践能力と到達目標」に示された5つの能力群における 20 の看護実践能力の「学習成果」ごとに、学生の到達への期待度または到達状況を尋ねる質問票を作成し、データを収集した。
   A. 教員を対象とした調査では、到達の期待度を、3(必ずできてほしい)・2(できてほしい)・1(少しはできてほしい)・N(わからない)の4段階で回答するものとした。
   B. 学生を対象とした調査では、現時点における到達状況を、4(とてもよくできる)・3(まあまあできる)・2(あまりできない)・1(まったくできない)・0(わからない)の5段階で回答するものとした。

3. データ収集期間:2011 年 11 月～2012 年 1 月

4. 分析方法:看護実践能力の分類および学習成果ごとに回答の割合を、また、"わからない"を除いた各回答に便宜的に1～3(対象A)、または1～4(対象B)を与え平均値を、それぞれ算出し、対象ごと及び対象間の比較を行った。

5. 倫理的配慮:研究の目的と方法、倫理的配慮について明記した依頼文書により対象校看護系責任者に対し協力を依頼し、許可の得られた大学へ調査票を郵送した。調査票は無記名とし、返送は個別の封筒により行い、調査票の返送をもって研究協力への同意が得られたとみなした。これらは委員の1名が所属する大学の倫理審査委員会に研究計画書を提出し、承認を得たうえで実施した。

◇研究実施体制

委員長:正木治恵(千葉大学)

委員:宮本千津子(東京医療保健大学)、松谷美和子(聖路加看護大学)、佐伯由香(筑波大学)、鈴木久美(兵庫医療大学)、和住淑子(千葉大学)、林優子(大阪医科大学看護学部)、村上明美(神奈川県立保健福祉大学)、小川妙子(群馬県立県民健康科学大学)、山口桂子(愛知県立大学)、張平平(埼玉県立大学)

卒業時の到達目標	学習成果

教員の期待
□必ずできてほしい □できてほしい
□少しはできてほしい □わからない
□無回答

学生の到達状況
□よくできる □まあまあできる
□あまりできない □できない
□わからない □無回答

Ⅰ群:ヒューマンケアの基本に関する実践能力

1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)人間や健康を総合的に捉え説明できる。 (2)多様な価値観・信条や生活背景を持つ人を尊重する行動をとることができる。 (3)人間の尊厳及び人権の意味を理解し、擁護に向けた行動をとることができる	① 看護の視点から人間について総合的に捉え説明できる。	62.7 / 32.0 / 4.0 / 1.3	10.5 / 69.2 / 18.5 / 1.8 / 2.9 / 0.3
	② 人間のライフサイクルと発達について説明できる。	74.7 / 21.3 / 4.0	16.3 / 68.4 / 13.2 / 1.1
	③ 健康・不健康の連続性を踏まえて、健康を総合的に捉え説明できる。	70.7 / 26.7 / 2.7	18.8 / 68.9 / 11.1 / 1.5
	④ 社会と健康、文化と健康の関連を踏まえて、健康を総合的に捉え説明できる。	52.0 / 40.0 / 6.0	12.6 / 63.2 / 20.8 / 1.3
	⑤ 多様な価値観や人生観を有している人々を尊重する行動をとることができる。	72.0 / 26.7 / 1.3	53.7 / 41.6 / 3.7 / 0.5
	⑥ 基本的人権の尊重、患者の権利及び権利擁護について説明できる。	84.0 / 12.0 / 4.0	41.6 / 50.5 / 6.6 / 1.1
	⑦ 患者の権利、プライバシーや情報の保護に配慮した看護の在り方を説明できる。	81.3 / 17.3 / 1.3	38.2 / 58.2 / 3.8 / 2.4
	⑧ 看護職の倫理規定や看護事故に関わる倫理の原則を理解し、遵守できる。	74.7 / 20.0 / 4.0 / 1.3	38.2 / 52.9 / 7.8 / 0.3 / 0.5
	⑨ 看護の対象となる人々の権利を尊重し、その擁護に向けた行動をとることができる。	58.7 / 34.7 / 5.3 / 1.3	50.0 / 46.3 / 2.9 / 0.5
	⑩ 看護行為によって看護の対象となる人々の生命を脅かす危険性があることを説明できる。	77.3 / 22.7	55.0 / 41.3 / 2.8 / 0.5
	⑪ 守秘義務について理解し、遵守できる。	94.7 / 5.3	82.1 / 16.8 / 0.3 / 0.3 / 0.5

2) 実施する看護について説明し同意を得る能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)実施する看護の方法について、人々に合わせた説明ができる。 (2)看護の実施にあたり、人々の意思決定を支援することができる。	① 医療における自己決定権と看護職の説明責任について説明できる。	53.3 / 42.0 / 4.0 / 1.3	40.8 / 52.9 / 5.3 / 0.8
	② インフォームド・コンセント、セカンド・オピニオンについて説明できる。	58.0 / 36.0 / 5.3 / 1.3	70.3 / 27.1 / 0.5
	③ 実施する治療や看護に関する選択権について説明できる。	41.3 / 50.7 / 6.7 / 1.3	37.8 / 49.2 / 11.1 / 1.3
	④ 実施する看護を説明する方法とその重要について説明できる。	60.0 / 37.3 / 1.3	33.7 / 52.8 / 11.6 / 1.1
	⑤ 看護の対象となる人々が意思決定するために必要な情報を提供することができる。	24.0 / 60.0 / 16.0	25.8 / 55.0 / 18.8 / 0.4 / 2.6
	⑥ 看護の対象となる人々の意思決定を指導のもとで支援することができる。	26.7 / 57.3 / 16.0	29.2 / 53.9 / 11.8 / 0.8 / 4.2
	⑦ 実施する看護について指導の下で説明し、同意を得ることができる。	50.7 / 44.0 / 4.0 / 1.3	41.8 / 50.3 / 6.1 / 0.3 / 1.3
	⑧ 相手の理解力にあわせた説明をすることができる	17.3 / 76.0 / 6.7	29.5 / 60.0 / 8.9 / 0.5 / 1.1

3) 援助的関係を形成する能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)看護の対象となる人々と援助的なコミュニケーションを展開できる。 (2)看護の対象となる人々と援助的関係を形成できる。 (3)看護の対象となる人々となる集団との指導的な関係の在り方について説明できる。	① 自己を分析し自己理解できる。	40.0 / 56.0 / 4.0	25.8 / 60.0 / 11.8 / 1.1 / 1.3
	② コミュニケーション、治療的コミュニケーションについて説明できる。	42.7 / 53.3 / 3.7 / 1.3	17.9 / 55.3 / 23.9 / 1.1 / 1.8
	③ 看護の対象となる人々と適切な援助的コミュニケーションをとることができる。	33.3 / 64.0 / 2.7	28.4 / 60.0 / 9.5 / 1.1
	④ プロセスレコードなどを活用して、援助的関係を分析できる。	36.0 / 46.7 / 16.0 / 1.3	23.7 / 51.3 / 19.7 / 3.4 / 1.8
	⑤ カウンセリングの基本的な方法について説明できる。	25.3 / 54.7 / 17.3 / 1.3	17.4 / 44.7 / 31.3 / 3.4 / 3.9
	⑥ 援助的関係におけるケアリングの考え方について説明できる。	34.0 / 57.3 / 6.0 / 2.7	9.7 / 45.3 / 33.7 / 5.8 / 5.5
	⑦ 援助的関係形成の過程を理解し、援助的関係を形成できる。	16.7 / 66.7 / 14.7	15.5 / 58.3 / 21.3 / 1.3 / 3.5
	⑧ リーダーシップの考え方について説明できる。	21.3 / 61.3 / 16.0 / 1.3	18.7 / 46.9 / 28.1 / 2.9 / 3.4
	⑨ 集団の構造と機能、グループダイナミックスについて説明できる。	17.3 / 54.7 / 25.3 / 2.7	25.8 / 47.6 / 22.6 / 1.6 / 2.4
	⑩ グループを形成する方法とそれを支援する方法について説明できる。	12.0 / 57.3 / 28.0 / 2.7	18.8 / 49.2 / 30.3 / 2.1 / 2.6

卒業時の到達目標	学習成果

教員の期待
□必ずできてほしい　□できてほしい
□少しはできてほしい　□わからない
□無回答

学生の到達状況
□よくできる　□まあまあできる
□あまりできない　□できない
□わからない　□無回答

Ⅱ群：根拠に基づき看護を計画的に実践する能力

4) 根拠に基づいた看護を提供する能力

		必ずできてほしい	できてほしい	少しはできてほしい	わからない	無回答	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない	わからない	無回答
(1)根拠に基づいた看護を提供するための情報を探索し活用できる。 (2)看護実践において、理論的枠組や先行研究の成果を探索し活用できる。	① 根拠に基づいた看護を提供することの必要性を説明できる。	73.3	20.0	6.7			46.8	46.2	3.7	0.6	0.5	
	② 根拠に基づいた看護を提供するための情報を探索し、活用できる。	46.7	46.7	6.7			35.5	55.5	7.4	0.3	1.3	
	③ 文献や研究成果を比較し、批判的に吟味することができる。	21.3	56.0	21.3	1.3		18.8	66.6	33.3	2.4	0.3	
	④ 基本的な看護研究方法について説明できる。	24.0	57.3	16.0	1.3		19.2	49.2	26.8	1.6	0.5	
	⑤ 健康現象を説明するために基本的な疫学や保健統計を活用できる。	21.3	60.0	17.3	1.3		5.4	34.7	42.8	2.9	0.3	
	⑥ 主要な看護理論について説明できる。	26.7	53.3	18.7	1.3		7.4	45.3	37.0	1.6	0.3	
	⑦ 看護を展開する際に、理論や概念を活用する意義と方法について説明できる。	26.7	50.7	21.3	1.3		8.2	48.4	35.3	5.0	2.9	
	⑧ 看護に必要な根拠を探索し、看護実践に活用できる。	29.3	53.3	14.7	1.3		21.6	58.8	17.4	2.6	1.6	

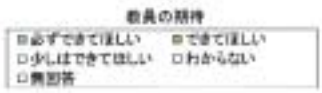
5) 計画的に看護を実践する能力

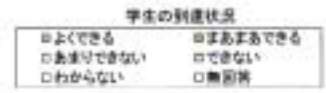
		必ずできてほしい	できてほしい	少しはできてほしい	わからない	無回答	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない	わからない	無回答
(1)批判的思考や分析的方法を活用して、看護計画を立案できる。 (2)問題解決法を活用し、看護計画を立案し展開できる。 (3)実施した看護実践を評価し、記録できる。	① 看護の現象を批判的思考、論理的思考を活用して捉え説明できる。	26.7	52.0	21.3			11.1	43.8	38.8	3.2	3.0	
	② 看護の対象となる人々が直面している課題を問題解決的思考で捉え説明できる。	53.7	44.0	5.3			22.6	62.8	14.7	0.8	1.1	
	③ 看護過程について理解し、実践に活用できる。	69.3	32.0		2.7		40.5	51.6	6.8	0.3	0.3	
	④ 必要な情報を探索し、看護活動に活用できる。	58.7	40.0		1.3		37.1	56.8	5.3	0.3	0.8	
	⑤ 看護援助の方法を考案し、その中から適切な方法を選択できる。	42.7	54.7		2.7		27.4	63.4	7.6	0.8	0.8	
	⑥ 看護の対象となる人々に必要なケアを計画し、指導のもとで実施できる。	61.3	37.3		1.3		41.6	52.9	5.0	0.3	0.3	
	⑦ 実施した看護実践を評価することができる。	58.7	38.7		1.3		36.8	57.4	5.5	0.3	1.3	
	⑧ 看護記録の目的と法的意義について説明できる。	56.0	37.3	6.7			31.1	54.2	12.9	0.5	0.5	

6) 健康レベルや成長発達に応じて査定(Assessment)する能力

		必ずできてほしい	できてほしい	少しはできてほしい	わからない	無回答	よくできる	まあまあできる	あまりできない	できない	わからない	無回答
(1)身体的な健康状態を査定(Assessment)できる。 (2)認知や感情、心理的な健康状態を査定(Assessment)できる。 (3)環境を査定(Assessment)し、健康状態との関係を説明できる。 (4)成長発達に応じた身体的な変化、認知や感情、心理社会的変化を理解したうえで、看護の対象となる人々の健康状態を査定(Assessment)できる。	① 看護に必要な人体の構造と機能について説明できる。	68.0	29.3		2.7		10.3	61.1	25.5	2.1	0.5	
	② 看護に必要な病態について説明できる。	60.0	36.0		4.0		10.0	60.5	27.1	2.4	1.3	
	③ 看護に必要な人体の防御システムについて説明できる。	53.3	42.7		4.0		11.6	57.1	27.6	2.6	1.1	
	④ 主要な疾病の症状、病因、病態、治療、予後について説明できる。	50.7	45.3		4.0		8.4	50.0	38.8	1.3	2.1	
	⑤ 疾病がもたらす機能障害について説明できる。	49.3	45.3	5.3			9.5	58.9	28.2	2.4	2.1	
	⑥ 看護に必要な栄養と代謝について説明できる。	53.3	44.0		2.7		6.3	52.9	37.1	2.4	1.3	
	⑦ 精神の機能・認知・感情査定(Assessment)の方法について説明できる。	46.7	45.3	8.0			5.8	41.3	41.8	6.0	4.2	
	⑧ フィジカル・アセスメントの方法について説明できる。	53.3	41.3	5.3			17.4	56.9	21.8	1.3	0.5	
	⑨ 心理社会的アセスメントの方法について説明できる。	44.0	48.0	8.0			12.9	52.4	30.0	3.2	1.6	
	⑩ 人的・物理的環境が健康にあぼす影響について説明できる。	41.3	50.7	8.0			18.7	62.1	18.4	0.5	0.3	
	⑪ 社会資源を査定(Assessment)する方法について説明できる。	18.7	62.7	17.3	1.3		8.2	38.4	41.6	7.6	4.2	
	⑫ 環境の査定(Assessment)の方法について説明できる。	18.7	54.0	16.0	1.3		7.9	40.5	38.7	8.4	4.2	
	⑬ 看護の対象となる人々の成長発達を踏まえて、指導のもとでフィジカル・アセスメント、心理社会的査定(Assessment)、環境の査定(Assessment)ができる。	22.7	64.0	10.7	2.7		10.0	47.1	35.0	3.7	4.2	

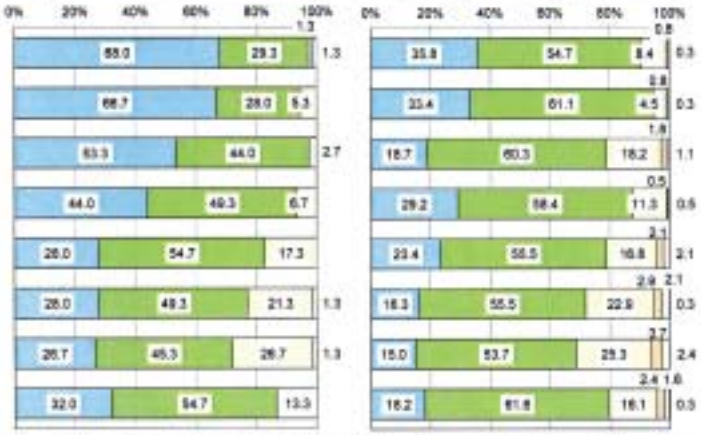
卒業時の到達目標	学習成果





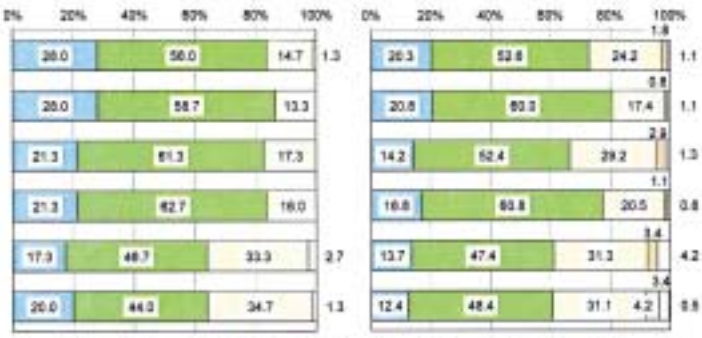
7) 個人と家族の生活査定(Assessment)する能力

(1)個人の生活を把握し、健康状態との関連を査定(Assessment)できる。 (2)家族の生活を把握し、家族員の健康状態との関連査定(Assessment)できる。	①	看護の対象となる人々を生活している人として捉える意義とその方法について説明できる。
	②	生活と健康障害の関連，疾病・障害が生活に及ぼす影響について説明できる。
	③	日常生活，療養生活を査定(Assessment)する方法について説明できる。
	④	家族の生活と健康障害との関連，疾病・障害が家族生活に及ぼす影響について説明できる。
	⑤	家族全体を捉えて査定(Assessment)する方法について説明できる。
	⑥	家族と地域社会とのつながりや関係性を査定(Assessment)する方法について説明できる。
	⑦	学校生活，職業生活，社会生活を査定(Assessment)する方法について説明できる。
	⑧	日常生活，社会生活，家族の生活について，指導のもとで査定(Assessment)できる。



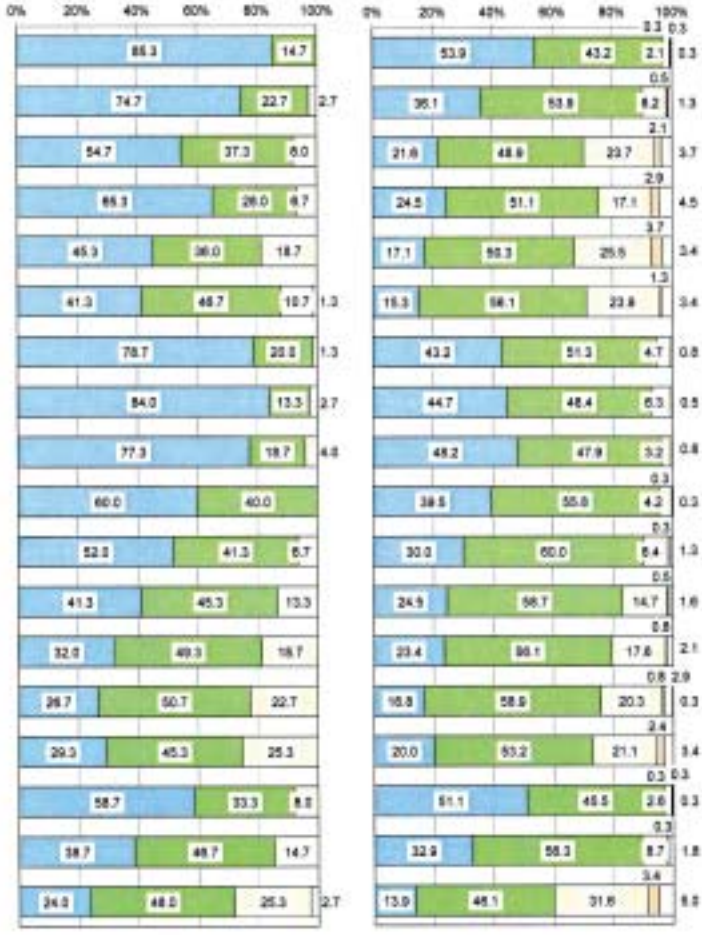
8) 地域の特性と健康課題を査定(Assessment)する能力

(1)地域の特性や社会資源に関する資料・健康指標を活用して，地域の健康課題を把握する方法について説明できる。 (2)学校や職場などの健康課題を把握する方法について説明できる。	①	地域の人々の生活，地域の文化，地域の環境，地域の社会経済構造を把握し，地域の特性を捉える方法について説明できる。
	②	地域の人々の健康ニーズや保健行動を捉える方法について説明できる。
	③	地域の保健医療福祉制度，地域の健康に関する情報，指標の動向を理解し，地域の健康課題を導く方法について説明できる。
	④	健康診査・診断の結果から健康課題を把握し，健康管理をする方法について説明できる。
	⑤	学校の特性や健康課題を把握する方法について説明できる。
	⑥	職場の特性や健康課題を把握する方法について説明できる。



9) 看護援助技術を適切に実施する能力

(1)身体に働きかける看護援助技術を理解し，指導のもとで実施できる。 (2)情動・認知・行動に働きかける看護援助技術を理解し，指導のもとで実施できる。 (3)人的・物理的環境に働きかける看護援助技術を理解し，指導のもとで実施できる。	①	日常生活援助の基本技術（食事，睡眠，排泄，活動，清潔）を理解し実施できる。
	②	呼吸・循環を整える基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	③	創傷管理の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	④	与薬の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑤	救命救急処置の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑥	症状・生体機能管理の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑦	安楽を援助する基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑧	感染予防の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑨	安全・事故防止の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑩	日常生活行動の拡大や生活習慣の確立に向けた援助の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑪	自立支援に向けた援助の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑫	健康に関する教育，患者教育・家族教育の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑬	療養生活や健康に関する相談の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑭	行動変容を促進する援助の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑮	不安定な感情や情緒を安定させる基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑯	環境整備や環境調整の基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑰	生活環境を改善するための基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。
	⑱	活用できる社会資源を調整する基本技術を理解し，指導のもとで実施できる。



卒業時の到達目標	学習成果

教員の期待
□必ずできてほしい　□できてほしい
□少しはできてほしい　□わからない
□無回答

学生の到達状況
□よくできる　□まあまあできる
□あまりできない　□できない
□わからない　□無回答

Ⅲ群：特定の健康課題に対応する実践能力

10）健康の保持増進と疾病を予防する能力

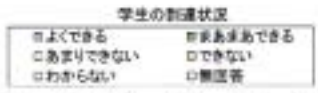
		教員の期待					学生の到達状況				
(1)健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる。 (2)人の誕生から成長、発達、加齢までの生涯発達の視点を理解し、各発達段階における健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる。 (3)妊娠・出産・育児にかかわる看護援助方法について説明できる。 (4)個人特性及び地域特性に対応した健康環境づりについて説明できる。 (5)健康増進に関連する政策と保健活動について説明できる。	① ヘルスプロモーション(Health promotion)の考え方について説明できる。	57.3	38.0	3.3	1.3		33.7	49.5	14.7	1.3	0.5
	② 第一次予防、第二次予防、第三次予防の考え方とその方法について説明できる。	58.7	36.0	3.3			38.0	40.3	4.5	1.1	0.3
	③ プライマリーヘルスケアの考え方とその活動について説明できる。	52.0	40.0	6.7	1.3		30.6	50.8	17.4	1.1	0.0
	④ 健康診査とその結果に基づいた健康教育の方法について説明できる。	45.3	41.3	12.0	1.3		23.4	61.6	13.4	1.1	0.5
	⑤ 妊娠・分娩・産褥の生理、胎児・新生児・乳幼児の生理について説明できる。	57.3	33.3	9.3			24.5	53.9	19.5	1.3	0.8
	⑥ 妊婦・産婦・褥婦に対する看護援助方法について説明できる。	48.0	42.7	9.3			25.8	58.6	14.7	1.1	1.1
	⑦ 新生児・乳幼児と家族の健康課題について理解し、健康の保持増進、病気予防のために必要な看護援助方法について説明できる。	48.0	42.7	9.3			22.1	59.6	16.3	1.8	0.3
	⑧ 児童期・学童期・思春期の健康課題について理解し、健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる。	48.0	41.3	10.7			17.1	60.5	20.3	1.1	1.1
	⑨ 成人期の健康課題について理解し、健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる。	48.3	44.0	6.7			22.4	62.4	13.4	0.8	1.1
	⑩ 加齢に伴う健康課題について理解し、健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる。	48.3	44.0	6.7			26.8	61.8	8.7	1.6	0.8
	⑪ 地域の次世代の健康づくりへの取り組みについて説明できる。	24.0	45.3	30.7			6.7	30.9	42.9	4.7	3.7
	⑫ 個人・家族・地域のメンタルヘルスを促進する取り組みについて説明できる。	26.7	50.7	22.7			12.9	48.7	32.4	3.4	2.6
	⑬ 健康に対する考えやニーズを把握し、健康課題の解決に必要な看護援助方法について説明できる。	34.7	50.7	14.7			16.2	61.8	17.9	1.1	1.1
	⑭ 保健行動、疾病・治療行動を改善するための看護援助方法について説明できる。	33.3	54.7	10.7	1.3		14.5	60.3	22.1	1.3	0.5
	⑮ 地域の健康的な環境を構築するための組織的な取り組みについて説明できる。	20.0	48.0	32.0			11.8	50.0	32.6	3.2	1.6
	⑯ 健康課題の解決に向けた国や自治体の取り組みについて説明できる。	20.0	49.3	29.3	1.3		11.3	45.8	36.5	5.8	1.6
	⑰ 地域の保健医療福祉計画について理解し、その中で看護職者が担うべき活動・役割について説明できる。	25.3	48.7	26.7	1.3		12.6	52.4	28.4	4.7	1.6

11）急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力

		教員の期待					学生の到達状況				
(1)急激な健康破綻をきたした患者の全身状態を査定(Assessment)し、生命維持に向けた看護援助方法について説明できる。 (2)急激な健康破綻をきたした患者と家族を理解し、回復に向けた看護援助方法について説明できる。 (3)精神的危機状況にある患者の状態を査定(Assessment)し、回復に向けた看護援助方法について説明できる。 (4)必要な早期リハビリテーションを計画し、促進する看護援助方法について説明できる。	① 診療、診断と検査に関する基本的な方法について説明できる。	45.3	44.0	10.7			13.7	56.1	27.1	2.1	0.8
	② 治療法(救命救急、手術療法、薬物療法、放射線療法、精神療法)の種類と期待される効果について説明できる。	42.7	46.7	10.7			13.2	53.4	29.2	3.2	1.1
	③ 治療を受けている患者に対する基本的な看護援助方法について説明できる。	50.7	44.0	5.3			21.0	68.8	10.3	1.3	0.3
	④ 重篤な状態にある患者の病態・病態生理について説明できる。	25.3	54.7	20.0			7.1	48.8	40.8	3.2	3.8
	⑤ 重篤な状態にある患者に対する治療法について説明できる。	22.7	56.0	21.3			5.8	36.3	48.8	5.0	3.8
	⑥ 重篤な状態にある患者の全身状態を査定(Assessment)する方法について説明できる。	24.0	56.0	18.7	1.3		7.9	45.3	37.8	5.3	3.8
	⑦ 重篤な状態にある患者を全人的に捉えて説明できる。	24.0	53.3	21.3	1.3		13.4	45.5	32.6	3.9	4.5
	⑧ 重篤な状態にある患者と家族への基本的な看護援助方法について説明できる。	24.0	53.3	21.3	1.3		9.7	51.1	31.8	3.7	3.9
	⑨ 手術・麻酔による生体反応、合併症の発症と予防について説明できる。	46.7	45.3	8.7	1.3		21.1	60.8	17.1	1.1	1.1
	⑩ 周手術期にある患者の全身状態を査定(Assessment)する方法について説明できる。	45.3	46.7	8.0			17.8	60.5	20.0	1.3	0.3
	⑪ 周手術期にある患者と家族への基本的な看護援助方法について説明できる。	42.7	50.7	6.7			16.1	63.7	18.9	0.9	1.1
	⑫ 薬物療法を受けている患者と家族に対する看護援助方法について説明できる。	46.3	48.0	6.7			15.0	61.6	21.3	1.3	0.8
	⑬ 精神機能が著しく低下している患者の精神状態を査定(Assessment)する方法について説明できる。	32.0	50.7	17.3			9.5	50.0	38.1	2.6	1.8
	⑭ 精神機能が著しく低下している患者に対する治療法について説明できる。	29.3	52.0	18.8	2.7		9.5	52.1	34.2	2.4	1.8
	⑮ 精神機能が著しく低下している患者と家族への基本的な看護援助方法について説明できる。	34.7	48.3	14.7	1.3		11.3	53.4	30.8	1.8	2.8
	⑯ 心身の回復過程と回復を促す治療や早期リハビリテーションについて説明できる。	36.0	53.3	10.7			13.7	57.6	26.6	1.1	1.1
	⑰ 心身の回復過程にある患者を総合的に理解し、査定(Assessment)する方法について説明できる。	33.3	50.7	16.0			11.8	56.1	27.4	2.1	3.4
	⑱ 心身の回復過程にある患者と家族への基本的な看護援助方法について説明できる。	36.0	50.7	13.3			12.8	59.0	25.8	1.1	1.3

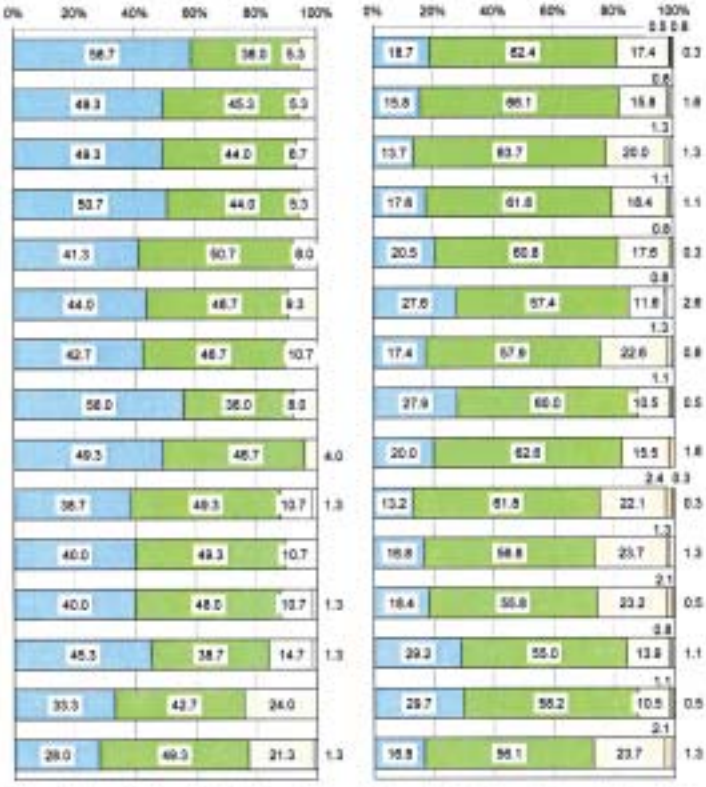
卒業時の到達目標	学習成果





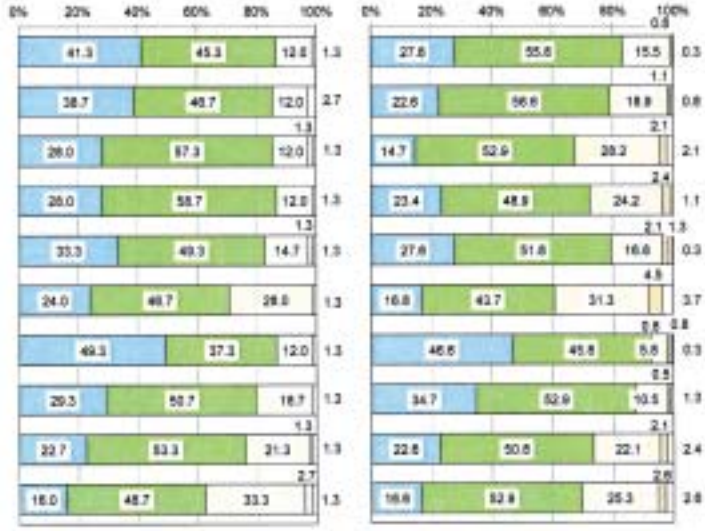
12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力

(1)慢性的な健康課題を有する患者と家族の状態を査定(Assessment)し、疾病管理に向けた看護援助方法について説明できる。 (2)慢性的な健康課題を有する患者と家族を理解し、患者生活の看護援助方法について説明できる。 (3)慢性的な健康課題を有する患者と家族が地域で生活できるよう、社会資源の活用方法について説明できる。	①	主要な慢性疾患の病態とその合併症について説明できる。	
	②	慢性的な健康課題を有する患者への診断に伴う援助技術について説明できる。	
	③	慢性的な健康課題を有する患者への治療と効果について説明できる。	
	④	薬物療法を受けている患者と家族への基本的な看護援助方法について説明できる。	
	⑤	自己管理、症状マネジメント、疾病管理、コンプライアンスについて説明できる。	
	⑥	慢性的な健康課題がライフサイクルや生活に及ぼす影響を理解し、障害を持ってはきることを患者と家族の立場で捉え説明できる。	
	⑦	慢性的な健康課題を有する患者の全身状態を査定(Assessment)する方法について説明できる。	
	⑧	日常生活、セルフケア能力を査定(Assessment)する方法について説明できる。	
	⑨	慢性的な健康課題を有する患者と家族への基本的な看護援助方法を説明できる。	
	⑩	生活の再構築、適応を促進する基本的な看護援助方法ついて説明できる。	
	⑪	ストレスへの前向きな対処(Stress coping)を促進する基本的な看護援助方法について説明できる。	
	⑫	患者教育・家族教育の方法について説明できる。	
	⑬	地域生活を支援するために、ノーマライゼーション、ソーシャルサポート(Socialsupport)が重要であることを説明できる。	
	⑭	地域生活を支援するために、患者会や家族会が担う役割について説明できる。	
	⑮	地域生活を支援するために、ソーシャルサポート(Social support)の獲得と療養生活の確立に向けての基本的な看護援助方法について説明できる。	



13) 終末期にある人々を援助する能力

(1)終末期にある患者を総合的・全人的に理解し、その人らしさを支える看護援助方法について説明できる。 (2)終末期での治療を理解し、苦痛の緩和方法について説明できる。 (3)看取りをする家族の援助について説明できる。	①	終末期の症状緩和、疼痛コントロール、緩和ケアについて説明できる。	
	②	終末期にある患者の心身の苦痛と看護援助方法について説明できる。	
	③	身体機能低下を査定(Assessment)し、それに適した安楽を提供する方法について説明できる。	
	④	終末期におけるチーム医療の在り方について説明できる。	
	⑤	死の受容過程を理解した上で、その人と家族に適した関わりを行うことの必要性について説明できる。	
	⑥	生きること、死につくことの意味とその過程について説明できる。	
	⑦	最期までその人らしさを支援することの必要性について説明できる。	
	⑧	死にゆく人の意思を支え、その人らしくあることを援助する方法について説明できる。	
	⑨	看取る家族の体験について理解し、看護援助方法について説明できる。	
	⑩	在宅での看取りのための体制づくりについて説明できる。	



卒業時の到達目標	学習成果

教員の期待
□必ずできてほしい　□できてほしい
□少しはできてほしい　□わからない
□無回答

学生の到達状況
□よくできる　□まあまあできる
□あまりできない　□できない
□わからない　□無回答

Ⅳ群：ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力

14）保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)保健医療福祉における看護の機能と看護活動の在り方について理解できる。 (2)看護の質の管理及び改善への取り組みについて理解できる。	① 保健医療福祉における看護の役割について説明できる。	57.3 / 33.3 / 9.0	14.5 / 53.8 / 28.7 / 2.6 / 1.3
	② 医療機関における看護の組織、看護体制、看護の機能について説明できる。	46.0 / 41.3 / 10.7	19.5 / 57.6 / 21.1 / 1.3 / 0.5
	③ 組織の中での役割分担、権限委譲の在り方について理解できる。	21.3 / 49.3 / 26.7 / 2.7	12.6 / 40.8 / 37.6 / 5.5 / 3.4
	④ 保健医療福祉の中での情報管理システムについて理解できる。	20.0 / 52.0 / 24.0 / 4.0	8.0 / 42.4 / 38.9 / 8.8 / 3.2
	⑤ 看護の質を評価する必要性とその方法について理解できる。	26.0 / 46.7 / 25.3	16.3 / 57.4 / 22.1 / 3.7 / 0.5
	⑥ 看護管理における費用対効果の重要性について理解できる。	17.3 / 49.3 / 32.0 / 1.3	13.2 / 43.2 / 33.2 / 8.7 / 1.8
	⑦ 看護活動をPDCA サイクルを用いて改善する意義と方法について理解できる。	16.0 / 54.7 / 28.0 / 1.3	20.0 / 42.1 / 28.1 / 6.6 / 3.3

15）地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)自主グループの育成、地域組織活動の促進について説明できる。 (2)個人・グループ・地域と連携して、地域ケアを構築する方法について理解できる。 (3)地域における健康危機管理及びその対策に関わる看護職の役割について理解できる。	① 地域で活動する多様な集団やNPO などの組織、及びそれらの活動について理解できる。	15.7 / 41.3 / 38.7 / 1.3	9.2 / 44.2 / 38.2 / 6.6 / 1.8
	② ケアのネットワーク、支援システムの構築の方法について理解できる。	16.0 / 40.0 / 41.3 / 2.7	10.0 / 50.3 / 32.4 / 6.3 / 1.1
	③ 対象者に必要なケアについて、関連機関や支援者と連携・調整する方法について理解できる。	17.3 / 56.0 / 25.3 / 1.3	10.8 / 54.2 / 30.3 / 3.4 / 1.1 / 0.3
	④ 地域の健康を保組し、管理する方法について理解できる。	20.0 / 46.7 / 30.7 / 2.7	15.0 / 51.8 / 28.2 / 3.4 / 1.3 / 0.3
	⑤ 当事者グループの集団の特質や機能について理解できる。	12.0 / 53.3 / 30.7 / 4.0	13.7 / 51.1 / 30.5 / 2.6 / 2.1
	⑥ 地域における組織や当事者グループを看護専門職者として育成し、支援する意義や方法について理解できる。	20.0 / 56.0 / 22.7 / 1.3	19.2 / 54.7 / 22.9 / 2.4 / 0.8
	⑦ 地域における日常的な健康危機管理の重要性と看護の活動・役割について理解できる。	14.7 / 58.7 / 25.3 / 1.3	17.1 / 56.3 / 23.9 / 2.1 / 0.5
	⑧ 健康危機発生後に生じる健康課題と看護活動の在り方について理解できる。	14.7 / 58.7 / 25.3 / 1.3	23.2 / 57.4 / 17.6 / 1.8 / 0.3
	⑨ 被災者及び被災集団への災害看護活動の在り方について理解できる。		

＊ ③の項目は、④の項目も含めた回答となっている。

16）安全なケア環境を提供する能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)安全なケアをチームとして組織的に提供する意義について説明できる。 (2)感染防止対策について理解し、必要な行動をとることができる。 (3)医療事故防止対策について理解し、そのために必要な行動をとることができる。	① リスク・マネジメント、有害事象(転倒・転落などの事故、損傷など)の予防方法について説明できる。	61.3 / 33.7 / 5.3 / 2.7	39.2 / 51.6 / 8.9 / 0.3 / 1.1
	② 医療の中で安全文化を形成し、チームとして取り組むことの意義について説明できる。	49.3 / 37.3 / 13.3	39.2 / 52.6 / 7.8 / 0.3 / 0.5
	③ 医療安全対策など医療機関の取り組みと看護の活動・役割について説明できる。	41.3 / 41.3 / 17.3	27.4 / 56.8 / 15.0 / 0.3 / 0.8
	④ 安全を脅かす要因、及び医療器具・医薬品の安全な管理や薬害防止、安全な医療環境を形成していく意義について説明できる。	38.7 / 45.3 / 16.0	26.3 / 55.3 / 18.3 / 0.3
	⑤ 感染防止対策、標準予防策(Standard precaution)について理解し、実施することができる。	68.0 / 29.3 / 2.7	44.5 / 47.8 / 7.6 / 0.3 / 1.8
	⑥ 医療事故の予防と発生時対応、発生後の分析と評価について説明できる。	36.0 / 48.0 / 16.0 / 4.0	26.1 / 56.3 / 15.8 / 0.3
	⑦ インシデント(ヒヤリ・ハット)レポートの目的を理解し、必要性について説明できる。	61.3 / 33.3 / 1.3	37.4 / 37.9 / 4.2 / 0.5

17）保健医療福祉における協働と連携をする能力

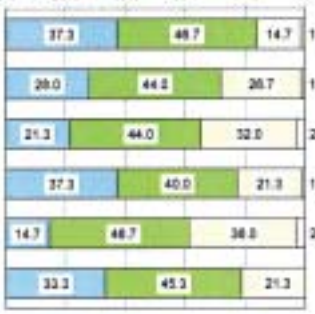
		教員の期待	学生の到達状況
(1)チーム医療における看護及び他職種の役割を理解し、対象者を中心とした協働の在り方について説明できる。 (2)保健医療福祉サービスの継続性を保障するためにチーム間の連携について説明できる。	① チーム医療、保健医療福祉チーム員の機能と専門性、チーム医療の中での看護の役割について説明できる。	58.7 / 32.0 / 9.3	38.5 / 55.0 / 5.2 / 0.3 / 1.1
	② チーム医療の中での責務として、情報の共有と守秘義務、対象者を中心とするチーム医療の構築方法について説明できる。	44.0 / 44.0 / 12.0	41.1 / 49.2 / 8.2 / 0.5 / 0.5
	③ チーム医療の中での、相互の尊重・連携・協働について説明できる。	50.7 / 44.0 / 5.3	45.6 / 47.9 / 5.3 / 0.5 / 0.5
	④ チーム医療の中で効果的な話し合いをするための方法について説明できる。	36.0 / 48.0 / 14.7 / 1.3	31.1 / 50.5 / 16.3 / 1.8 / 1.3
	⑤ 在宅医療を推進するために、保健医療福祉機関の連携・協働を含めた看護の活動・役割について説明できる。	38.0 / 46.3 / 17.3 / 1.3	18.8 / 58.4 / 20.0 / 1.3 / 1.6
	⑥ ケアマネジメントやチームの連携方法について説明できる。	21.3 / 61.3 / 17.3	19.2 / 61.3 / 17.1 / 0.3 / 1.6
	⑦ 継続看護、退院支援・退院調整など、地域の関連機関と協働関係を形成する看護援助方法について説明できる。	25.3 / 60.0 / 14.7	22.9 / 57.1 / 17.4 / 0.3 / 0.8
	⑧ 病院、保健所、市町村保健センター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、診療所、学校、職場などとの連携の必要性について説明できる。	32.0 / 54.7 / 13.3	33.8 / 52.4 / 12.1 / 0.8
	⑨ 同僚や他の医療従事者と安全した適切なコミュニケーションをとる必要性を理解し、指導の下で実践できる。	38.8 / 53.3 / 10.7	33.8 / 52.1 / 12.6 / 1.3 / 0.5
	⑩ チームの一員として、報告・連絡・相談の必要性を理解し、指導の下で実施できる。	50.7 / 45.3 / 4.0	45.8 / 46.0 / 6.6 / 0.3

卒業時の到達目標	学習成果

教員の期待
□必ずできてほしい　■できてほしい
□少しはできてほしい　□わからない
□無回答

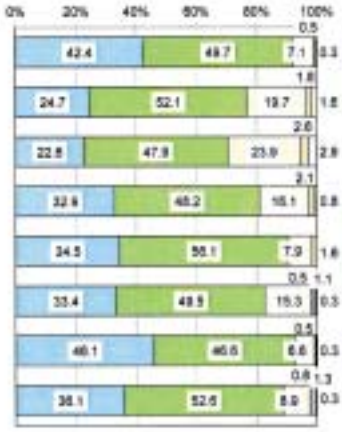
学生の到達状況
□よくできる　■まあまあできる
□あまりできない　□できない
□わからない　□無回答

18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)疾病構造の変遷、疾病対策、医療対策の動向と看護の役割について説明できる。 (2)社会の変革の方向を理解し、看護を発展させていくことの重要性について説明できる。 (3)グローバリゼーション・国際化の動向における看護の在り方について理解できる。	① 人口構成と疾病構造、保健医療福祉に関する基本的統計から、健康や保健医療にかかわる課題について説明できる。		
	② 保健医療福祉制度、保健医療福祉政策の歴史などから、看護の現状と動向を説明できる。		
	③ 社会政策や看護政策が看護の発展に影響を及ぼしてきたことを説明できる。		
	④ 保健師助産師看護師法、医療法及び関連する法律と看護実践との関連について説明できる。		
	⑤ グローバリゼーション、国際化の中での国際看護活動の意義について理解できる。		
	⑥ 看護職の発展の方向性について自分なりの意見を持つことができる。		

V群：専門職者として研鑽し続ける基本能力

19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)日々の自己の看護を振り返り、自己の課題に取り組む重要性について説明できる。 (2)専門職として生涯にわたり学習し続け、成長していくために自己を評価し管理していく重要性について説明できる。	① 自己の看護の向上に向けて、看護の振り返りや自己洞察の重要性について説明できる。		
	② 専門職としての成長に必要な批判的分析力、論理的思考力の意義について説明できる。		
	③ 看護の課題を解決するために、情報リテラシー（情報活用力）を活用することができる。		
	④ 専門職としてのキャリア発達の過程や生涯学習の意義について説明できる。		
	⑤ 専門職としての自己管理や自己主張の意義について説明できる。		
	⑥ 長期的展望に立ち自己学習計画をもつ意義について説明できる。		
	⑦ 自己学習や自己教育力が専門職には重要な要件であることを説明できる。		
	⑧ 指導の下で自己評価及び他者評価を踏まえた自己の課題を見いだし、取り組むことができる。		

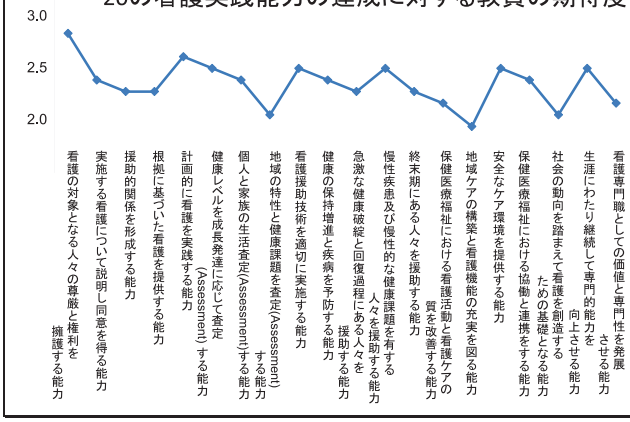
20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

		教員の期待	学生の到達状況
(1)看護専門職の専門性を発展させていく重要性について説明できる。	① 科学の発展や社会の動向から影響を受けて、看護学が発展してきたことについて説明できる。		
	② 看護実践と看護研究の連動を理解し、研究が看護学の発展に果たす役割について説明できる。		
	③ 社会政策や看護政策が看護学の発展に影響を及ぼしてきたことについて理解できる。		
	④ 看護の専門性や価値について、自分なりの意見を持つことができる。		
	⑤ さらに発展が求められる看護の専門性について、自分なりの意見を持つことができる。		

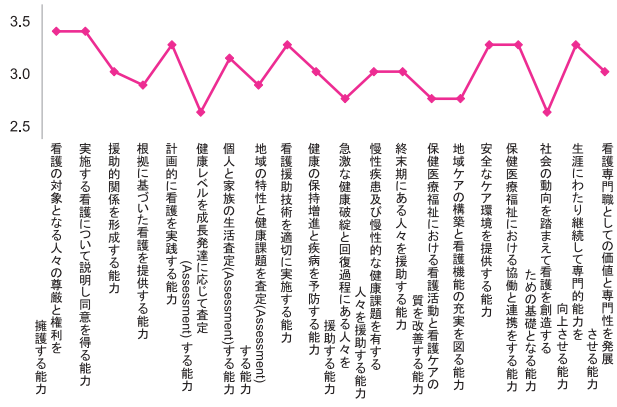
調査方法 -2

- 3. データ収集期間：2011年11月～2012年1月
- 4. 分析方法
  - 20の看護実践能力の学習成果ごとに記述統計を行った。
    - 教員調査：「必ずできてほしい」3点、「できてほしい」2点、「少しはできてほしい」1点
    - 学生調査：「よくできる」4点、「まあまあできる」3点、「あまりできない」2点、「できない」1点
  - 調査票の構造的側面からの確認のため、項目間の相関関係、IT（item-total）相関、Cronbach's α係数の検討、および確認的因子分析を行った。
  - 調査票の内容的検討のため、自由記載内容（教員）の検討を行った。

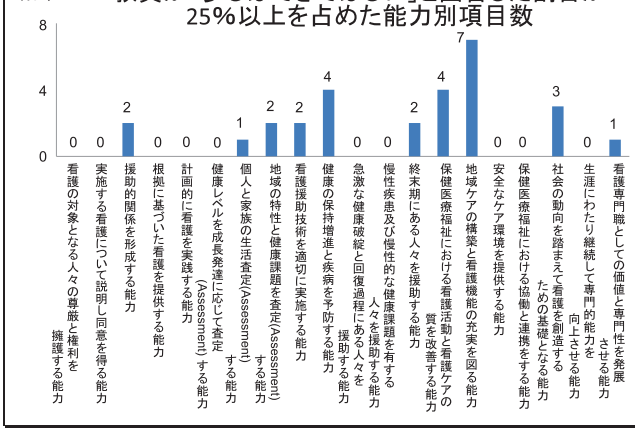
結果-2 20の看護実践能力の達成に対する教員の期待度



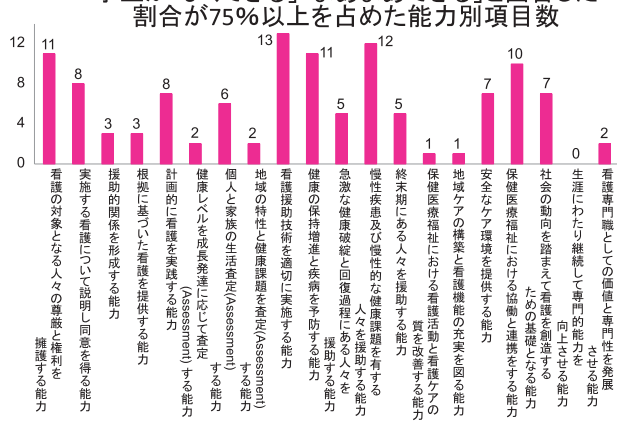
結果-3 20の看護実践能力の達成に対する学生の到達度



結果-4 教員が「少しはできてほしい」と回答した割合が25%以上を占めた能力別項目数



結果-5 学生が「よくできる」「まあまあできる」と回答した割合が75%以上を占めた能力別項目数



結果-6 卒業時点で到達を期待する目標についての自由記述回答（教員調査）

a. 看護実践能力の内容は網羅されていると思う（3）

b. 強調、強化あるいは追加したい能力
- 人間関係を築いていく力（2）
- 基本的コミュニケーション力　・議論する力　・記録（論文）作成の能力
- 社会の中での看護の位置付け、求められているものについて自分なりの意見が述べられる
- 受身ではなく、主体的に自ら考え、動ける。
- 看護の対象となる人々の主観的体験を聞き取る事ができる
- 在宅ケア技術の実施ができる
- 指導の下で、看護実践のなかで感じた課題を適切な、基本的な研究手法を用いて分析・解決する事ができる。
- 看護職を志向する者としての学びや基本的姿勢などに関する部分。
- 専門職及び功労者として、自分自身をケアすることの意義と方法が理解できる

c. 修正すべき目標
- 20)-☒『看護実践と看護研究の連動を理解し、研究が看護学の発展に果たす役割について説明できる』目標は"説明できる"であり、到達度が低いと思う（学部では「卒業研究」を行うので）

考 察 -1

1. 看護系大学卒業時到達度評価票の開発に向けて

- 学生版について
  - 20の看護実践能力の学習成果ごとに「よくできる」から「できない」までの4段階で自己評価を求めた結果、学生が卒業時に認識している到達度のおおよその傾向を知ることができた。また内的一貫性についても高い数値を得ることができ、本調査票が学生の卒業時到達状況を知ることに活用できる可能性が示唆された。
  - 一方、確認的因子分析等の結果からは因子構造に再検討の余地があることが示され、また、他の信頼性・妥当性の検討が未実施であること、項目数が202と多いことからは、さらに検討が必要と考える。

考 察 -2

- 教員・専門職者版について
  - 「必ずできてほしい」から「少しはできてほしい」までの3段階で期待度を尋ねた結果、教員が期待する学生の卒業時到達状況の傾向を知ることができた。
  - しかし、自由記載の結果等からは、目標のレベルや内容の網羅性、および1項目に複数の要素を含む等、表現に関する課題が指摘され、検討が必要と考えられた。

考 察 -3

2. 看護系大学卒業時到達度評価票の活用の可能性について

- 学生版について
  - 学生が卒業時到達目標を意識しながら、各学年での自身の到達度を確認することができ、課題の明確化をはかることができる。
- 教員・専門職者版について
  - 教員の期待度を学生自身が評価する到達状況とを照合することで、教育内容や方法の評価に活用できる。
  - 各大学の理念・目標に応じて項目ごとの重みづけを行い活用することが考えられる。
  - 教員と医療機関等の専門職者とで期待度を可視化することで、基礎教育と継続教育との連携を検討する資料とできる。
- 評価票の経年的使用について
  - 評価票の経年的活用によるデータの蓄積を図ることで、社会の変化に即した持続的な教育内容・方法の改善への取り組みが可能となる。

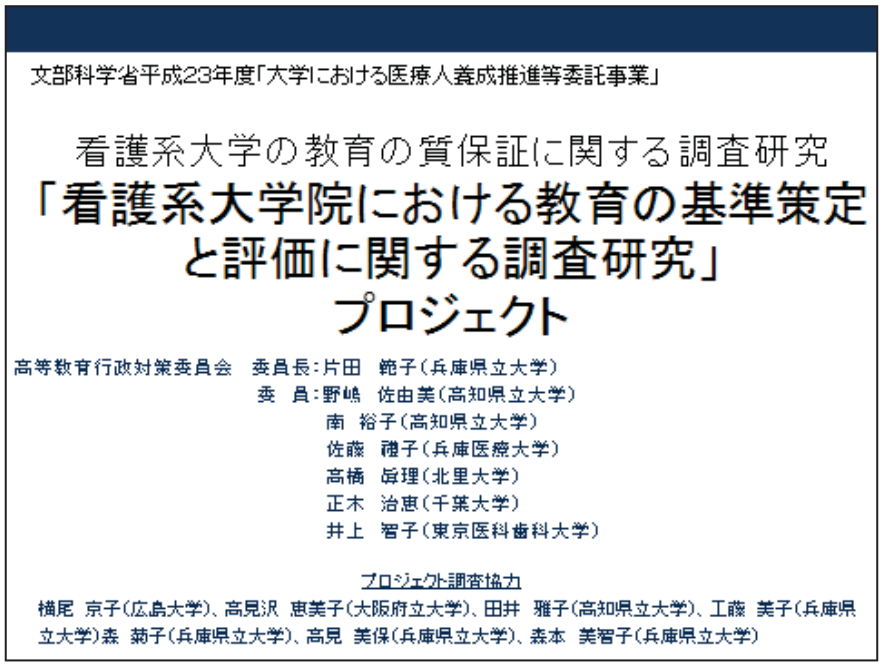
本調査へのご協力、ありがとうございました。

Ⅲ．看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究プロジェクト

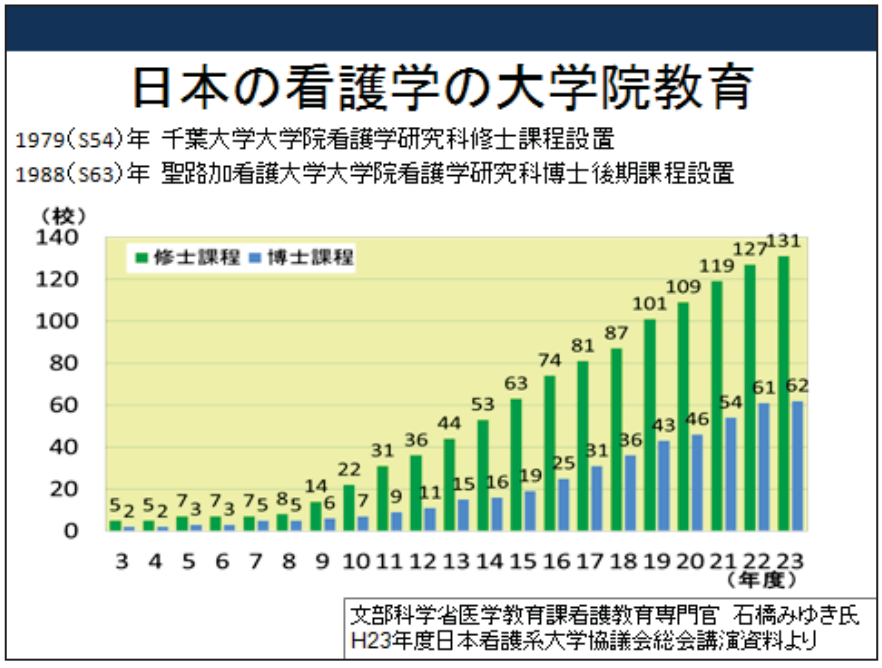
看護系大学の教育の質保証に関する調査研究

「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究」プロジェクト

片田範子（高等教育行政対策委員会 委員長）

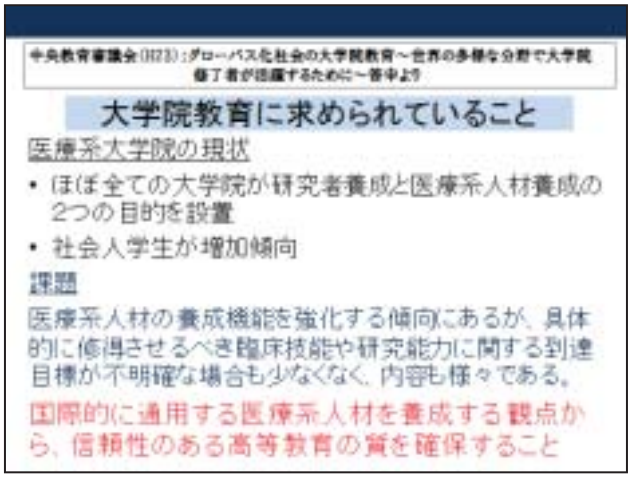


今年より始めました、看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究の班でございます。高等教育行政委員会はこの委員会でございます。そしてここにプロジェクト調査協力のプロジェクト班をおきまして、横尾先生から森本先生のところまでプロジェクト班として、こことのやりとりを重ねながらプロジェクトを進めていくという形でこのプロジェクトを進めました。



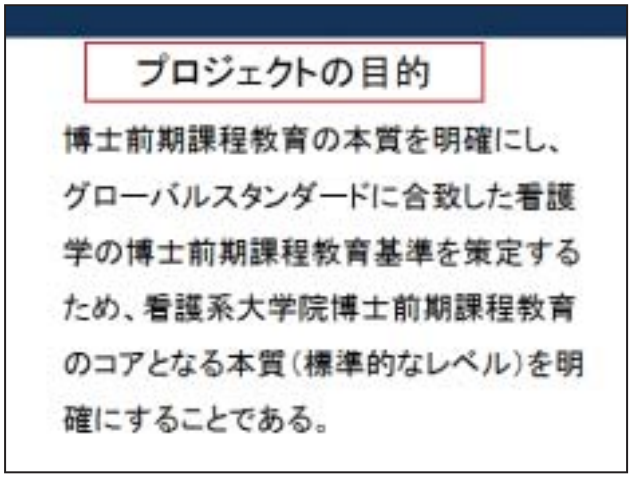
131 の博士前期課程、修士課程、そして 62 校の博士課程があります。私たちは、博士課程、いわゆる博

士前期課程と博士後期課程、それを統合した形での評価があるとのことで始めてはおります。ですけれども今回はこの修士号を出す、博士前期課程のみに焦点を当てさせていただいたため、これから修士課程という言葉を用いさせていただくことが多いと思います。私たちがこれから継続してやっていくことは、博士の後期課程の部分も含めて探求しなければいけないということは自覚しております。

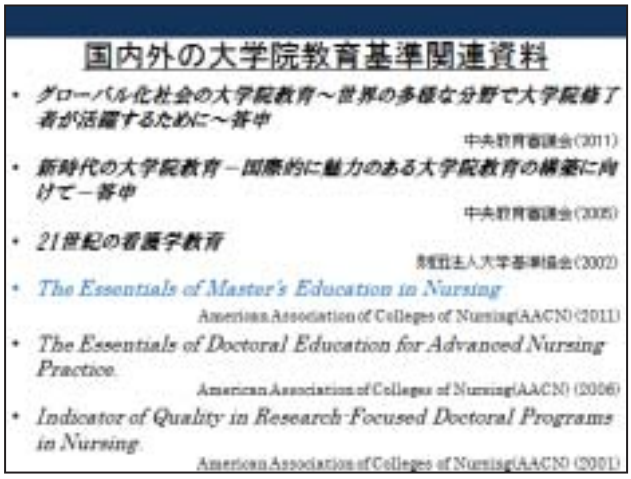


ここで一番最初に出しましたスライドは、中央教育審議会の「グローバル化社会の中での大学院教育」です。世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するためにということでの答申でございます。医療経済学院の現状、これは看護を含む医療経済学院ということになりますが、ほぼすべての大学院が研究者養成とそれから医療系人材養成の２つ目的を設置している状況があります。

それから社会人学生が増加傾向にある。この社会人学生というのは、ここで言う社会人学生は職をもちながら働く人というふうに捉えます。その課題としては、医療系人材の養成機能を強化する傾向にありますけれども、具体的に習得すべき、あるいはさせるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくなく、内容も様々である。この国際的に通用する医療系人材を養成する観点から、高等教育の質を確保することが課題であるということが、中審議会が出したこの答申が、今私たちの今回の課題と関係していると思って、あえてここに書かせていただきました。



そして本プロジェクトのことでございますが、博士前期課程、博士前期課程教育の本質を明確にしてグローバルスタンダードに合致した看護学の博士前期課程教育基準を策定するために、コアとなる本質、標準的なレベルを明らかにすることを今年度の目的を置かせていただきました。

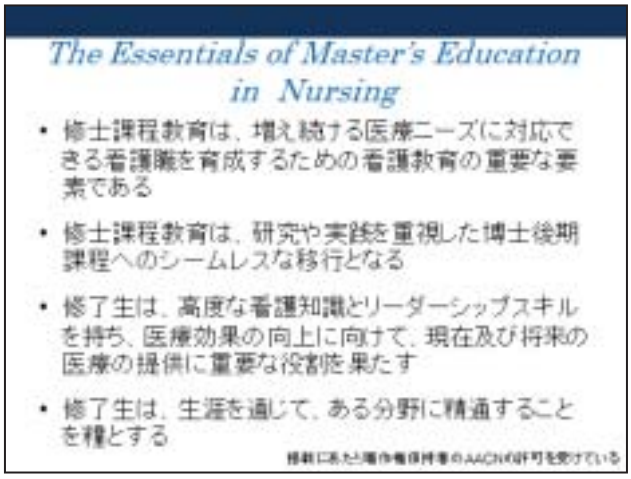


国内外の大学院教育基準関連資料としては、スライドに示しているように、中央教育審議からの「グルーバル化社会の大学院教育」（2011 年）、「新時代の大学院教育」（2005 年）、大学基準協会からの「21 世紀の看護学教育」のなかでも、大学院教育のことに関しても言及しております。これらには、基本的な考え方がきちんと述べられておりま

すし、大学院教育を構築していく上で、重要な指摘として位置づけています。

しかしながら、コアとなる本質となるレベルに関してはまだ確かでなく、なかなかそこから拾えたような、拾えないようなという段階というふうに思います。

それで海外の部分のところがどんなものがあるのかといった場合に「The Essentials of Master's Education in Nursing」「The Essentials of Doctoral Education for Advanced Nursing Practice」「Indication of Quality in Research Focused Doctoral Programs in Nursing」なども重要な資料としています。なかでも、American Association of College of Nursing が出しております、「Essential of Master's Education in Nursing」が一番フィットしていると思います。



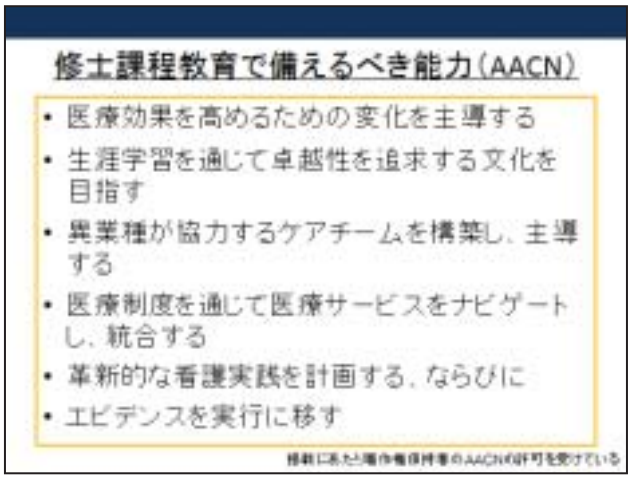
日本看護系大学協議会でも、高度専門看護師という実践家を育成することに関しましては、一定コアとなる基準は出されています。しかし、関連資料としてあげています「Essential of Doctor Education for Advanced Nursing Practice」では、今アメリカの中で進められている DNP と言われる、実践家の博士号があります。いわゆるリサーチフォーカスの Doctor Program は博士後期課程としています。今回、我々のプロジェクトに適切なのは、Essential of Master's Education in Nursing であろうと考え、ここから進めていく方針をまず固めました。「Essential of Master's Education in Nursing」ですから、博士前期課程、修士課程に焦点を置く。ここで前提とされていたことは、修士課程の共通で、修士課程が高度実践看護師養成だけではなく、研究者や教育者を養成する教育課程を含めた形での修士課程全般を指していることです。また、それぞれ大学の理念、あるいは教育したい人たちのターゲットをどこにするかは、それぞれの大学の選択であるとの立場です。これらの報告書は、そのどれにも当てはまって、看護学のいわゆる修士号看護学という部分で、必要なコアは何かを明らかにすることを前提とした報告書でございました。

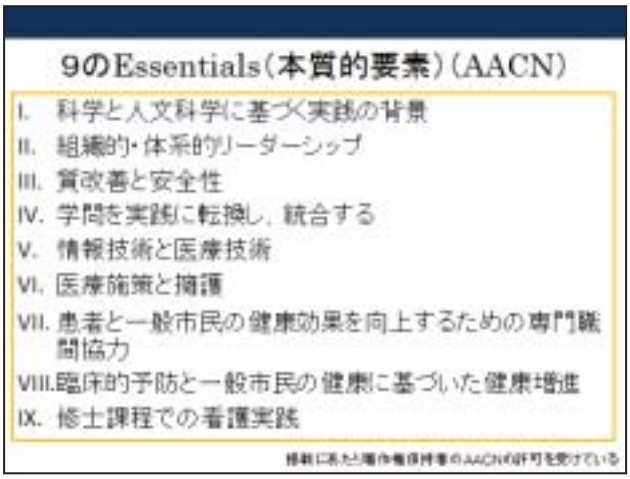
この報告書では、修士課程教育は増え続ける医療技術に対応できる看護職を育成するための看護教育の重要な要素であるとか。修士課程教育は、研究や実践を重視した博士後期課程へのシームレスな移行となり得ることとか。修了生は高度な看護知識とリーダーシップスキルをもって医療効果の向上に向けて、現在及び将来の医療の提供に重要な役割を果たすこと。修了生は、生涯を通してある分野に精通することを糧とするということなどが、「Essential of Master's Education in Nursing」の包括的な方向性として書かれております。また、この Essential は 2011 年に更新されたものであります。私たちも勉強させていただく時に全訳をしましたので、この全訳はもう少し文言の訂正をした段階で、皆様方に提供したいと思っています。

博士前期課程、いわゆる修士課程は、修了後実践家として伸びていく人たち、教育に入ってくる人たち、あるいはさらに研究を続ける人たちというように、複数の道筋をもっています。

このプロジェクトメンバー並びに高等教育委員会の皆で話し合ったところ、この 4 点は、そうだろうと確認した部分です。そこで、Essential of Master's Education を基盤として調査を進めて

いこうと考えた次第です。





Essential では、修士課程教育で備えるべき能力として６つを挙げています。それは、①医療効果を高めるための変化を主導する、②生涯学習を通して卓越性を追求する文化を目指す、③医療者が協力するケアチームを構築し主導する、④医療制度を通して医療サービスをナビゲートし統合する、⑤革新的な看護実践を計画する並びに⑥エビデンスを実行に移す、の６つが修士課程教育全般として獲得していることが主張されています。高度な実践を目指しても、教育者になる道を目指しても、研究者としてさらに続けても良い。だけれども修士を卒業して看護学修士だと言いえるためには、現場に出た時に高度実践看護師でなかったとしても現場に変革をもたらされるような素地っていうのは必要なのではないかということが言われています。

これらを前提として上で、共通する能力としての Essential、本質的要素をあげています。しかしながら、この Essential、本質的要素は、私は現在のアメリカ文化の中での必然性をバックグランドから取ってきていると思います。それがグローバル性かあるいは日本に適応できるのか、あるいはグローバル社会に発信していくにはこれらのものが必要なのかということを、これからも注意深くみていかなければいけないと思います。

AACN の方からは９つの Essential という形で説明されています。

看護学は、科学と人文科学に基づく実践が背景としてある学問である。看護学というのは、いろいろな科学、人文科学も含めた形でそれに基づいて実践していくというところに立ち位置をもってるんだということです。

第二番目は、組織的体系的なリーダーシップです。これからの医療の中ではリーダーシップをとっていかなければいけないこと。そしてそれはただ単に時間とともに身につけていくリーダーシップではなくて、リーダーシップのあり方を修士課程のなかで、教育的にも教えられながら即実践力として活動できることが大切であろうと。

第三は質改善と安全性に関してです。これはその現場を変革する力をもつということは、質改善はどういうふうに行われていくのだろうか、安全性を確保するということはどういうことだろうか。個のケアレベルだけでなく、広く考えることができることが必要。

それから第四番目は、学問を実践に転換し統合することです。これはまさに高度な実践家の部分のところでありますが、研究のところでもいわゆる実践のところに役立つ看護現象に研究の焦点を置きながら、そしてそれを研究することで、医療

システムがあるいは保健福祉の領域、人々の生活がそれを通しながら変革していくというもののところになってきますので、そのためには研究だけをしていればいいというのではなくて、実践にいわゆる応用できる部分のところに言葉としていく能力が必要となってくる。

第五番目として、情報技術の発展、医療技術の発展です。これは社会の発展と言い換えたほうがいいと思うぐらいです。直接的に影響してくる部分は本当に目覚ましく、いろいろな分野で発展しています。情報技術と医療技術、あるいは私たちのクライエントがもっている知識体系は、情報技術の目覚ましい発展の中から即時的にいわゆる私たちだけではなくって、社会の人々がもう知識をもっているという考えです。知識にはバウンダリーがありません。医療技術、看護の技術だと言っても即そのことが人々に知れ渡る状況になっている。医療技術の発展は、キャッチアップしていかなければ、医療職としての看護の役割が果たせないという意味合いにおいて、看護教育は、このような技術の発展などをきちんと見極めながら教育していくことが必要であることを突き付けられたような気がします。

第六番目は医療施策と擁護です。目先のことだけでなく、医療全体の、いわゆる政策施策も含めて、患者の安全性と安全性の保障を、私たちが担えるかということに関係してくる。広い目で見ていける人を育てられるかということです。

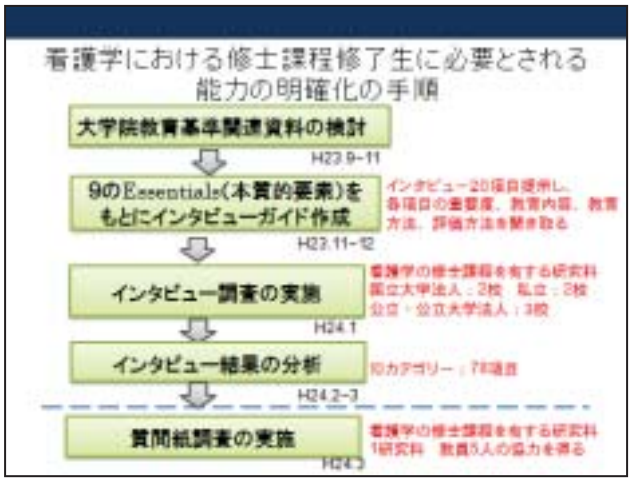
それから第七番目は患者と一般市民の健康効果を向上するための専門職間の協力ということです。これは今の修士の修了生たちは、例えば県のプロジェクトへの参加、看護協会の講師としての参加はもうすでに始まっています。発言できる人たちを育てなければならないということです。

第八番目は、臨床的予防と一般市民の健康に基づいた健康増進です。これは例えば、病院か病院でないということを抜きにして、インフルエンザの対応は必要であり、サーズも予防的措置が必要です。これは私たちがどういうふうに臨床的にそれぞれのいる場で予防的な処置ができるのか、それから一般市民の健康増進ということに関してきちんとした知識をもっているかということになります。

最後の第九番目ですが、修士レベルでの看護実践、これは学士レベルとは異なった実践の部分です。

このように、9 つの Essential という形で AACN の方からは出されておりました。例えば情報技術に関しても今説明させていただいたような発想からすると、確かに、看護界の中では、記録のカルテの電子化はもう当然のことで、それだけでなく、iPad もあります。人々が使っている機器に関して、苦手だなんて言ってられない世界だと考えます。そうすると将来を見据えると、Essential の要素はやはり大切であろうと考えます。どういう言葉でどういうふうにアピールしていったら、日本の看護学修士課程のコアになるか、そして、本当にこれだけでいいのか。日本の看護の良さからすると、もっと重点的に置いた方がいいものが出てくるかもしれないと考えています。

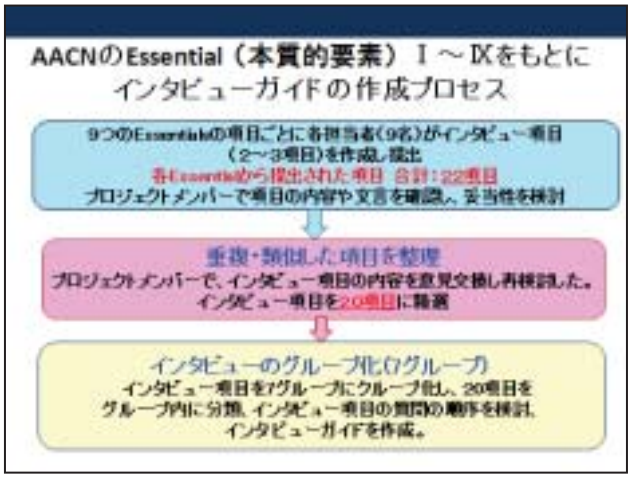
以上の考えのもとで、５つの段階でえて「看護学における修士課程修了生に必要とされる能力の明確化」を進めました。



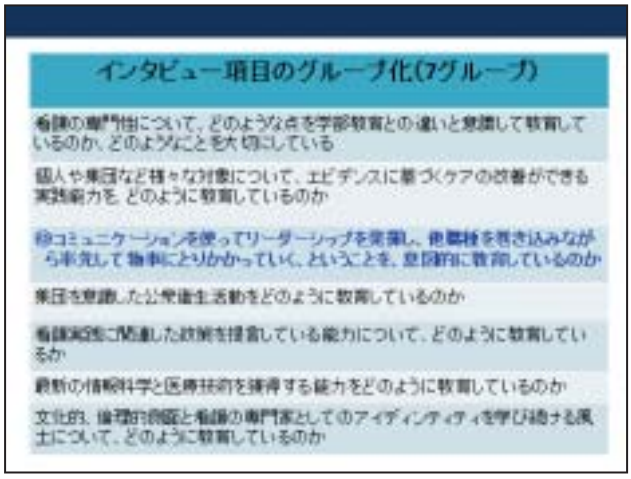
まず第一段階では、先に挙げましたような大学院教育基準関連資料を検討し、その次にはEssential がもっともフィットするので基盤としました。この段階で、ここの 9 つの Essential をもとにインタビューガイドを作成、その次にはインタビュー調査の実施、インタビュー結果の分析、それをもとに、質問紙調査を実施する計画です。

第二段階では、AACN の 9 つの Essential ごとに、9 人のメンバーによる担当班がインタビュー項目（２－３項目）をあげて、その 22 項目となりました。インタビューをしていくのは、この項目はどうですかどうですかというのではなく、その重要性に基づいた形で聞き出しをしたいということでしたので、Essential から提出された項目 22 項目、この 22 項目のことに関して内容や文言をどんなに聞いてったらいいだろうかということで、これらを洗練化させて、インタビュー項目を 20 項目としました。

しかし、この 20 項目については、Essential をもとに構成するのではなく、内容をグループ化しました。その結果、7 つのグループに分類された。したがって、インタビューガイドは 7 グループ、20 項目を活用することとし、インタビューガイドを作成いたしました。

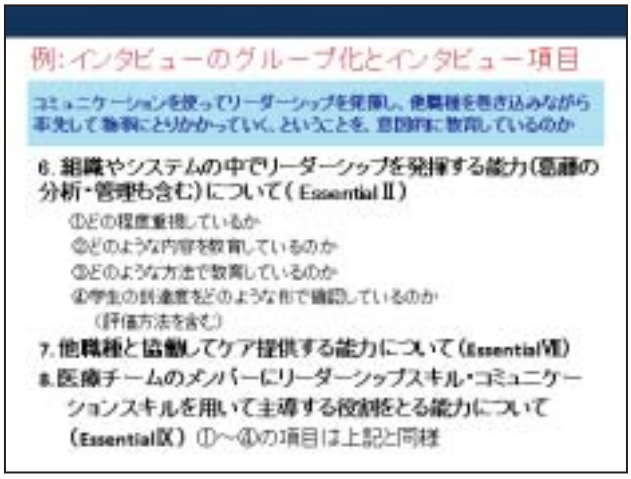


7 つのグループは、「看護の専門性についてこのような点を学部教育との違いを意識して教育しているのか、どのようなことを大切にしているか」「個人や集団など様々な対象について、エビデンスに基づくケアの改善ができる実践能力を、どのように教育しているのか」「コミュニケーションを使ってリーダーシップを発揮し、他職種を巻き込みながら率先して物事にとりかかっていく、ということを、意図的に教育しているのか」「集団を意識した公衆衛生活動をどのように教育しているのか」「看護実践に関連した政策を提言している能力について、どのように教育しているか」「最新の情報科学と医療技術を獲得する能力をどのように教育しているのか」「文化的、倫理的側面と看護の専門家としてのアイデンティティを学び続ける風土について、どのように教育しているのか」です。



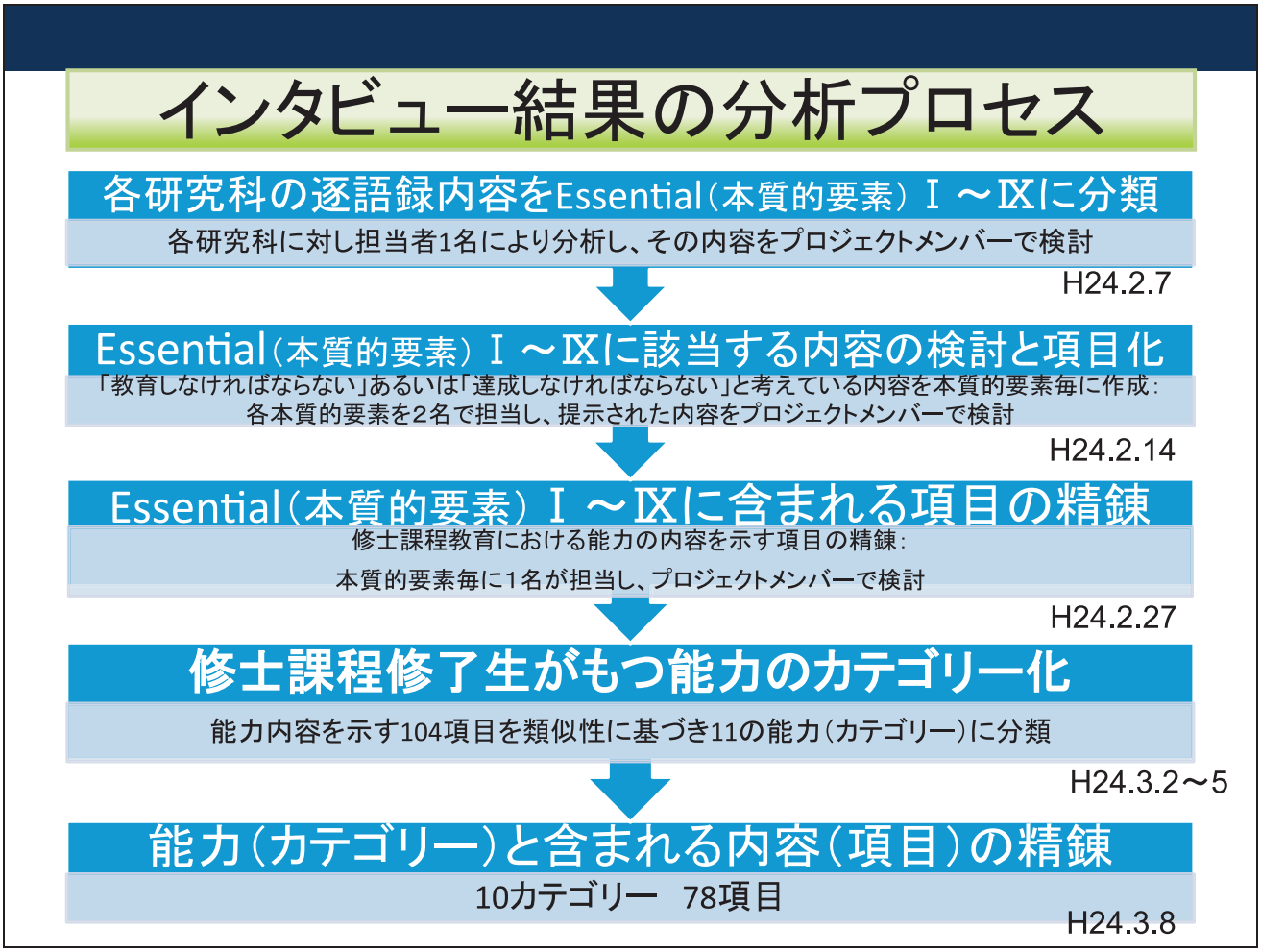
さらに具体的にするために、20 項目を咀嚼しながら進めていったわけですが、例として、「コミュニケーションを使ってリーダーシップを発揮し、他職種を巻き込みながら率先して物事にとりかかっていく、ということを、意図的に教育しているのか」は、「６組織やシステムの中でリーダーシップを発揮する能力について（EssentialⅡ）」「７他職種と協働してケア提供する能力について（Essential Ⅶ）」「８医療チームのメンバーにリーダーシップスキル・コミュニケーションスキルを用いて主導する役割を取る能力について

（EssentialⅨ）」が含まれています。そのときにEssential との関係も踏まえながら質問をすることに致しました。例えば Essential には何が入ってるのかというと、ここの 6 番 7 番 8 番のところに書いておりますように、ここでは EssentialⅡ、Ⅶ、Ⅸなどにも関連しています。組織やシステムの中でリーダーシップを発揮する能力ですとか、多職種と協働してケアを提供する能力とかというようなそれらの項目というようなのがここへ入ってくるなというのは思いながらも、まずは具体に聞いていくのはここからという形にさせていただき、この 7 つのグループ化したところで、自由に展開させていただくような半構成的なインタビューを致しました。



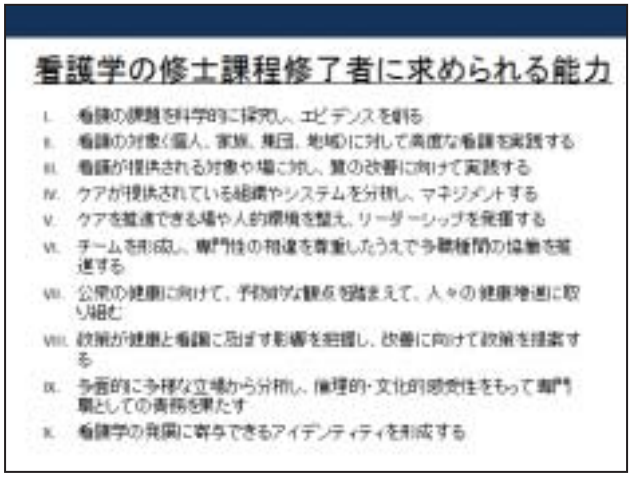
第三段階では、看護系大学の中で、大学院教育の責任者や担当者の方々にヒアリングをしていかない限り、9 つの Essential でだけでは不十分であろうということで、面接調査を行いました。国立大学法人 2 校、私立 3 校。そして公立、公立大学法人 3 校、この 8 校の代表者の方にインタビューを実施させていただきました。インタビューをした結果、それぞれのところ 1 時間から 2 時間かかって、ご協力を得ました。お一人でインタビューを受けた研究科長もおられれば、研究科の教務班担当の方もいらっしゃいましたしという形ですけれども、それぞれの大学が、研究科、特に博士前期課程のことに関してということに関して精通してらっしゃる方にお願いをしています。

四段階はインタビュー結果の分析です。



インタビュー結果の分析では、逐語録に起こさせていただいたものを、先生方が大切にしているところを意味あるユニットに分断して内容を分析しました。そのうえで、Essential のなかのどこに含まれるかを検討しました。その後、例えば Essential Ⅰ に入ると思われる項目、それから Essential Ⅱ に該当する部分はどれかなど、もう一度 Essential に戻って、そしてそれ以外でやはり重要だと思っているところがあったか、というように検討しました。その後、Essential のⅠからⅨに該当するの内容の検討と項目化を行いました。そして項目を、修士課程教育における内容を示しているかをも含めて精練しました。104 項目を、インタビューですので、同じような表現、違った表現のところがありましたし、内容の類似性などにも注目して精練化を行いました。実際に日本語として語っていただいたその表現として、意味として重要な項目をまとめる島づくり、カテゴリー化を行いました。

このような精練化のなかで、104 項目から 78 項目に、そして 10 カテゴリーとなりました。すなわち 10 の能力とそれを示す内容として 78 項目となりました。

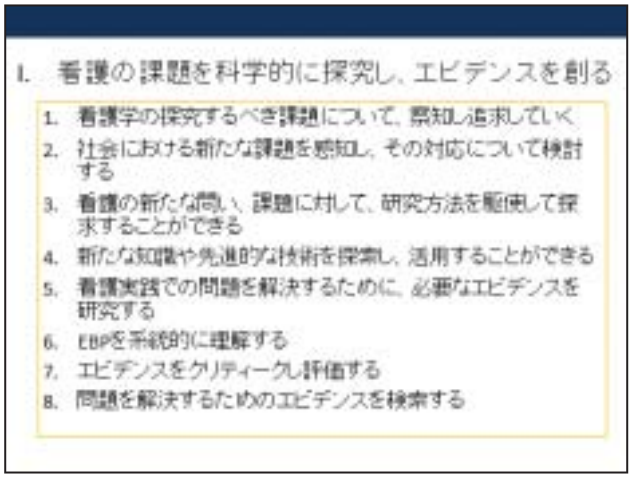


このようにして、看護学の修士課程修了者に求められる能力として１０をあげています。

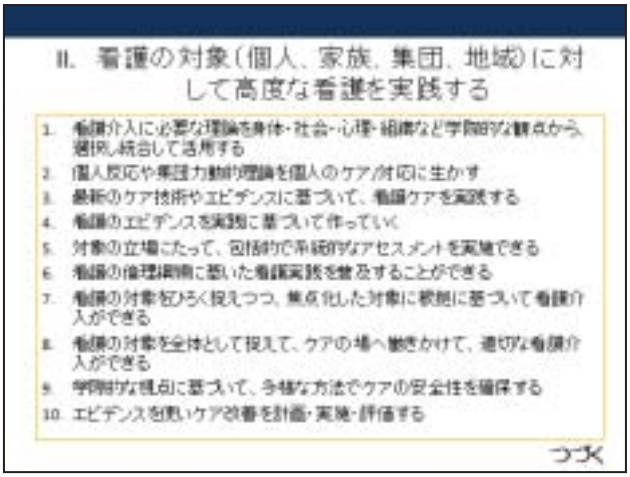
インタビューの内容を整理していく時に実際に「教えるべきと思ったこと」「教育しなければならないこと」「達成しなければならないこと」とに分けながら分析をしました。しかし、達成すべき項目とした方がわかりやすいだろうということになりました。そこで、「看護学の修士課程修了者に求められる能力」という表現にまとめています。

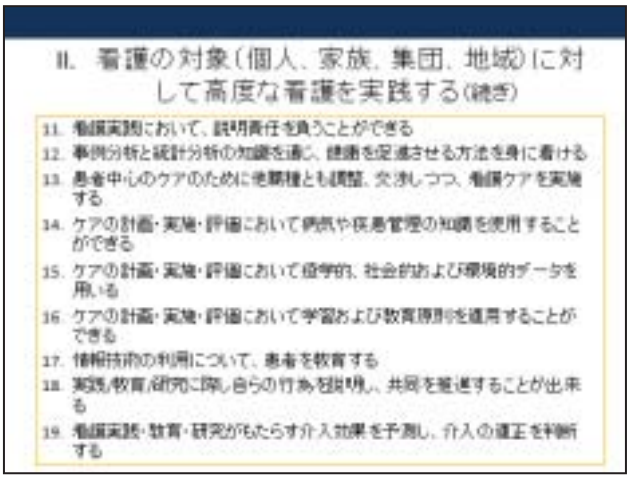
第１は「看護の課題を科学的に探求しエビデンスをつくる」です。「つくる」の文字が、創造性の創は博士後期課程かもしれないので、つくるというひらがなにしています。2 番目は、「看護の対象、個人・家族・集団・地域に対して高度な看護を実践する」で、個人・家族・地域を理解して高度な看護を実践する。3 番目は「看護が提供される対象や場に対し、質の改善に向けて実践する」。4 番は「ケアが提供されている組織やシステムを分析し、マネジメントする」。それから 5 番は、「ケアを推進できるか、また人的環境を整えリーダーシップを発揮する」。6 番は「チームを形成し、専門性の相違を尊重した上で多職種間の協働を推進する」。7 番は「公衆の健康に向けて予防的な観点を踏まえて人々の健康増進に取り組む」。8 番は、「政策が健康と看護に及ぼす影響を把握し、改善に向けて政策を提案する」。9 番は「多面的に多様な立場から分析し、倫理的・文化的感受性をもって専門職としての責任を果たす」。それから 10 番目として、「看護学の発展に寄与できるアイデンティティを結成する」です。このように、10 の能力を表す島があると考えています。

本プロジェクトでは、看護学の修士課程修了者に求める能力としてはどんなものがあるんだろうかと探究し、結果として、10 の能力があるだろうと想定しています。この 10 の能力を少し説明させていただきます。これは私たちのプロジェクトチームで検討したものですが、Essential というアメリカ産のものを基盤としてはいますが、それでも日本の博士前期課程の教育を担ってこられた専門家にヒアリングをして、そしてヒアリングで語られた言葉を項目としてひろいあげ、10 の能力として出してきた経緯であります。



それぞれの 10 の能力には具体的にどのような内容がふくまれているかを説明します。1 番の「看護の課題を科学的に探求しエビデンスをつくる」のところには、看護学の探求すべき課題について察知して追及していく。社会における新たな課題を感知し、その対応について検討する。看護の新たな問い、課題に対して研究方法を駆使して探求することができる。新たな知識や先進的な技術を探索し活用することができる。看護実践での問題を解決するために必要なエビデンスを研究する。EBP　Evidenced Based Practice を系統的に理解する。エビデンスをクリティークし評価する。問題を解決するためのエビデンスを検索するという内容が項目としてあがっています。これらのことを検討する際に、先ほど正木先生たちの班が、学部のコンピテンシーを出されていましたが、学部レベルとの違いは意識して表現したつもりです。



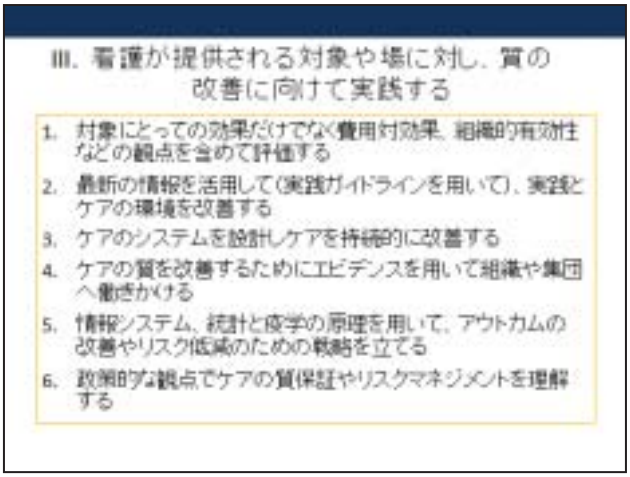


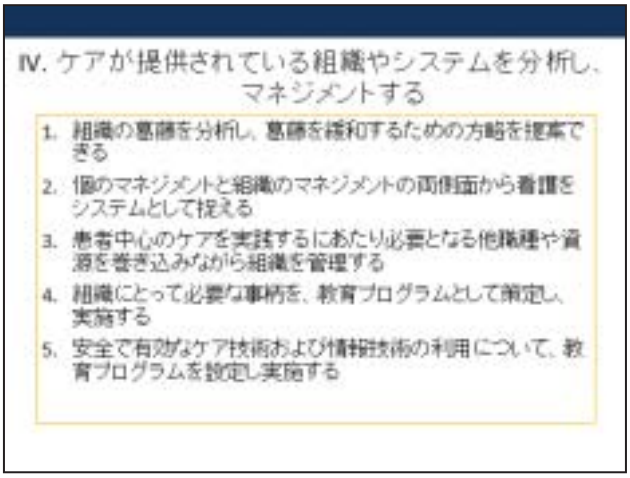
2 番目の「看護の対象（個人、家族、集団、地域）に対して高度な看護を実践する」では、全部で 20 あります。私たちがインタビューさせていただいた看護系大学大学院が高度実践も、研究もと、両方ともを含んでいます。ですけれども、出てきたものとしてこの実践という部分に重きを置いていました。具体には、看護介入に必要な理論を身体・心理・社会・組織など学際的な観点から選択し統合して活用する。個人反応や集団力動学的理論を個人のケア・対応に活かす、最近のケア技術やエビデンスに基づいて看護ケアを実践する。看護のエビデンスを実践に基づいてつくっていく。対象の立場に立って包括的で系統的なアセスメントを実施できる。看護の倫理綱領に基づいた看護実践を普及することができる。看護の対象を広く捉えつつ、焦点化した対象に根拠に基づいて看護介入ができる。看護の対象を全体として捉えてケアの場へ働きかけて適切な看護介入ができる。学際的な視点に基づいて多様な方法でケアの安全性を確保する。エビデンスを使いケア改善に計画実施評価する。それから看護実践において説明責任を負うことができる。事例分析と統計分析の知識を通して健康を促進させる方法を身につける。患者中心のケアのために他職種との調整、交渉をしつつ看護ケアを実施する。ケアの計画・実施・評価において、病気や疾患管理の知識を適用することができる。ケアの計画・実施・評価において疫学的・社会学的及び環境的データを用いる。ケアの計画・実施・評価において、学習及び教育原則を適用することができる。情報技術の利用について患者を教育する。実践・教育・研究に際し、自らの行為を説明し共同を推進する。看護実践、教育研究がもたらす介入効果を予測し介入の適正を判断する。

インタビューから抽出された内容にはこれらの 20 があり、具体に 20 項目がありました。20 項目は多いと皆さん方がおっしゃるか、それとももう少しまとめられるとか、ご意見があろうかと思いますので、意見を言っていただけるとことを期待しています。

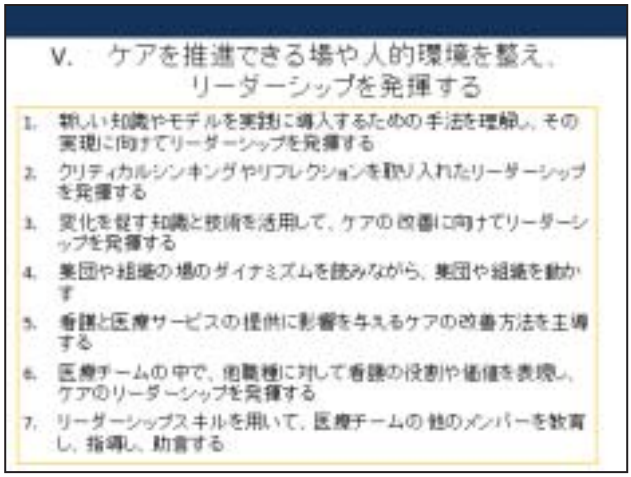
3 番目、「看護が提供される対象や場に対して質の改善に向けて実践する」では、6 つの内容がありました。すなわち、対象にとっての効果だけではなく、費用対効果、組織的有効性などの観点を含めて評価する。最新の情報を活用して実践とケアの環境を改善する。それからケアのシステムを設計し、ケアを持続的に改善する。ケアの質を改善するためエビデンスを用いて組織や集団へ働きかける。情報システム、統計と疫学の原理を用いてアウトカムの改善やリスク軽減のための戦略を立てる。政策的な観点でのケアの質保証やリスクマネジメントを理解する。

これらのことをディスカッションしていく際にはいわゆる高度実践看護師養成でない修士課程のことも考慮されているかという点でした。しかしこの方達も修了して臨床に出ていく修士課程の修了生たちは多いです。そうであるのなら、やはり場を変革していっていく人材であるので、必要だろうということになりました。

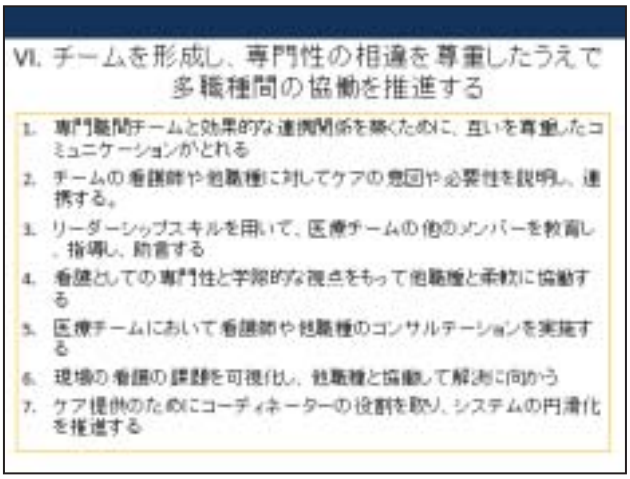




第４番「ケアが提供されている組織やシステムを分析しマネジメントする」には５つの内容が含まれていました。つまり、組織の葛藤を分析し、葛藤を緩和するための方略を提案できる。個のマネジメントと組織のマネジメントの両側面から看護をシステムとして捉える。患者中心のケアを実践するにあたり必要となる他職種や資源を巻き込みながら、組織を管理する。組織にとって必要な事柄を教育プログラムとして策定し実施する。安全で有効なケア技術及び情報技術の利用について教育プログラムを設定し実施する。

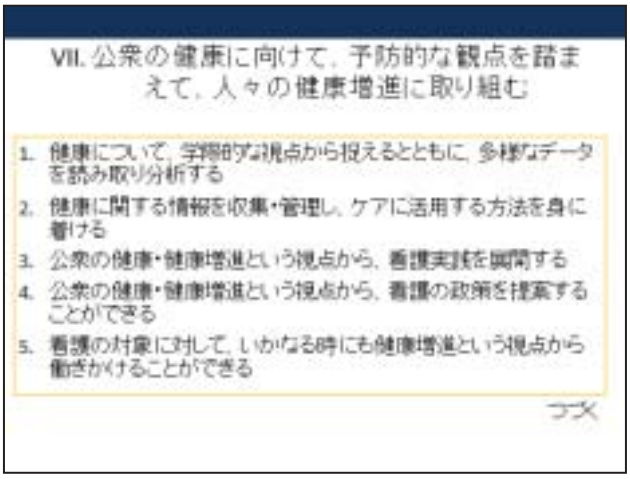


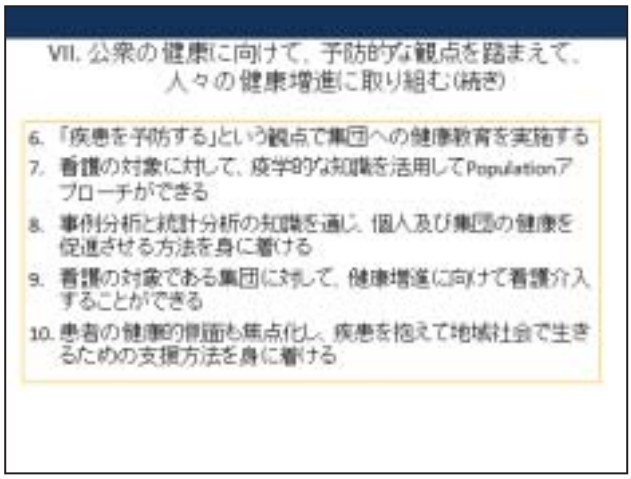
第５番目は「ケアを推進できる場や人的環境を整え、リーダーシップを発揮する」です。リーダーシップです。リーダーシップは、いろんなところにも出てきておりますが、ここでは、リーダーシップを発揮するというところで、新しい知識やモデルを実践に導入するための手法を理解し、その実現に向けてリーダーシップを発揮する。クリティカルシンキングやリフレクションを取り入れたリーダーシップを発揮する。変化を促す知識と技術を活用してケアの改善に向けてリーダーシップを発揮する。集団や組織の場のダイナミズムを読みながら集団や組織を動かす。看護と医療サービスの提供に影響を与えるケアの改善方法を主導する。医療チームの中で他職種に対して看護の役割や価値を表現しケアのリーダーシップを発揮する。リーダーシップスキルを用いて、医療チームの他のメンバーを教育し指導し助言する。いつもいつもリーダーシップをとらなくてもいい、けれどもケアのところでは主導してほしい。あるいはリーダーシップスキルというのは、別にリーダーをとらなくても必要な知識という考え方がこの中には入っていると理解しています。



第６番は「チームを形成し、専門性の相違を尊重した上で多職種間の協働を推進する」で、７つの内容が含まれています。専門職間チームと効果的な連携関係を築くために互いを尊重したコミュニケーションがとれる。チームの看護師や他職種に対してケアの意図や必要性を説明し連携する。リーダーシップスキルを用いて医療チームの中のメンバーを教育し、指導し助言する。看護としての専門性と学際的な視点をもって他職種と柔軟に協働する。医療チームにおいて看護師や他職種のコンサルテーションを実施する。現場の看護の課題を可視化し他職種と協働して解決に向かう。ケア提供のためにコーディネーターの役割をとり、システムの円滑化を推進する。

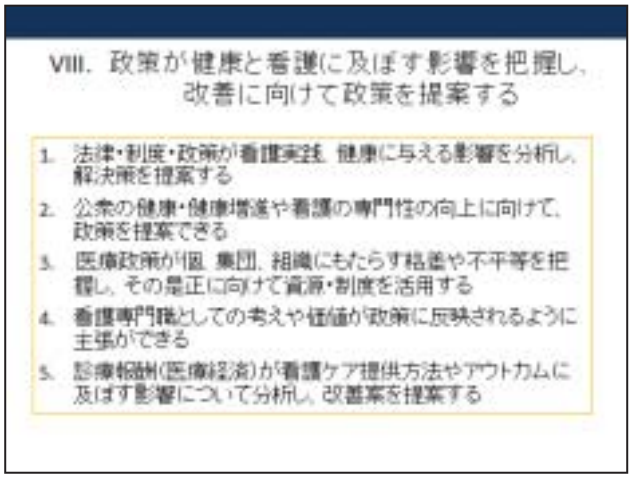
第７番目は「公衆の健康に向けて予防的な観点を踏まえて人々の健康増進に取り組む」で、10 の内容が含まれています。





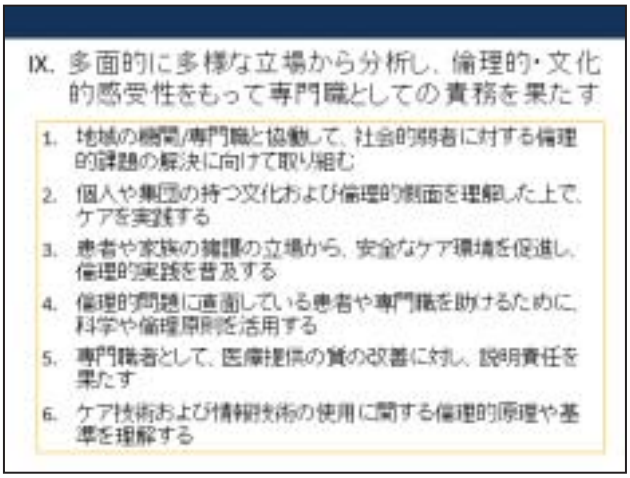
具体には、健康について学際的な視点から捉えるとともに多様なデータを読み取り分析する。健康に関する情報を収集・管理し、ケアに活用する方法を身につける。公衆の健康、健康増進という視点から看護実践を展開する。公衆の健康、健康増進という視点から看護の施策を提案することができる。看護の対象に対していかなる時も健康増進という視点から働きかける。

疾患を予防するという観点での集団への健康教育を実施する。看護の対象に対して疫学的な知識を活用してポピュレーションアプローチができる。事例分析と統計分析の知識を通して個人及び集団の健康を促進させる方法を身につける。看護の対象である集団に対して、健康増進に向けて看護介入することができる。患者の健康的側面も焦点化し、疾患を抱えて地域社会で生きるための支援方法を身につける。

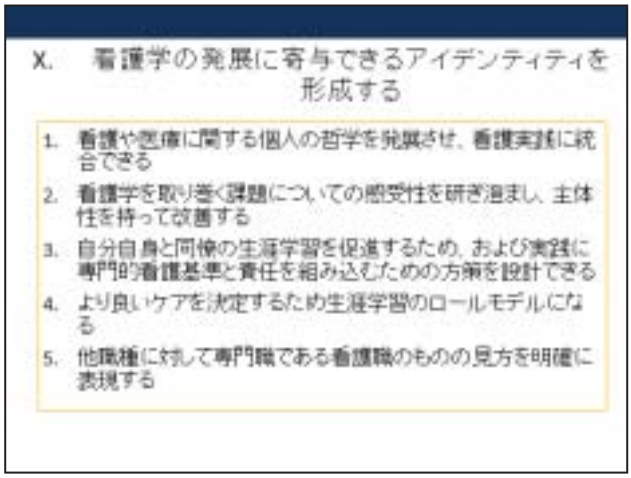


第８番目は、「政策が健康と看護に及ぼす影響を把握し、改善に向けて政策を提案する」で５つの内容が含まれています。具体には、法律・制度・政策が看護実践・健康に与える影響を分析し解決策を提案する。

公衆の健康・健康増進や看護の専門性の向上に向けて政策を提案できる。医療政策が個、集団、組織にもたらす格差や不平等を把握し、その是正に向けて資源・制度を活用する。看護専門職としての考えや価値が政策に反映されるように主張できる。診療報酬が看護ケア提供方法やアウトカムに及ぼす影響について分析し、改善案を提案する。



第 9 番目は、「多目的に多様な立場から分析し倫理的文化的感受性をもって専門職としての責務を果たす」で、6 つの内容が含まれています。具体には、地域の機関、専門職と協働して社会的弱者に対する倫理的課題の解決に向けて取り組む。個人や集団のもつ文化、及び倫理的側面を理解した上でケアを実践する。患者や家族の擁護の立場から安全なケア環境を促進し、倫理的実践を普及する。倫理的問題に直面している患者や専門職を助けるために科学や倫理原則を活用する。専門職者として医療提供の質の改善に対し説明責任を果たす。ケア技術及び情報技術の使用に関する倫理的原理や基準を理解する。



そして最後の第 10 番目は、「看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成する」で、5 つの内容が含まれています。具体には、看護や医療に関する個人の哲学を発展させ、看護実践に統合できる。看護学を取り巻く課題についての感受性を研ぎ澄まし、主体性をもって改善する。自分自身と同僚の生涯学習を促進するため、及び実践に専門的看護基準と責任を組み込むための方策を設計できる。より良いケアを決定するための生涯学習のロールモデルになる。他職種に対して専門職である看護職のものの見方を明確に表現する。

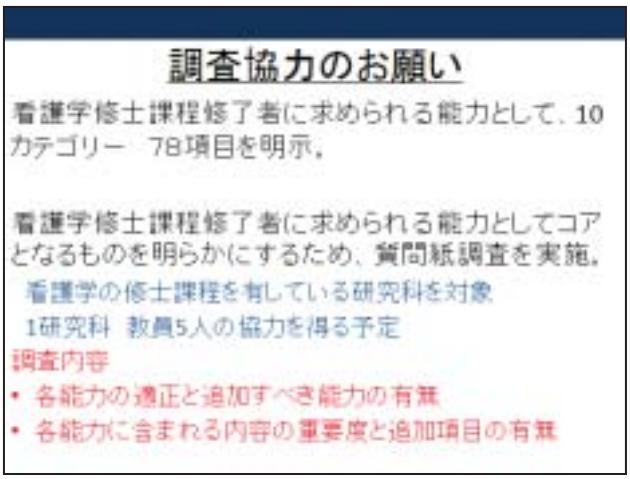
以上のように 10 の能力とその内容・項目について説明を行いました。これらの項目に関して、きっとお聞きになりながらも、重複すると思われた観点がいくつか出てきた可能性があろうかと思います。それぞれの 10 の能力でやはり重要であるものは入れようということで表現を若干変えてはいますが、重複しているとの指摘も当然だと思っています。これらをやはり削除したほうがいいという部分もあろうか思っています。

看護学の発展に寄与できるアイデンティティ、もう看護の免許をもっている人たちだから、そのことに関してアイデンティティをもってなくてどうするんだという意見もあると思います。

ですけれどもこれまでの看護系大学協議会が行った調査ということからみても、今いる専門看護師たちの発揮しにくいところが、行政的な施策の部分のところに提言していくところっていうのがあります。それ

が十分できないのは、アイデンティティの課題と関係するかもしれません。もう一つ、やはり自分の立ち位置がわかっていて自分達が発言しなければならない事柄もあるということです。施策の重要性を訴えることができるところにも共通してくるだろうと思います。

今までの学部レベルでの看護職とはというレベルではなく、看護職であるがゆえに自分たちがさらにそのアイデンティティを基盤として、さらに発展させていくことが大切なのではないかということです。それで、10番目の能力としておいた状況です。それから9番目の倫理的文化的感受性のことに関しては、日本はもう単一民族というのではありません。今の日本の現状は、日本のわずかながらの人口増加は、外国の方たちが入ってきているから現在の人口増加は保たれているという現状がございます。ということは、私たちは日本人だって言いながら、三都物語というのは私よく言ったもんだと思うんですけれども、神戸と大阪と京都っていうのは全く関西にあって異なる文化をもってる所なんですね。だからそういう意味でもこの文化的な感受性を、日本国内のさらにより良い医療を発展させるためには必要なものだとの観点から入れています。



いろいろな思いはございますが、最後に「調査協力のお願い」となります。私たちは8回くらいの委員会をもって検討させていただいたものです。看護学修士課程を、今後看護学修士の学位を出すためには、その質の保証をするためには、その修了生に求められる能力を担保することが求められます。その第一歩として、看護学修士の修了生に求められる能力は何なのか、何が必要なのかを探究しています。そのため、看護学の修士課程を有している研究科を対象とし、一つの研究科に5つの質問紙を送らせていただこうと思っております。

ご協力のお願いは、ぜひ教育責任者あるいは教務責任者、領域責任者の方にはお答えいただきたいわけです。領域固有な者もあると思いますが、前後押し並べて、それぞれの領域の特殊性を考えてみても、能力・能力内容の質問項目に記載していることが基盤にあった方が良いと思うかどうかという観点で答えていただきたいと思っています。各研究科に5部発送させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。ですからこれはまだまだ未熟な段階なので、皆さん方のご意見をいただいて、さらに洗練された形にしていきたいと思っています。

ここでは以上をもってプレゼンテーションを終了させていただきます。ご静聴ありがとうございました。

看護学の大学院博士前期課程（修士課程）修了者が修得すべき能力（案）

I.　看護の課題を科学的に探究し、エビデンスをつくる
II.　看護の対象（個人、家族、集団、地域）に対して高度な看護を実践する
III.　看護が提供される対象や場に対し、質の改善に向けて実践する
IV.　ケアが提供されている組織やシステムを分析し、マネジメントする
V.　ケアを推進できる場や人的環境を整え、リーダーシップを発揮する
VI.　チームを形成し、専門性の相違を尊重したうえで多職種間の協働を推進する
VII.　公衆の健康に向けて、予防的な観点を踏まえて、人々の健康増進に取り組む
VIII.　政策が健康と看護に及ぼす影響を把握し、改善に向けて政策を提案する
IX.　多面的に多様な立場から分析し、倫理的・文化的感受性をもって専門職としての責務を果たす
X.　看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成する

修得すべき各能力の内容

I.　看護の課題を科学的に探究し、エビデンスをつくる

1. 看護学の探究するべき課題について、察知し追求する
2. 社会における新たな課題を感知し、その対応について検討する
3. 看護の新たな問いや課題に対して、研究方法を駆使して探求する
4. 新たな知識や先進的な技術を探索し、活用する
5. 看護実践での問題を解決するために、必要なエビデンスを研究する
6. EBP（Evidence-based practice）を系統的に理解する
7. エビデンスをクリティークし、評価する
8. 問題を解決するためのエビデンスを検索する

II.　看護の対象（個人、家族、集団、地域）に対して高度な看護を実践する

1. 看護介入に必要な理論を身体・社会・心理・組織など学際的な観点から選択し、統合して活用する
2. 個人反応や集団力動的理論を個人のケア/対応に生かす
3. 最新のケア技術やエビデンスに基づいて、看護ケアを実践する
4. 看護のエビデンスを実践に基づいてつくっていく
5. 対象の立場にたって、包括的で系統的なアセスメントを実施する
6. 看護の倫理綱領に基づいた看護実践を普及する
7. 看護の対象をひろく捉えつつ、焦点化した対象に根拠に基づいて看護介入する
8. 看護の対象を全体として捉えてケアの場へ働きかけ、適切に看護介入する
9. 学際的な視点に基づいて、多様な方法でケアの安全性を確保する
10. エビデンスを使いケア改善を計画・実施・評価する
11. 看護実践において、説明責任を果たす
12. 事例分析と統計分析の知識を通じ、健康を促進させる方法を身に付ける
13. 患者中心のケアのために他職種とも調整、交渉しつつ、看護ケアを実施する
14. ケアの計画・実施・評価において病気や疾患管理の知識を用いる
15. ケアの計画・実施・評価において疫学的、社会的および環境的データを用いる
16. ケアの計画・実施・評価において学習および教育原則を適用する
17. 情報技術の利用について、患者を教育する
18. 実践/教育/研究に際し自らの行為を説明し、共同を推進する
19. 看護実践・教育・研究がもたらす介入効果を予測し、介入の適正を判断する

III. 看護が提供される対象や場に対し、質の改善に向けて実践する

1. 対象にとっての効果だけでなく費用対効果、組織的有効性などの観点を含めて評価する
2. 最新の情報を活用して（実践ガイドラインを用いて）、実践とケアの環境を改善する
3. ケアのシステムを設計しケアを持続的に改善する
4. ケアの質を改善するためにエビデンスを用いて組織や集団へ働きかける
5. 情報システム、統計と疫学の原理を用いて、アウトカムの改善やリスク低減のための戦略を立てる
6. 政策的な観点でケアの質保証やリスクマネジメントを理解する

IV. ケアが提供されている組織やシステムを分析し、マネジメントする

1. 組織の葛藤を分析し、葛藤を緩和するための方略を提案する
2. 個のマネジメントと組織のマネジメントの両側面から、看護をシステムとして捉える
3. 患者中心のケアを実践するにあたり、必要となる他職種や資源を巻き込みながら組織を管理する
4. 組織にとって必要な事柄を教育プログラムとして策定し、実施する
5. 安全で有効なケア技術および情報技術の利用について、教育プログラムを設定し、実施する

V. ケアを推進できる場や人的環境を整え、リーダーシップを発揮する

1. 新しい知識やモデルを実践に導入するための手法を理解し、その実現に向けてリーダーシップを発揮する
2. クリティカルシンキングやリフレクションを取り入れたリーダーシップを発揮する
3. 変化を促す知識と技術を活用して、ケアの改善に向けてリーダーシップを発揮する
4. 集団や組織の場のダイナミズムを読みながら、集団や組織を動かす
5. 看護と医療サービスの提供に影響を与えるケアの改善方法を主導する
6. 医療チームの中で、他職種に対して看護の役割や価値を表現し、ケアのリーダーシップを発揮する

VI. チームを形成し、専門性の相違を尊重したうえで多職種間の協働を推進する

1. 専門職間チームと効果的な連携関係を築くために、互いを尊重したコミュニケーションをとる
2. チームの看護師や他職種に対してケアの意図や必要性を説明し、連携する
3. リーダーシップスキルを用いて、医療チームの他のメンバーを教育し、指導し、助言する
4. 看護としての専門性と学際的な視点をもって他職種と柔軟に協働する
5. 医療チームにおいて看護師や他職種のコンサルテーションを実施する
6. 現場の看護の課題を可視化し、他職種と協働して解決に導く
7. ケア提供のためにコーディネーターの役割を担い、システムの円滑化を推進する

VII. 公衆の健康に向けて、予防的な観点を踏まえて、人々の健康増進に取り組む

1. 健康について学際的な視点から捉えるとともに、多様なデータを読み取り分析する
2. 健康に関する情報を収集・管理し、ケアに活用する方法を身に付ける
3. 公衆の健康・健康増進という視点から、看護実践を展開する
4. 公衆の健康・健康増進という視点から、看護の政策を提案する
5. 看護の対象に対して、いかなる時にも健康増進という視点から働きかける
6. 「疾患を予防する」という観点で集団への健康教育を実施する
7. 看護の対象に対して、疫学的な知識を活用してポピュレーション・アプローチを実践する
8. 事例分析と統計分析の知識を通じ、個人及び集団の健康を促進させる方法を身に付ける
9. 看護の対象である集団に対して、健康増進に向けて看護介入する
10. 患者の健康的側面も焦点化し、疾患を抱えて地域社会で生きるための支援方法を身に付ける

VIII.　政策が健康と看護に及ぼす影響を把握し、改善に向けて政策を提案する

1. 法律・制度・政策が看護実践、健康に与える影響を分析し、解決策を提案する
2. 公衆の健康・健康増進や看護の専門性の向上に向けて、政策を提案する
3. 医療政策が個、集団、組織にもたらす格差や不平等を把握し、その是正に向けて資源・制度を活用する
4. 看護専門職としての考えや価値が政策に反映されるよう主張する
5. 診療報酬（医療経済）が看護ケア提供方法やアウトカムに及ぼす影響について分析し、改善案を提案する

IX. 多面的に多様な立場から分析し、倫理的・文化的感受性をもって専門職としての責務を果たす

1. 地域の機関／専門職と協働して、社会的弱者に対する倫理的課題に向けて取り組む
2. 個人や集団の持つ文化および倫理的側面を理解した上で、ケアを実践する
3. 患者や家族の擁護の立場から、安全なケア環境を促進し、倫理的実践を普及する
4. 倫理的問題に直面している患者や専門職を助けるために、科学や倫理原則を活用する
5. 専門職者として、医療提供の質の改善に対し、説明責任を果たす
6. ケア技術および情報技術の使用に関する倫理的原理や基準を理解する

X. 看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成する

1. 看護や医療に関する個人の哲学を発展させ、看護実践に統合する
2. 看護学を取り巻く課題についての感受性を研ぎ澄まし、主体性を持って改善する
3. 自分自身と同僚の生涯学習を促進するため、および実践に専門的看護基準と責任を組み込むための方策を設計する
4. より良いケアを決定するため生涯学習のロールモデルになる
5. 他職種に対して専門職である看護職のものの見方を明確に表現する

資料

平成 23 年度　文部科学省

大学における医療人養成推進等委託事業

「看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」報告会

アンケート結果

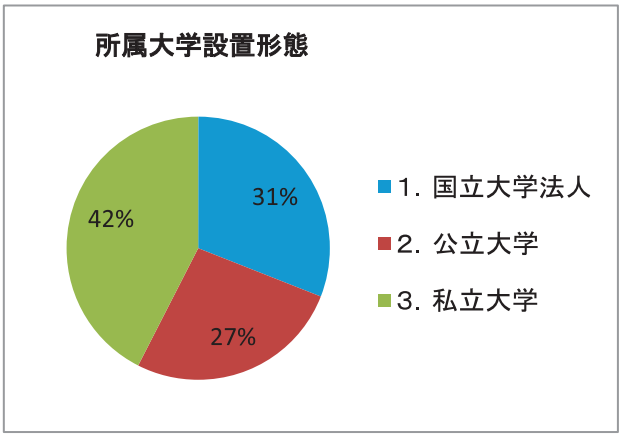
一般社団法人　日本看護系大学協議会

平成 23 年度　一般社団法人　日本看護系大学協議会（JANPU）
「大学における医療人養成推進等委託事業・看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」報告会　アンケート結果

Ⅰ．属性について

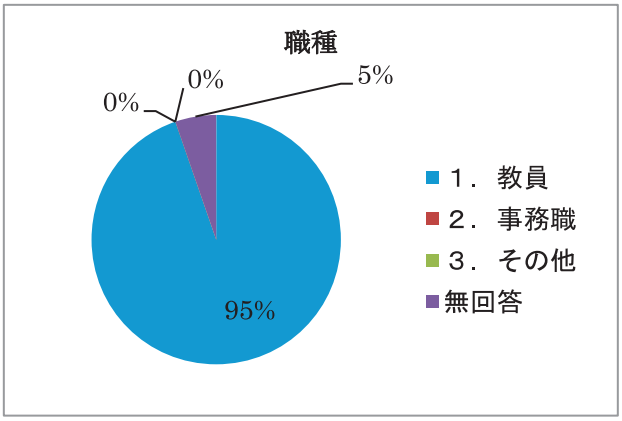
１．所属大学の設置形態についてお答えください

１．国立大学法人	35
２．．公立大学	30
３．私立大学	48
計	113



２．職種

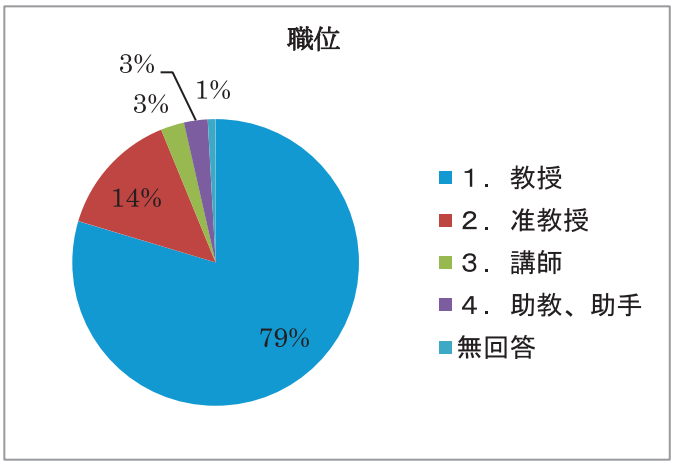
１．教員	107
２．事務職	0
３．その他	0
無回答	6
計	113



３．職種で教員と回答した方のみお答えください

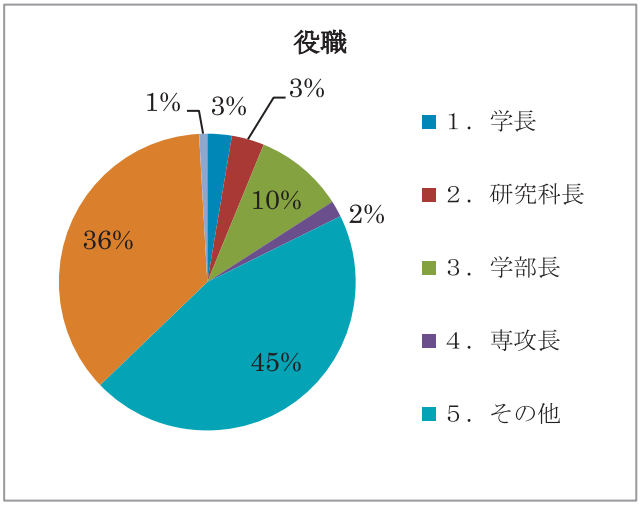
１）職位

１．教授	90
２．准教授	16
３．講師	3
４．助教、助手	3
無回答	1
計	113



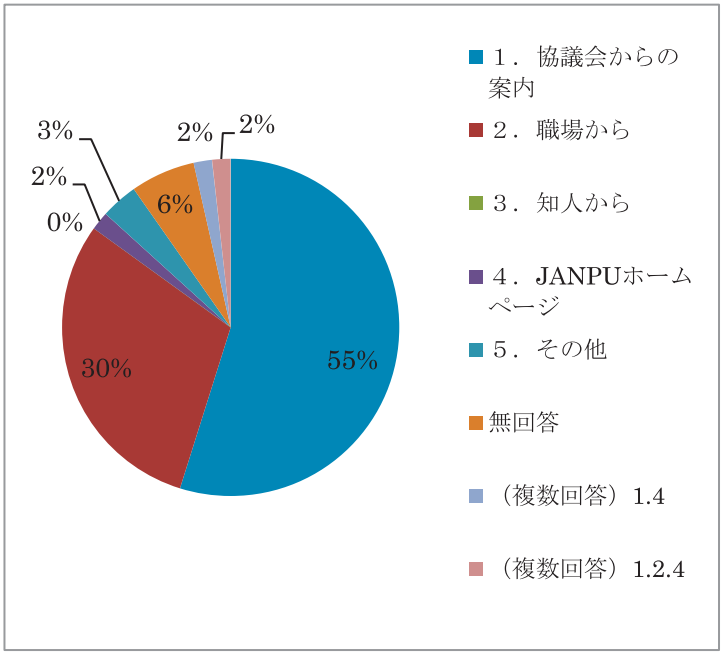
2）役職がある方は下記よりお選びください

1．学長	3
2．研究科長	4
3．学部長	11
4．専攻長	2
5．その他	51
無回答	41
（複数回答）2と3	1
計	113



4．今回の研修会を何でご存じになりましたか

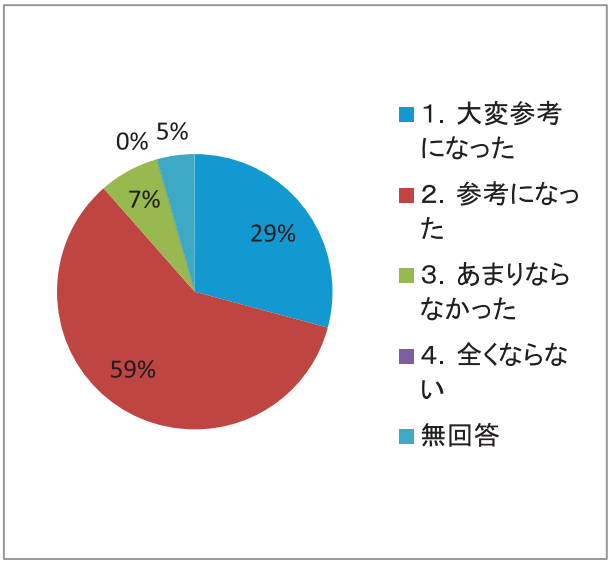
1．協議会からの案内	62
2．職場から	34
3．知人から	
4．JANPU ホームページ	2
5．その他	4
無回答	7
（複数回答）1.4	2
（複数回答）1.2.4	2
計	113



Ⅱ．プログラムの内容について

１．「学士課程における看護学専門分野別評価実施の仕組みづくりに関する調査研究プロジェクト」について

１．大変参考になった	33
２．参考になった	67
３．あまりならなかった	8
４．全くならない	0
無回答	5
計	113



【「大変参考になった」と答えた理由】

《さらに具体的に知りたい》

・各大学がどのような書類を提出したのか、各委員が調査校を訪問したときにどのような質問が行われ大学側からどのような回答が行われたのか、具体的な内容が知りたかった。評価委員の評価ポイントの実際も知りたいと思った。

《今後の自施設での活用》

・専門職を育てるという使命を持つ分野において、これを行うことによって必要な教員の数、教育の水準を設置主体である大学側に明示できるものになればいいと思った。

・自己評価、自己点検を実施する際の参考になった。

・近くにいながら他大学が大変がんばっていることが分かった。他大学の特色が理解でき、社会(学生の)ニーズも理解できた。評価する側も学べた。

《内容が充実していた》

・具体が見えて、たいへんわかりやすかった。評価にむけての準備そのものが、大学内での理念の実現化など教員のまとまりにつながり、組織および人がととのい、質が高まり(向上)方向へ向かうのだと思った。ピアレビューもいいと思った。

・実際に評価参加校として加わっていたため、全体が見えて大変参考になった。

・他の大学の工夫や特徴が分かり、興味深い内容であった。評価を行った側と受けた側、両方の考えを聞くことができてよかった。ただ評価を受ける側の準備が大変と思う。評価を受ける側の負担が軽くなることが必要と思う。

・今後の方向性がよかった。

・両大学とも一昨年より充実し、特長が出ていておもしろかった。

【「参考になった」と答えた理由】

《今後の教育の参考資料として》

・自己点検評価をしていく上で、看護教育プロセスよりも成果を検討していたがプロセスを評価していく重要性と方向性について考える機会となった。

・それぞれの大学の特色を生かしつつ、教育の質の保証ができるカリキュラムやシステムを考えるうえでの参考になった。

・協力校へのピュアレビューの内容が、自校の教育内容を見直すことの参考になると感じた。

・大学に看護外の学部や学科がある場合、大学として基準協会の評価が適合であっても、看護の質を高めるための改善につながらないこともある。

《テーマ・内容が興味深い》

・大変おもしろい試行、ピアレヴューであった。発達してほしい。

・評価を受けた大学が一番効果を感じていることが分かった。カリ改正の申請と今回の書類提出と、大変だったと思う。よく短期間で実施したと感心する。

《効果やメリットの理解》

・評価を受けることのメリットがわかった。

・組織内で改革するためには様々な障害があること考えると、大学間(他大学との)ピアレビューの結果を使って大学の改革、教育の質保証に取り組むことは効果的だと思った。

《今後への期待》

・時間的制約の中での発表なので無理だと思うが、具体的な内容をもう少し知りたかった。概説的、抽象的だった。

・看護学士教育レベルがしっかりとなされているか、大学教育の質の評価という本来の目的が忘れられないように(認証評価を受けたということ事実のみで大学のアピールにならないように)評価機関としての位置づけを確立されてほしい(文科省とのちがいも明確にしてほしい)。

・専門分野の評価は、基準協会の評価よりもっと教育内容、卒業時の評価を主体にするものと思うが、その具体的な様子がきけなかったことが残念である。

・本協議会のモデルコアに沿った評価で対外的に通用するのかが少し疑問に感じる。評価方法の再検討が必要ではないか。

【「あまりならなかった」と答えた理由】

《評価の内容や方法について》

・大学基準協会の評価認証との差があまり分からなかった。本学の評価の際は実習施設などの見学や演習の実地見学などもあった。専門分野別評価の部分の視点について、今後に期待したい。

・①どのような評価項目を用いて、②どのような方法で調査したか、③その結果はどのようなものか、のうち②しか理解できなかった。③については調査しなくても明らかになっている課題ではないか？

・評価内容(10 項目)を示して評価の視点を説明してもらいたかった。短い期間に実施されて大変だったと思う。評価は、Structure、Process、outcome の 3 視点が必要である。Process に注目するのは良いが、軽重はあっても 3 視点が必

要だと思う。

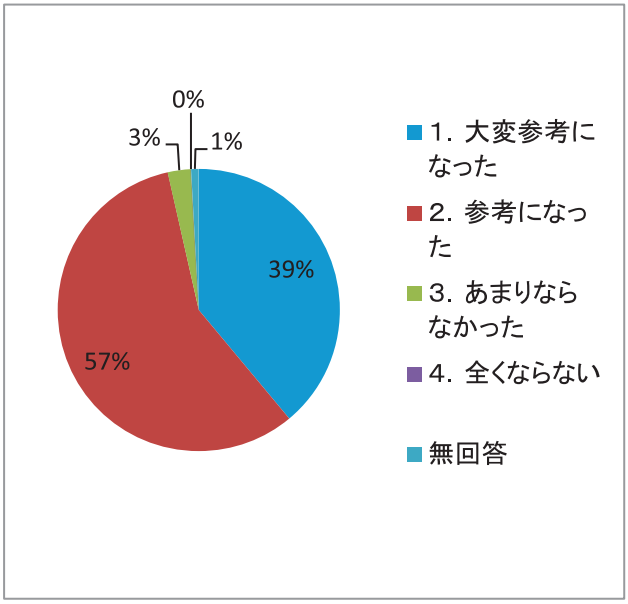
・構造評価の内容であって、プロセス評価の内容か示されていない。

【その他】

・評価を受けることで、自己評価が自らの組織を系統的に見直すことができ、課題の明確化につながると実感した。評価委員の評価の妥当性はどのように担保されているのか。他学科との関係性（意志決定や教員評価等）の問題点の類似性はわかった。

２．「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究プロジェクト」について

１．大変参考になった	44
２．参考になった	65
３．あまりならなかった	3
４．全くならない	0
無回答	1
計	113



【「大変参考になった」と答えた理由】

《これからの教育方法の改善、検討に生かすことができる》

・学士の主観的達成度が分かり参考になった。保健師教育が選択制となる大学が多い中で、各校が再度検討する必要があると感じた。

・新設大、3 年目を迎えており、4 年目になると卒業生を出す。 卒業時到達度目標に充てて実施しているので、次の評価につなげていきたいと強く感じた。

・日々の講義、実習で学生が思っている到達度が明確になった点から、指導方法、内容を再考する資料になった。

・大学の中期計画の策定と評価に役立つ。

・教員の評価と学生の評価との違いがある項目、学生の評価が低い項目などについて、教育方法の改善で強化していくことができるように参考にしたい。

《現状を知るための貴重な資料であった》

・コアカリキュラムの教員・学生からの調査であり、貴重なデータと考えた。

・調査に協力したので、結果が興味深かった。本学でも学生あるいは実習指導者などでの調査も考えてみたい。

・教員の期待と学生の到達状況についての現状を知ることができ、参考になった。

・大変参考になった。今回の調査は統合カリキュラムで教育を受けた学生が対象であった。今後、保健師選択制になった場合、4 群の 15 の実践能力はどのように考えていくのかと思った。

・教員側、学生側の認識を見える形にしてもらった。

・具体的な process があり確立されている。実施される側の報告があり、参考になった。

・学生の認識する到達度と教員の期待する到達度に差があることがわかった。

・教員が学生にどの程度期待しているか、またそれに対して学生がどのくらいできているかわかった。これをもとに、

どの項目の教育内容を検討すべきか、本学のカリキュラムにも反映させたい。

・教員の項目間の重みづけ、学生の達成度自己評価、それぞれに項目間差があるのは興味深く、納得もできるものであった。

・ていねいな説明・報告でわかりやすかった。学士課程版看護実戦能力と到達目標に示された能力に値する教員・学生両者の新式の概要、課題が把握できて良かった。報告を参考にしたい。

《すぐに活用できる資料であった》

・本学部においても試行してみたいと思った。

・自大学においての学生到達度の評価に使用できる。

・調査結果が分かった。報告書で詳しく読みたい。卒業時到達状況の評価方法の 1 つとして参考になった。

【「参考になった」と答えた理由】

《これからの教育の見直しに役立つ》

・現在ちょうど課題になっており、FD でもどのように取り組んでいくか思案中である。

・評価表として活用できることを学んだ。課題はあるが、経年的に調査すると良い情報として活用できると考える。

・本学で独自に検討している内容に概略では一致していたが、詳細が示されていたため、今後の方向性の示唆となった。

・自校の教育課程評価に活用できる。

・現在、〝学習成果〟の 202 項目を用いて科目担当教員に教育内容をチェックしている。今後、評価をどのように推進するか検討中であり、活用の方法の参考になると考えている。

・今後自大学部でのカリキュラムの評価をしていくにあたり、参考になった。

・本学独自の内容検討と到達評価を行う際の参考にできる。

・完成年度を迎える前なので、到達レベルの検討に役立つ。

・到達度をどのような方法で、どのレベルで評価するのか、又はできるのか、関心を持っているため参考になった。ただ教員側の期待レベルと学生の認識を同列におけるのか、その比較については少し疑問に思った。しかし、後のほかの報告者の説明(プロジェクトの方向性)により理由は分かった。

・調査結果には大学の組織(構造)に関するものが多く、教育プロセス、内容、それに関する方法等が十分に報告されなかったことが残念である。しかし「組織的な看護学教員の評価」についての研究と評価報告は、自学だけで行っていた評価の視野を広げるとともに、評価視点の明確化にもつながった。看護教育の質保証をめざしてピアレビューに参加したい。

《結果が興味深かった》

・調査結果が大変興味深かった。報告書を期待している。

・大学卒業時の到達目標の明確化および評価方法の検討は急務の課題といえ、その参考資料として有意義なものであった。

・教育の出口の評価はなかなか難しいと思った。教育側の考えと学生の考えの乖離が興味深かった。

・卒業時到達度については本学もどのように活用していくかを検討している。教員と学生の評価の違いは関心があった。評価方法をこの結果からどのように開発していくのか、今後の楽しみである。

・教員と学生のとらえ方に違いがあることが明らかになったのはおもしろい結果だと思った。

《現状と課題の確認ができた》

・教員の到達目標と学生の自己評価とのズレは常に感じており、どのように評価していくかを考える機会となった。
・学生の主観的評価は到達度の評価にはならず、学生の満足感や努力度の振り返りになっていると思った。最近、臨床実習に関する実習場との評価会議に、何ができて何ができないのか、新人研修ガイドラインにつながるような明確なものが必要と指摘を受けた。
・教員が求めることと学生の評価との違いがわかってよかった。教員が求めることが現状にあわない部分もあると思う。
・卒業時到達の評価は現在大学で見直しているが、同じ方向性であることが確認できてよかった。
・主観的な評価視点は明らかになったが、客観的な評価をどのように行うかが課題だと感じた。
・教員の期待度と学生の自己評価の現状について、大変参考になった。
・コアの実践能力に関して、教員の期待度と学生の到達状況のギャップの全体像を知ることができた。自己評価という限界をクリアできるような評価方法も求められているのだろうと感じた。

《その他》

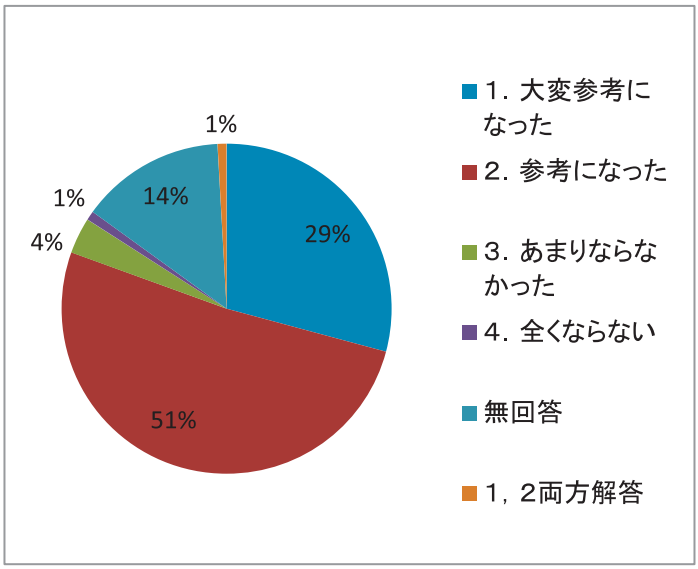
・項目が多すぎてすぐには使えない。

【「あまりならなかった」と答えた理由】

・評価表が「0」「わからない」では、尺度が順位尺度にならないと思う。また項目によっては 0 が 5.3%もあるものがあり、問題だと思う。

３．「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究プロジェクト」について

１．大変参考になった	33
２．参考になった	58
３．あまりならなかった	4
４．全くならない	1
無回答	16
１，２両方解答	1
計	113



【「大変参考になった」と答えた理由】

《自施設で検討していくための資料として》

・教育シラバスの基準として納得できたが、個々の院生がすべてを到達できるように教育できるのか？科目の選定基準など再考したい。

・現在、大学院のカリキュラムの変更を検討している。今回の修士課程に求められる能力を参考に、もう一度検討したいと思う。

・大学院設立の準備段階にあり、能力や質問項目内容でよりイメージがわいた。

・学部教育修了時の学生の状況から、2 年間で本日必須とされている能力が身につくのは困難さを感じた。しかし、学生の力は開発されれば無限なので教育する側の意識も変える必要があると感じた。各能力の下位項目をうかがい、具体的なイメージがわいた。

《これからの展望について》

・もう少しわかりやすいといい。

・外国のものをそのままもってくるのではなく、マスターレベルのコンピテンシーを作り上げようとする提案に協力したいと思った。

・修士課程修了生に求められる能力Ⅰ～Ⅹを提示してもらった。現在、大学を出ていなくても大学院に入学できるシステムになっている。これだけの能力を期待するならば、入学時に求められる能力の検討も必要なのではないか。学部レベルのことからやり直している現状を思うと、とてつもない高いレベルだと感じながら聞かせてもらった。

《現状と課題の把握》

・修士課程の教育を振り返り、教育上の教員間のコンセンサスを持つとともに、現在の教育の課題を明らかにするために必要なことと思った。

・具体的にどのような視点で考えていったらよいか分かった。

・大学院でこのような取り組みがあることを知り、興味深かった。

《その他》

・具体的な目標も資料に入れてもらえればよかったかなと思う。
・専門看護師課程、特定看護師と大学院教育の中で本来の修士課程で学ぶべきものがみえづらくなっている昨今、とても意義あるプロジェクトだと思う。9 の Essentials は納得できるものであるが、米国ならではのことなのか、日本で通用できるか疑問である。
・パワーポイントで述べられたことを印刷して配布してほしい。
・精力的調査に基づく報告で、具体的であり多くの内容があった。

【「大変参考になった」・「参考になった」の両方を解答】

・うちの大学も大学院を現在考えている。修士課程修了者に求められる 10 の能力を早く発表してほしいと思う。

【「参考になった」と答えた理由】

《今後自施設での教育の参考資料として》

・専門看護師教育の能力に関しては常に意識していたが、修士の教育全体については十分に検討できていなかったように思う。今後検討していきたいと思う。
・本学は修士課程が始まったばかりで自校の評価に活用できる。今後のブラッシュアップを期待している。
・修士の学生の質保証について、学部の検討課題として持っているので参考になった。
・大学院の教育改善も考える上で参考になる。
・今からの目標等を検討段階と思うので、AACN の方向性が参考になった。日本に見合った Goal の具体的表現になることを期待している。

《今後の調査への期待》

・修士課程修了者に求められる能力について改めて学ぶことができた。修了した学生にもぜひインタビューし、「能力」が現実からあまりかけ離れないものにした方がよいのではないかと感じた。
・近い将来、修士課程の開設を予定している。今回の研究結果を「教育の評価」の指標として活用させてもらうためにも、早い時期にその結果を開示されることを期待している。
・看護実践者、研究者、教育者に共通する到達目標という意味は、教育者の部分のとらえがイメージしにくいように感じたので、今後の中で検討してもらいたいと思った。コア項目だけの方がわかりやすくはないかと思う。
・今後に期待したいが、78 項目の内容がどのレベルを期待するのか学生の現状も含めて検討してほしい。期待するレベルではなくて、コアとなる能力として考えるならば、基準をどう考えるのかが重要と考える。

《教育制度や内容についての意見や疑問》

・修士修了者は国や国民が看護に対するどのようなニーズを持っているかを明らかにできる力を持つ力になるのかと気付いた。やや保健師取得に偏った項目（Ⅱ、Ⅶ）があることが疑問であった。
・修士課程の教育評価の方法、基準の設定が今後明確に求められると考える。そのために 1 方法として参考になった。
・現状の修士課程における目的としては、研究者養成というよりは教員養成機関となっている。大学の生き残りが検討

される現在、設置主体や地域性が鑑みて大学の独自の考え方を反映させるべきと考える。

・学部、修士、博士において到達すべき能力がどのように積みあがるのかが分からない。保健師免許は必要なのか？

・修士課程修了者に求められる能力のⅦ、Ⅷは保健師に必要な能力でもあるが、今後、保健師を選択しない大卒者の修士課程でも適用されるのかを疑問に思う。

・学部教育と合わせて大学院教育における到達目標の明確化や質評価は検討すべきであると感じた(学部を base とし、大学院で advanced にする)。

・大学のレベルに差があると思うが、140 もの大学院が作られた中で、この基準での評価に耐えられる大学院はどのくらいあるのだろうか。非常にレベルが高いと感じた。

・修士課程の設置を検討する際に参考になった。必ずしも学士課程修了生ばかりではないので、教育基準策定が 2 年間で到達できるものかは少し疑問がある。

《今後の課題、展望について》

・今後の方向性が明らかになった。

・教育の基準の提示と、現実の学生の指導を振り返るときびしい現実があることを再認識した。

・教育のコアの明確化が修士課程の教育内容向上に結び付くよう期待している。急激に増加する看護系大学院の教育内容が教員の能力に合った内容かどうか…検討を願う(日本の教育に相当するかどうか)。

・大学院生のニーズ、専攻によって、これらすべての能力が取得できるかは疑問である。しかし、教育提供の義務が可視化される必要性は感じている。

・大学院教育の求める程度が高く、今現在の本大学の現状にあわないと考える。これから教育を高めていく必要があるが、難しい。

・大学院の教育の質をどう評価していくかは課題となっている。自大学の評価の指針として役立つと思った。

【「あまりならなかった」と答えた理由】

・看護系大学院の看護教育者育成という役割についても注目してもらいたい(これは特に博士前期課程で重要である。一方修士課程には臨床での指導能力が含まれると思う)。博士前期課程と修士課程は、明確に区別した方がいいと思う。米国の MSN は後者に相当する。

・看護学修士課程修了者に求められる能力Ⅰ～Ⅹ、ずいぶん高度だ。博士課程は何を期待するのか？

【「全くならない」と答えた理由】

・どのような tool を用いたのかがまずない。

【無回答の方の理由】

・高度実践家の教育に偏っているように思え、教育研究の能力(その位博士へつながることも含め)としてどういう能力が基本となるのかが、もう少し盛り込めると良い。FD でそれに取り組む必要があるため特にそう思う。

・修士課程でコアになるべき要素の概略が少し理解できた。それを具体的に自校の教育目標、講義にどんな表現で表すかが少し理解できた。自分の教育の再評価に使えるように思った。

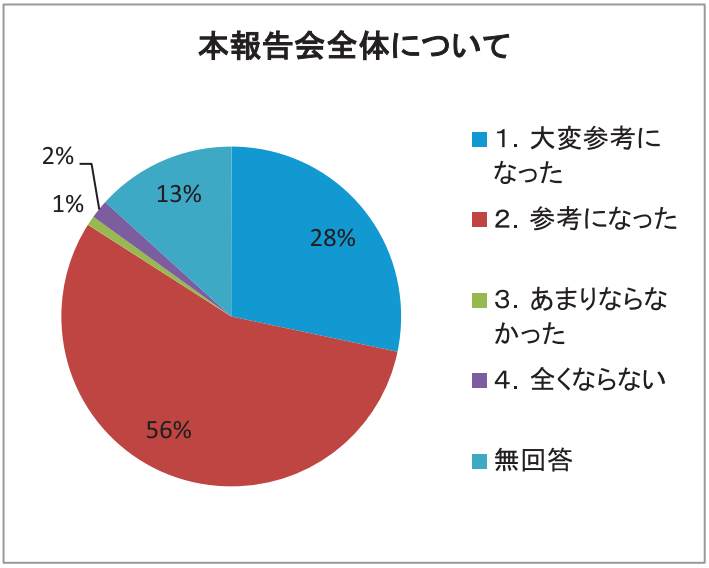
・AACN の解説が役に立つと感じた。具体的に大学内で学習改善をして、質の基本となる知識レベルから保障の一歩をふみ

たいと考える。

・本学でも社会人が増えており、院生に専念できる学生が減少している。また、入学してくる院生自身のレベルも落ちていると思う(英語力、考察力など)。修士修了時、学生間で差ができているのも事実である。基準をつくってもらえれば、それが指標となり、ある一定レベル以上の修了生が増えると思う。

４．本報告会全体について

１．大変参考になった	32
２．参考になった	63
３．あまりならなかった	1
４．全くならない	2
無回答	15
計	98



【「大変参考になった」と答えた理由】

《自施設での教育の見直しに役立つ》

・質保証に関して本学でも取り組んでいるので、どの内容も具体的でタイムリーであり、参考になった。

・看護学教育を再構築したり、評価するために大変参考になった。

《現状と課題の理解》

・それぞれの研究がどのように関連しているかが理解できた。

・看護大学、大学院の課題について、全体的にどんな動きがとられているのかが分かった。看護学の学問としての意味や学問であることへの価値などについても。今後検討してもらいたい。

・学部および修士課程の教育のめざすべきものと、それに向かって進むうえでの課題を各大学で明確化することの必要が理解できた。

《その他》

・専門分野別評価実施について、ピアレビューの必要性は納得できるが、ピアだけでなく第三者評価(外部委員)のしくみを取り入れていく必要がある。

【「参考になった」と答えた理由】

《自施設での教育の見直しに役立つ》

・看護教育のこれからを考える上で参考になった。

・24 年度新カリに向けて、本学も準備してきた。報告会の内容は自校の教育課程の見直しに活用できる。

・学部・院の教育プログラムを再考する機会になった。

・各プロジェクトが研究的方法を用いて課題分析をされており、大変な時間を要したと考えられるが、分析方法がすばらしく根拠がある報告だった。大学内で少しずつ応用できると思った。

《現状と課題の理解》

・看護系大学の今後の方向性、教育のすすむべき位置づけが明確になり有益であった。

・本大学の教育企画の立場で従事している教員の活躍が把握できた。看護学科内にも本日の報告内容を伝達し、課題を共有していきたいと感じた。修士課程、博士課程での教育の質評価についても課題になっていることがよくわかった。

《モチベーションの向上》

・教育改善に対してあらためて前向きになれた。

・発想をいろいろ広げられるプレゼンテーションばかりで刺激になった。

・他大学の教育に対する努力を知ることができ、動機づけとなった。大学院教育の日が浅いので、報告等はとても参考になった。

平成 23 年度 文部科学省 大学における医療人養成推進等委託事業
「看護系大学の教育の質保証に関する調査研究」
報告書

平成 24 年 3 月 31 日

発行
一般社団法人　日本看護系大学協議会
代表理事　　野嶋　佐由美

〒101-0047　東京都千代田区内神田 2－11－5　大澤ビル 6 階
TEL：03-6206-9451　　FAX：03-6206-9452
E-mail：office@janpu.or.jp

https://doi.org/10.32283/rep.239c5826